

平成 24 年 5 月 11 日
金融庁

金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令について

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 32 号）のうち、公布の日（平成 22 年 5 月 19 日）から起算して 2 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている部分（店頭デリバティブ取引等に関する清算機関の利用の義務付け、取引情報保存・報告制度の創設）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うための「金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令」が本日閣議決定されました。本政令は、平成 24 年 5 月 16 日（水）に公布される予定であり、同年 11 月 1 日（木）から施行されます。

なお、本政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い当然必要とされる規定の整理を内容とし、また、国の機関の所掌事務の範囲及び国の機関相互間の関係を定めるものであることから、行政手続法第 4 条第 4 項第 1 号及び第 6 号並びに第 39 条第 4 項第 8 号に該当するため、同法に定める意見公募手続（パブリックコメント）は実施しておりません。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）
総務企画局市場課（内線 3687）

（別紙）金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令（PDF : KB）

平成 24 年 4 月 27 日
 金融庁

平成 22 年金融商品取引法等改正（2 年 6 ヶ月以内施行）に係る 内閣府令案等の公表について

金融庁では、平成 22 年金融商品取引法等改正（2 年 6 ヶ月以内施行）に係る内閣府令案等を別紙のとおり取りまとめましたので、公表します。

○ 本件で公表する内閣府令案・告示案

	概要	具体的な内容
1 店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令（案）【新設】	[別紙 1 (PDF: K)]	[別紙 2 (PDF: K)]
2 証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）		[別紙 3 (PDF: K)]
3 店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第二条第一項及び第二項に規定する金融庁長官が指定するものを定める件（案）【新設】		[別紙 4 (PDF: K)]

○ 施行期日（予定）

平成 24 年 11 月 1 日

ただし、金融商品取引所等に関する内閣府令の一部改正については、公布の日から施行する予定です。

この案について御意見がありましたら、平成 24 年 5 月 28 日（月）12 時 00 分（必着）までに、氏名（法人その他の団体にあつては名称）、職業（法人その他の団体にあつては業種）、連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）及び理由を付記の上、郵便、ファックス又はインターネットにより下記にお寄せください。電話による御意見は御遠慮願います。

御意見をお寄せいただいた方の氏名（法人その他の団体にあつては名称）については、開示の請求等があった場合には、御意見の内容とともに開示させていただきますので、御承知おきください。開示の際に匿名を希望される場合は、御意見の冒頭にその旨を明確に御記載ください。なお、開示に当たっては、御意見の内容に、（1）個人に関する情報であつて特定の個人が識別され得る記述がある場合、又は（2）法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれのある記述がある場合、には当該箇所を伏せさせていただくことがあります。

御意見に付記された電話番号等の個人情報、御意見の内容に不明な点があった際に連絡・確認をさせていただく場合や御意見がどのような立場からのものかを確認さ

せていただく場合に利用します。

なお、御意見に対しての個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

[インターネットによる御意見はここをクリックしてください。](#)

御意見の送付先

金融庁総務企画局市場課

郵便：〒100-8967

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

ファックス：03-3506-6251

URL：<http://www.fsa.go.jp/>

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

総務企画局市場課（内線 3687）

平成23年金融商品取引法等改正(6ヶ月以内施行)に係る政令・内閣府令

資本市場及び金融業の基盤強化のための
金融商品取引法等の一部を改正する法律
(23年5月17日成立・5月25日公布)

政令・内閣府令のポイント
(23年11月24日施行)

我が国資本市場及び金融業の基盤強化

多様で円滑な資金供給の実現

- ライツ・オファリング(新株予約権無償割当てによる増資)に係る開示制度等の整備
- コミットメントライン(特定融資枠契約)の借主の範囲拡大
- 銀行・保険会社等金融機関本体によるファイナンス・リースの活用解禁
- 有価証券報告書を提出する銀行等の決算公告の免除
- 保険会社のグループ内における業務の代理・事務の代行の届出制への移行

公布後1年以内施行

公布後6月以内(23年11月24日)施行

国民資産を有効活用できる資産運用機会の提供

- プロ等に限定した投資運用業の規制緩和
- 資産流動化スキームに係る規制の弾力化
 - 資産流動化計画の変更手続等の簡素化や資産の取得に関する規制緩和 等
- 英文開示の範囲拡大

公布後1年以内施行

公布後6月以内(23年11月24日)施行

公布後1年以内施行

市場の信頼性の確保

- 無登録業者による未公開株等の取引に関する対応
 - 無登録業者による未公開株等の売付けを原則として無効に
 - 無登録業者による広告・勧誘行為を禁止
 - 裁判所による差止命令の申立てに係る裁判管轄の拡大
 - 無登録業者に対する罰則を引上げ
- 投資助言・代理業の登録拒否事由の拡充

公布後6月以内(23年11月24日)施行

公布後20日後(23年6月14日)施行

公布後1年以内施行

➤ グループの範囲として、当該保険会社の子法人等、議決権の50%超を保有する主要株主又は兄弟会社等に該当する者を規定。

➤ 流動化計画変更に係る規制の緩和
 ⇒ 資産流動化スキームの根幹に関わらない事項を変更届出義務の免除の対象として列挙。
 ⇒ 変更の必要性が高い記載事項につき、あらかじめ定める方法により簡易に変更することを可能とする手続を整備。

➤ 資産取得に係る規制の見直し
 ⇒ 不動産等に付随して用いられる軽微な特定資産(従たる特定資産)の要件を規定するとともに、資産流動化計画への記載義務等を大幅に緩和。
 ⇒ 鑑定評価義務への一本化の対象となる不動産信託受益権の要件を規定。

➤ 資金調達に係る規制の見直し
 ⇒ 特定借入れ以外の借入れに係る借入要件の緩和(借入先を適格機関投資家に限定する旨の要件の撤廃等)。

➤ 資産流動化の応用スキームの促進
 ⇒ イスラム債の発行にも活用することのできる社債的受益権の発行条件を整備。

➤ 取引の無効ルールの対象となる有価証券について、社債、株式、新株予約権等を規定。

平成23年金融商品取引法等改正（6ヶ月以内施行） に係る政令・内閣府令の概要

平成23年11月
金融庁総務企画局

保険会社のグループ内における業務の代理・事務の代行の届出制への移行

同一グループ内での業務の代理・事務の代行

背景

保険会社による、他の保険会社その他金融業を行う者の業務の代理・事務の代行（業務代理等）は、認可が必要であるが、これを同一グループ内にも適用することは、経営資源の有効活用や顧客の利便性向上に支障となっているとの指摘。

改正の概要

業務代理等が同一グループ内で行われる場合は、届出のみで可能に。

効果

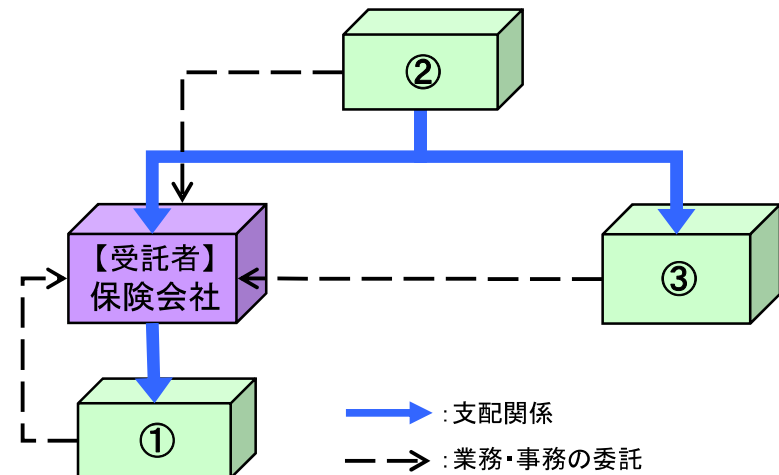
経営資源の有効活用とともに円滑かつ機動的なグループ経営が可能となる。

内閣府令のポイント

同一グループとなる当該保険会社と「密接な関係を有する者」

- ① 当該保険会社の子法人等
- ② 当該保険会社の議決権の50%超の保有者である保険主要株主及びそれ以外の当該保険会社の親法人等である保険会社等
- ③ 当該保険会社を子会社とする保険持株会社の子法人等（当該子法人等が保険会社等である場合は、その親法人等は保険持株会社に限らない）

※他の法人等の株主総会等の意思決定機関を支配している法人等を「親法人等」といい、親法人等に意思決定機関を支配されている法人等を「子法人等」という。



▶ 外国保険会社等についても、保険会社に準じてグループの範囲を規定。

資産流動化スキームに係る規制の弾力化

資産流動化スキームの使い勝手の向上

背景・効果

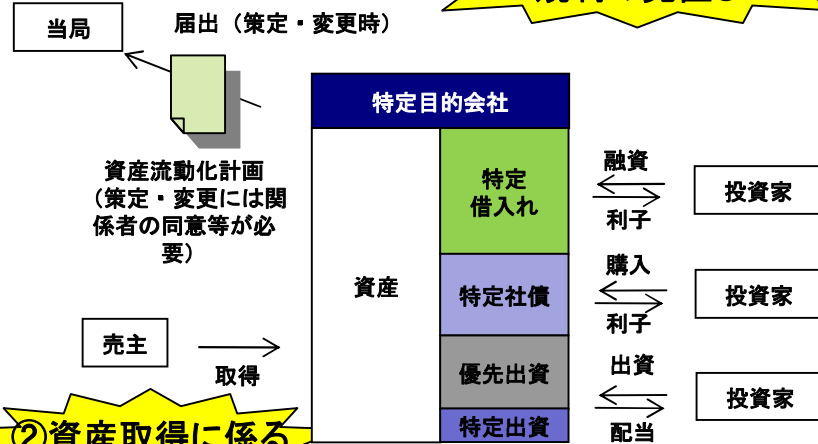
資産流動化スキームの使い勝手を向上させ、不動産市場活性化等を図る

改正の概要

- ①資産流動化計画変更に係る規制の緩和
- ②資産取得に係る規制の見直し
- ③資金調達に係る規制の見直し

①資産流動化計画変更
に係る規制の緩和

③資金調達に係る
規制の見直し



②資産取得に係る
規制の見直し

政令・内閣府令の ポイント

資産流動化計画の変更に係る届出が免除となる 「軽微な変更」(新設)

- 資産流動化スキームの根幹に関わらない事項を列挙。
- ・ 優先出資・特定社債の発行時期
 - ・ 特定資産の取得時期 等

資産取得に際し、信託設定義務等が免除される 「従たる特定資産」(新設)

主たる特定資産である不動産に付随する動産等であつて、当該不動産と一体として使用され、その収益の確保に寄与するもの、と規定。

一例として、

- ・ ホテルにおける什器・備品
- ・ デパートのフードコートの椅子 等

つなぎ資金等の借入れ (特定借入れ以外の借入れ)に係る要件の緩和

- ・ 借入先を適格機関投資家に限定する旨の要件の撤廃 等

※ その他、イスラム債等の発行促進のため、社債的受益権の発行条件を整備。
(変動金利による分配を受ける受益権の容認等)

無登録業者による未公開株等の取引に関する対応(民事ルールの創設)

取引の無効ルールの創設

背景

金融商品取引法上の登録を受けていない業者が、未公開株等について「上場間近で必ず儲かる」などと勧誘を行い、高齢者等に対して不当な高値で売り付けるといった事例が多発
※未公開株に関する相談件数(国民生活センター調べ)
2007年度:2,616件 2008年度:3,071件 2009年度:6,115件 2010年度:8,527件

改正の概要

無登録業者が未公開有価証券の売付けを行った場合、その売買契約を無効に
※ただし、無登録業者が不当な利益を得る行為でないことを立証した場合に限り、当該契約を有効とする

効果

- ・ 国民生活センター等による、無登録業者に対する代金返還交渉の仲介が容易に
- ・ 裁判での被害者の立証責任が軽減される
- ・ 裁判所による無登録業者の資産の散逸を防ぐための保全命令の迅速な発出が可能に 等

政令のポイント

対象となる有価証券

被害の発生状況等を踏まえて、以下の有価証券を規定

- ・ 社債
- ・ 株式
- ・ 新株予約権
- ・ 上記と同様の性質を有する外国証券

上記有価証券のうち、対象から除外されるもの

投資者が、有価証券の売買価格や発行者情報を容易に取得し得るものを除外

- ・ 上場有価証券(法律事項)
- ・ 店頭売買有価証券・取扱有価証券(法律事項)
- ・ 有価証券報告書等の提出会社の発行する社債
- ・ 売出し規制が免除される外国取引所の上場有価証券

平成23年金融商品取引法等改正(1年以内施行)に係る政令・内閣府令等

我が国資本市場及び金融業の基盤強化

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律

(23年5月17日成立・5月25日公布)

(1年以内施行分)

多様で円滑な資金供給の実現

○既存株主の公平な取扱いに配慮した増資手法として投資者保護の観点から積極的活用を求める声がある、**ライツ・オフリングに係る開示制度等の整備**

○大会社等に限定されていた、**コミットメントライン(特定融資枠契約)の借主の範囲拡大**

○子会社等において容認されている、**ファイナンス・リースの提供を銀行・保険会社等金融機関本体にも解禁**

国民資産を有効活用できる資産運用機会の提供

○投資運用業の立上げを促進するため、**登録要件を一部緩和する等、顧客をプロ等に限定した投資運用業の規制緩和**

○外国会社が我が国市場へ上場しやすい環境を整備し、投資者の投資機会を拡大するため、**英文開示の範囲を有価証券届出書等に拡大**

市場の信頼性の確保

○投資者被害の発生を抑止するため、**投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加**

政令・内閣府令等のポイント
(24年4月1日施行)

- 目論見書の作成・交付義務免除の要件として日刊新聞紙に掲載する事項を規定
- 割当て時ではなく行使時に公開買付規制・大量保有報告規制の適用を受ける新株予約権を規定
- 引受証券会社が未行使分の新株予約権を取得する際の株券等所有(保有)割合を規定
- ライツ・オフリングにおけるインサイダー取引規制の軽微基準(重要事実等に該当しない基準)等を整備
- 引受証券会社による新株予約権の行使勧誘について、虚偽告知の禁止等の行為規制を適用

- 銀行・保険会社等金融機関本体に解禁するファイナンス・リースの要件のうち、中途解約禁止に準ずるもの及び付随費用を規定
- 銀行・保険会社等金融機関グループが行うファイナンス・リースを大口信用供与等規制の対象に規定

- 対象となる投資運用業について、顧客であるプロ等(適格投資家)の範囲や運用財産に係る総額の上限を規定
- 最低資本金等の登録要件を緩和

- 外国会社届出書の補足書類のうち「日本語による要約」の記載項目を規定
- 外国会社臨時報告書の「提出理由」は日本語によることを規定

- その他
- 適格機関投資家等特例業務(届出制)に係る届出事項等の追加
⇒届出記載事項に適格機関投資家の名称等を追加
 - 株式等のブロックトレードの円滑化
⇒証券会社による仲介のための買付けをインサイダー取引規制の適用対象から除外
 - 学校法人向けシンジケートローンの金商法の適用除外
⇒銀行等が行う学校法人向けシンジケートローンを金商法上の「みなし有価証券」から除外

平成23年金融商品取引法等改正 (1年以内施行)に係る政令・内閣府令等の概要

平成24年2月
金融庁総務企画局

目次

I. 多様で円滑な資金供給の実現

1. ライツ・オファリングに係る制度整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 銀行・保険会社等金融機関本体によるファイナンス・リースの活用の解禁・・・・・・・・ 4
3. 発行登録における発行条件決定時の発行登録追補目論見書交付義務の免除・・・・・・・・ 5

II. 国民資産を有効活用できる資産運用機会の提供

1. プロ等に限定した投資運用業の規制緩和・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
2. 英文開示の範囲拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

III. その他

1. 適格機関投資家等特例業務(届出制)に係る届出事項等の追加・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
2. 株式等のブロックトレードの円滑化・学校法人向けシンジケートローンの金商法の適用除外・・・・・・・・ 9

ライツ・オファリングに係る制度整備(1)(開示書類関係)

開示規制等の整備

背景

ライツ・オファリングに係る開示書類の負担の指摘がある中、開示書類の手続きの弾力化を図るとともに、投資者へ必要な情報を提供する。

改正の概要

- ①目論見書の作成・交付義務の免除
- ②訂正届出書の取扱いの見直し
- ③コミットメントを行う証券会社の情報の開示

効果

- ・ライツ・オファリングに係る期間の短縮、コスト負担軽減
- ・投資者(既存株主)が的確な判断を行うために必要な情報の提供

内閣府令等のポイント

①株主全員に対する目論見書の作成・交付義務免除の要件として日刊新聞紙に掲載する事項

- (i) 有価証券届出書の提出日
- (ii) EDINETのウェブページのアドレス
- (iii) 発行者の連絡先

②継続開示書類が提出された場合の訂正届出書の要否

有価証券届出書の効力発生後に継続開示書類が提出される場合でも、あらかじめ有価証券届出書に当該継続開示書類の提出等の時期が記載されている場合、訂正届出書の提出は不要

③有価証券届出書にコミットメントを行う引受証券会社による引受けの内容等の記載

コミットメント型ライツ・オファリングの場合、有価証券届出書の「新株予約権証券の引受け」欄に以下の情報を記載

○コミットメントの内容

引受けの態様

引受証券会社が発行会社から新株予約権証券を取得する際の対価の金額等

○コミットメントを行う引受証券会社の株券等保有状況

引受証券会社がコミットメントの対象となる新株予約権の全てを取得することになったと仮定した場合に、株券等保有割合が5%を超えるとき、当該株券等保有割合を記載

ライツ・オファリングに係る制度整備(2)(公開買付規制・大量保有報告規制関係)

開示規制等の整備

内閣府令の
ポイント

背景

ライツ・オファリングが行われた場合の株券等所有(保有)割合の変動の特性を踏まえた公開買付規制・大量保有報告規制の適用が必要

改正の概要

- ①新株予約権無償割当てが行われた場合の株券等所有(保有)割合の調整
- ②引受証券会社の株券等所有(保有)割合の調整
- ③特別関係者への自己新株予約権の譲渡に対する公開買付規制の適用

効果

ライツ・オファリングの利用の円滑化を図ると共に、投資者保護の観点から適正な規制の適用を図る。

①新株予約権の行使時の公開買付規制・大量保有報告規制の適用

一定期間経過後、発行されたすべての新株予約権が行使されることが確保されている新株予約権については、その割当て時ではなく行使時に公開買付規制・大量保有報告規制を適用

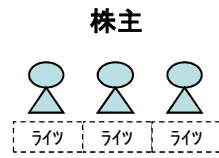
②引受証券会社が未行使分の新株予約権を取得する際の株券等所有(保有)割合の調整

引受証券会社が引受け業として取得した株式等を売却する期間を考慮し、新株予約権の取得日から下記の期間は株券等所有(保有)割合から除外
 株券等所有割合(公開買付規制) : 60日
 株券等保有割合(大量保有報告規制) : 5営業日

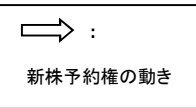
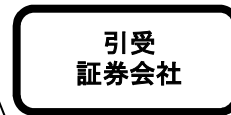
③特別関係者へ自己新株予約権等を譲渡する場合の公開買付規制の適用

発行会社とその形式的特別関係者等のグループ内の者へ新株予約権等を譲渡する場合、公開買付規制を適用

①新株予約権無償割当て

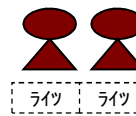


②未行使新株予約権の取得



③形式的特別関係者への譲渡

特別関係者



発行会社

※この他、②に関連して、引受証券会社が売出し等により未行使分の新株予約権(株券)を売却する際の大量保有報告書の記載内容について整理。

ライツ・オファリングに係る制度整備(3)(インサイダー取引規制・証券会社に対する規制関係)

インサイダー取引規制の整備

背景

ライツ・オファリングの特性を踏まえたインサイダー取引規制の整備が必要

改正の概要

- ① ライツ・オファリングに係るインサイダー取引規制の軽微基準を整備
- ② 発行会社が重要事実を知る前に決定した計画に基づき新株予約権の売買等を行う場合について、インサイダー取引規制を適用除外

内閣府令の
ポイント

ライツ・オファリングに係る軽微基準を整備

- 以下の要件を満たす新株予約権無償割当てを軽微基準として規定
- ✓ 新株予約権の行使時の払込金額の総額が1億円未満と見込まれること(株式の募集に係る軽微基準と同等)、かつ、
 - ✓ 1株に対し割り当てる新株予約権の目的である株式の数の割合が0.1未満であること(株式無償割当てに係る軽微基準と同等)

発行会社による恣意性のない新株予約権の取得・売却についてインサイダー取引規制を適用除外

発行会社が、重要事実を知る前に決定した計画・期日等に基づいて以下の行為を行う場合について、インサイダー取引規制を適用除外

- 未行使分の新株予約権を取得条項により取得
- 取得した新株予約権を引受証券会社に売却

証券会社に対する規制の整備

背景

ライツ・オファリングにおいてコミットメントを行う証券会社が、自らが取得・行使する新株予約権の数量を減らすため、不当に権利行使を誘引する可能性に対応する必要

改正の概要

コミットメントを行う証券会社の「新株予約権の行使を働きかける行為」について行為規制を整備

内閣府令の
ポイント

新株予約権の行使の勧誘に係る規制

コミットメントを行う証券会社による新株予約権の行使勧誘について、以下の行為規制を適用

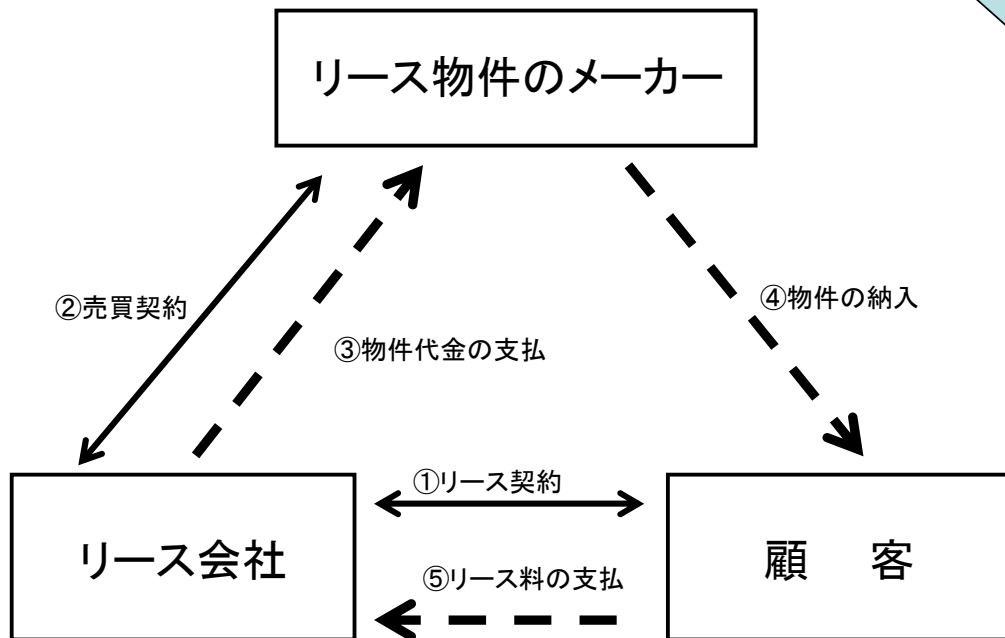
- 虚偽告知の禁止
- 断定的判断の提供の禁止

銀行・保険会社等金融機関本体によるファイナンス・リースの活用の解禁

ファイナンス・リース取引の流れ

ファイナンス・リースは、

- ①中途解約禁止
 - ②物件価格と付随費用をリース料で全額回収（フルペイアウト）
- の2つの要件※を満たすリース取引



※今回金融機関が取扱うことが可能となるのは、リース契約終了後に顧客に所有権が移転しない内容の契約のみ

今回の改正内容

金融機関※1本体がファイナンス・リースを提供※2することを可能にする（代理・媒介含む）

内閣府令の
ポイント

ファイナンス・リースの要件

- ①中途解約禁止に準ずるもの
 - ・中途解約をする場合に、未経過期間に係るリース料相当額をおおむね全部支払うこと。
- ②付随費用
 - ・保険料、固定資産税のほか、利子・手数料（リース物件の維持・管理费用等）とする。

大口信用供与等規制※3

- ・金融機関グループが行うファイナンス・リースを大口信用供与等規制の対象とする。

※1金融機関：銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、系統、保険会社

※2信用金庫、信用組合、労働金庫、系統は、原則、取引の対象を会員等に限定

※3貸出金等の信用の供与の集中を排除するため、金融機関・グループの債務者等（単体・グループ）に対する信用の供与の額を金融機関・グループの自己資本に対する一定割合以下に制限する規制

発行登録における発行条件決定時の発行登録追補目論見書交付義務の免除

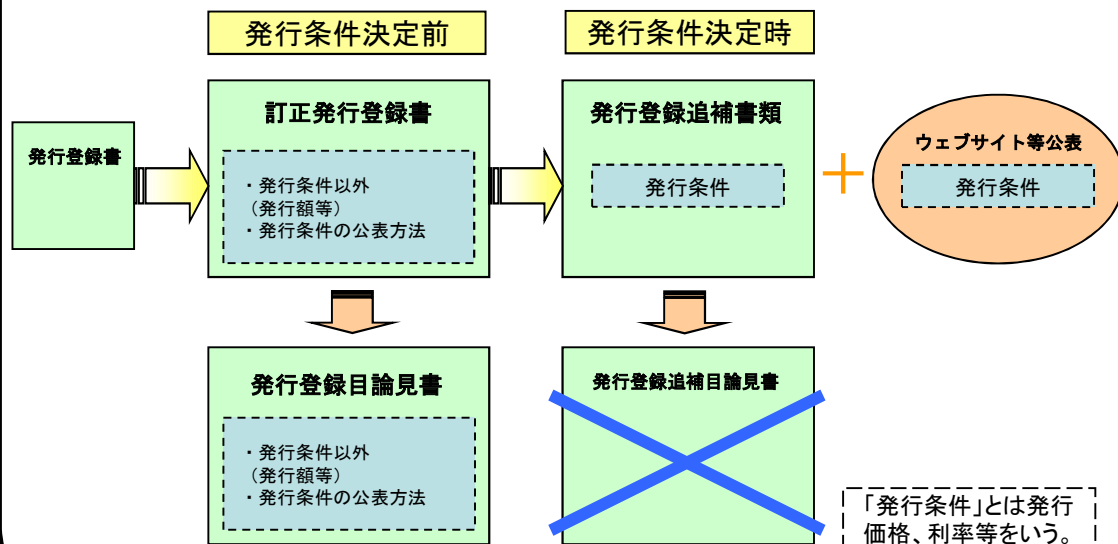
発行登録追補目論見書交付義務の免除

背景・効果

発行条件を記載した発行登録追補目論見書の交付が間に合わなかったことによる投資者の投資機会の喪失を回避

改正の概要

- ①「発行条件の公表方法(ウェブサイト等公表)」を訂正発行登録書等に記載、
- ②「発行条件」がその公表方法により公表された場合
⇒ 発行登録追補目論見書の交付は不要



※ 有価証券届出書には同様の措置が存在

内閣府令のポイント

訂正発行登録書等に記載する「発行条件の内容」

- 発行条件の内容は有価証券ごとに規定
- 〈株券の場合〉
 - ・発行価格、資本組入額、申込証拠金、引受人等
 - 〈社債券の場合〉
 - ・発行価格、利率、申込証拠金、引受人、社債管理者等

※訂正届出書に係る訂正目論見書の交付義務の免除における「発行条件の内容」と同様

訂正発行登録書等に記載する発行条件の「公表方法」

- 発行条件の公表方法は次のいずれか
- ・2以上の日刊新聞紙に掲載
 - ・1の日刊新聞紙に掲載し、発行者又は販売証券会社のウェブサイトに掲載
 - ・発行者及び販売証券会社のウェブサイトに掲載(投資者が閲覧した旨等を電話等により要確認)

※訂正届出書に係る訂正目論見書の交付義務の免除における「公表方法」と同様

プロ等に限定した投資運用業の規制緩和

適格投資家向け投資運用業の創設

背景

現行の投資運用業者に係る規制

- 運用: 厳格な登録要件
- 販売勧誘: 原則、第一種金融商品取引業の登録が必要
⇒投資運用業の立上げの制約

改正の概要

顧客がプロ等に限定された一定規模以下の投資運用業(適格投資家向け投資運用業)について

- ①登録要件を一部緩和
- ②当該業者が運用するファンド持分の販売勧誘についても登録要件の特例を整備

政令・内閣府令
のポイント

プロ等(適格投資家)の範囲

- ①特定投資家に準ずる者
有価証券等の金融資産保有額が一定以上の者
 - ・保有額が3億円以上の法人又は個人
 - ・保有額が100億円以上の年金基金 等
- ②業者と密接な関係を有する者
当該運用業者の役職員、親会社等

一定規模以下

- ・運用財産の総額
⇒200億円以下

登録要件の一部緩和

- ・最低資本金等要件
5,000万円以上→1,000万円以上

その他

- ・転売制限(取得した持分の一般投資家への譲渡禁止)等の潜脱防止措置に係る規定を整備 等

英文開示の範囲拡大

発行開示書類等による英文開示

背景・効果

外国会社が上場しやすい環境を整備し、投資者の投資機会を拡大

改正の概要

有価証券報告書、四半期報告書等に加え、

- ①有価証券届出書の英文開示(外国会社届出書の提出)が可能に
- ②臨時報告書の英文開示(外国会社臨時報告書の提出)が可能に

有価証券届出書の英文開示

有価証券届出書

証券情報
日本語

発行者情報
日本語

外国会社届出書

証券情報
日本語

発行者情報
英語
(+補足書類)

内閣府令のポイント

外国会社届出書の補足書類の記載内容

外国会社届出書に添付する補足書類の内容を規定

- ・発行者情報のうち「主要な経営指標等の推移」、「事業の内容」及び「リスク情報」の日本語による要約
- ・外国の開示書類に記載がない事項の日本語又は英語による記載
- ・その他外国会社が必要かつ適当と認める発行者情報の日本語による要約
- ・有価証券届出書との対照表

組込・参照方式における外国会社報告書の利用

組込方式・参照方式の有価証券届出書及び発行登録書における参照書類に以下の継続開示書類を追加

- ・外国会社報告書
- ・外国会社四半期報告書
- ・外国会社半期報告書
- ・外国会社臨時報告書

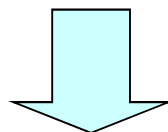
外国会社臨時報告書の記載内容

「提出理由」については日本語、具体的な「報告内容」については英語による記載を可能とする

適格機関投資家等特例業務(届出制)に係る届出事項等の追加

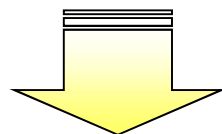
現行制度

適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）を行う業者は、
①適格機関投資家1名以上、②それ以外の者49名以下を相手とすることなどを要件に、
登録なしに届出のみで業務（組合ファンドの運用・持分の販売）を行うことが可能



背景

近時、適格機関投資家1名以上の要件を満たさない届出業者のファンドで投資者被害が発生
（実体のない法人等において届出が提出される事例も）



内閣府令の
ポイント

- 届出事項の拡充
特例業務要件を満たしているかどうかの把握が行えるよう、適格機関投資家の名称等を届出
- 添付書類の追加
届出者の実体を確認するため、届出者の本人確認資料（登記簿謄本等）を届出書に添付

※ 適格機関投資家とは、銀行・証券会社等、有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者をいう。

株式等のブロックトレードの円滑化・学校法人向けシンジケートローンの金商法の適用除外

株式等のブロックトレードの円滑化

【金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン(平成22年12月24日公表)関連】

背景

大口株主等が保有株式を売却する際に利用するブロックトレードにおいて、証券会社が仲介のために行う5%以上の買付けが、インサイダー取引規制の対象となる「買集め行為」に形式的に該当するため、円滑な取引に支障が生じているとの指摘。

※「買集め行為」に該当すると当該事実が未公表の間は売買ができない。

改正の概要

証券会社による仲介のための買付けは、会社の支配等を目的とするもの(=買集め)ではないため、インサイダー取引規制を適用除外に

内閣府令のポイント

証券会社による仲介のための買付けをインサイダー取引規制の適用対象から除外

- ① 証券会社が仲介のために行う5%以上の買付けを、インサイダー取引規制の対象となる「買集め行為」から除外
- ② 但し、仲介目的であることを担保し、転売できないリスクがあることを周知するため、証券会社に以下を義務付け
 - ・ 仲介目的の買付けであることを売主と約すること
 - ・ 買付け後直ちに、仲介目的の買付けを行ったことを公表すること

学校法人向けシンジケートローンの金商法の適用除外

【「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針(平成23年4月8日閣議決定)関連】

背景

銀行等が行うシンジケートローン(協調融資)は基本的に金商法の規制対象外であるが、一定の学校貸付債権が金商法の規制対象(みなし有価証券)となっているため、学校法人向けシンジケートローンについても金商法の規制対象となっている。

改正の概要

銀行等が行う学校法人向けシンジケートローンを金商法の適用除外に

政令のポイント

銀行等が行う学校法人向けシンジケートローンを金商法上の「みなし有価証券」から除外

貸付けのプロのみが行うものとして、以下の要件を満たす学校法人向けシンジケートローンを「みなし有価証券」から除外

- ✓ 法令の規定により貸付けを業として行うことができる者(銀行等)のみが行う貸付けであること、かつ、
- ✓ 銀行等以外への譲渡が禁止されていること

金融商品取引法等の一部を改正する法律案の概要

我が国金融・資本市場を取り巻く環境の変化



我が国市場の国際競争力の強化
及び利用者利便の向上

グローバルな金融・資本市場の混乱を
踏まえた金融システム強化の必要性

利用者が安心して取引できる
適切な規制整備の必要性

「総合的な取引所」の実現に向けた制度整備

「新成長戦略」、「日本再生の基本戦略」等に基づき、証券・金融、商品を横断的に一括して取り扱う「総合的な取引所」の実現に向け、以下の制度整備を行う。

商品・取引所に関する規制の整備

- 商品^{注1}デリバティブ取引を、金融商品取引所において取り扱えることとする
- 「総合的な取引所」については、金融商品取引法に基づき、内閣総理大臣（金融庁）が一元的に監督^{注2}

業者等に関する規制の整備

- 仲介業者、清算機関等についても、証券・金融、商品を横断して取り扱うことができる制度を整備

農林水産大臣・経済産業大臣との連携

- 商品デリバティブ取引に係る一定の監督権限の行使について、農林水産大臣・経済産業大臣との事前協議等の規定を整備し、相互連携を確保

⇒ 「総合的な取引所」の実現・利用者の利便性の向上

店頭デリバティブ取引等の公正性・透明性の向上

店頭デリバティブ規制の整備

- 国際的な制度整備の要請も踏まえ、一定の店頭デリバティブ取引における電子取引システムの使用義務付け^{注3}
- ⇒ **取引の公正性・透明性の確保**

適切な不公正取引規制の確保

課徴金制度の見直し

- 課徴金の対象を追加・拡大
 - ・ 外部協力者が、開示会社による虚偽開示書類の提出に加担する行為
 - ・ 金融商品取引業者以外の者が他人の計算で行った不公正取引
- 課徴金の調査において、違反者等に出頭を命ずる権限を追加

⇒ **市場の公正性・透明性を損なう行為を抑止**

インサイダー取引規制の見直し

- 企業の組織再編に係る以下の行為についてインサイダー取引規制から適用除外
 - ・ 事業譲渡による保有株式の承継のうち違反行為の危険性が低い場合
 - ・ 合併等の対価としての自己株式の交付

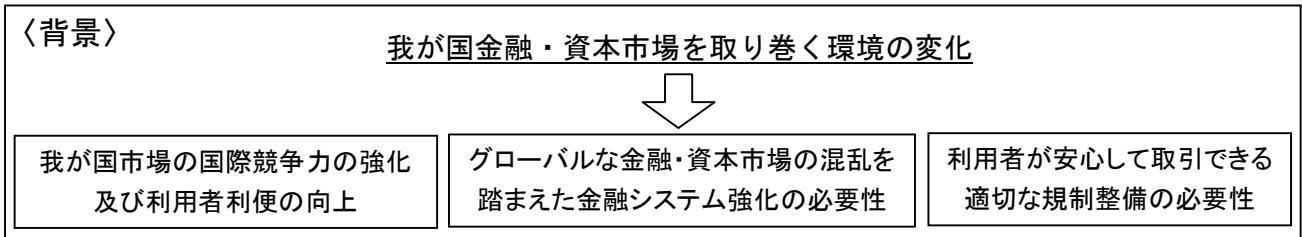
⇒ **企業のグループ経営の円滑化**

(注1) 当面、コメ等を除く

(注2) 商品のみを取り扱う取引所については、従来どおり、農林水産大臣・経済産業大臣が監督

(注3) 店頭デリバティブ規制のうち、「清算集中制度」、「取引情報の保存・報告制度」等は整備済(平成22年金商法改正)

金融商品取引法等の一部を改正する法律案の概要



I 「総合的な取引所」の実現に向けた制度整備

1. 商品・取引所に関する規制の整備

- 商品^(注1)を「金融商品」と位置付け、当該商品に係る市場デリバティブ取引を、金融商品取引所において取り扱えることとする
 - (注1) 当面、コメ等を除く
- 証券・金融と商品を横断的に一括して取り扱う「総合的な取引所」については、金融商品取引法に基づき規制し、内閣総理大臣（金融庁）が一元的に監督^(注2)
 - (注2) 商品のみを取り扱う取引所については、引き続き、商品先物取引法に基づき規制し、農林水産大臣・経済産業大臣が監督
- 「総合的な取引所」における商品デリバティブ取引について、当業者（商社、事業者）等を取引参加者として位置付けられる枠組みを整備

2. 業者等に関する規制の整備

- 取引業者、清算機関等についても、証券・金融、商品を横断して取り扱うことができる制度を整備
 - 「総合的な取引所」における商品デリバティブ取引に係る業務を第一種金融商品取引業に追加
 - 取引業者の行為規制等は、金商法規制を原則としつつ、現行商先法規制等を勘案
 - 「総合的な取引所」における商品デリバティブ取引の清算を金融商品取引清算機関の業務と位置付け

3. 不公正取引に関する規制の整備

- 「総合的な取引所」における商品デリバティブ取引に係る不公正取引について、金融商品取引法の既存の市場デリバティブ取引と同様の規制を適用

4. 農林水産大臣・経済産業大臣との連携

- 「総合的な取引所」における商品デリバティブ取引に係る一定の監督権限の行使について、農林水産大臣・経済産業大臣との事前協議等の規定を整備し、相互連携を確保

II 店頭デリバティブ取引等の公正性・透明性の向上

・ 店頭デリバティブ規制の整備

- 店頭デリバティブ取引における電子情報処理組織の使用義務付け

- 国際的な制度整備の要請も踏まえ、金融商品取引業者等が、一定の店頭デリバティブ取引を行うに当たり、金融商品取引業者等が提供する電子情報処理組織を使用することを義務付け
- 外国から電子情報処理組織を提供する者については、内閣総理大臣の許可により、金融商品取引業者等を相手方とする店頭デリバティブ取引等を可能とする制度を整備

Ⅲ 適切な不公正取引規制の確保

1. 課徴金制度の見直し

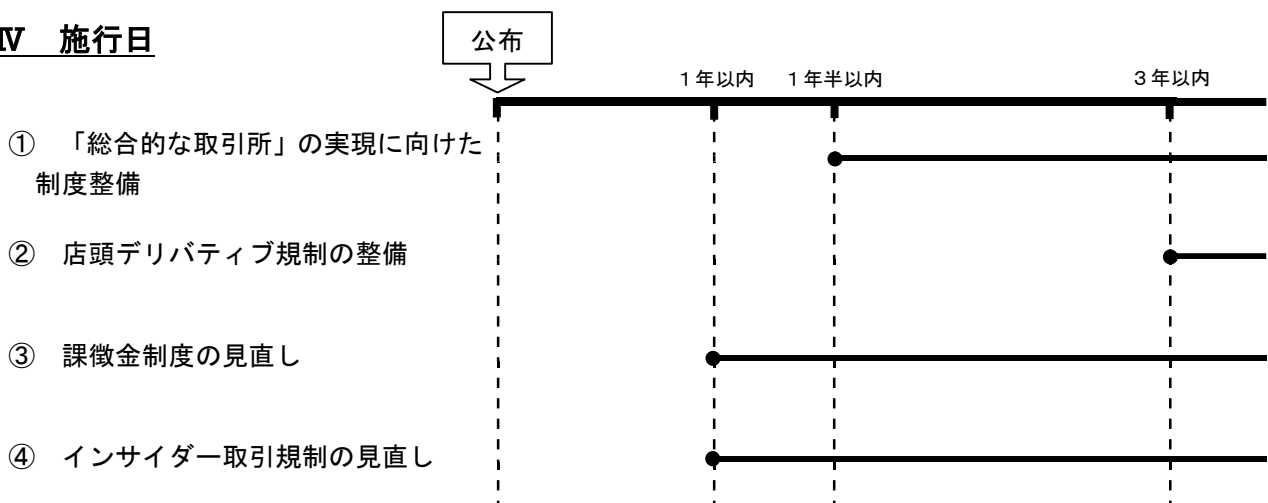
- 虚偽開示書類等の提出等に加担する行為に対する課徴金の適用
 - 外部協力者が、発行者等による虚偽開示書類等の提出等に加担する行為を、課徴金の対象に追加
- 不公正取引に関する課徴金の対象拡大
 - 金融商品取引業者等以外の業者や投資家が、顧客等の他人の計算で行った不公正取引について課徴金の対象に追加
- 課徴金の調査において、違反者等に出頭を命ずる権限を追加
 - 外部協力者に対する課徴金及び不公正取引を行った者に対する課徴金に係る事件の調査権限として、違反者等に対する出頭命令を追加

2. インサイダー取引規制の見直し

企業の組織再編に係るインサイダー取引規制の適用除外

- 事業譲渡による保有株式の承継について、インサイダー取引の危険性が低い場合（株式が承継資産の一部（20%未満）の場合等）を適用除外とする
 （注）合併・会社分割についても、事業譲渡と同様の規制とする
- 合併等の対価としての自己株式の交付を、新株発行の場合と同様に適用除外とする

Ⅳ 施行日



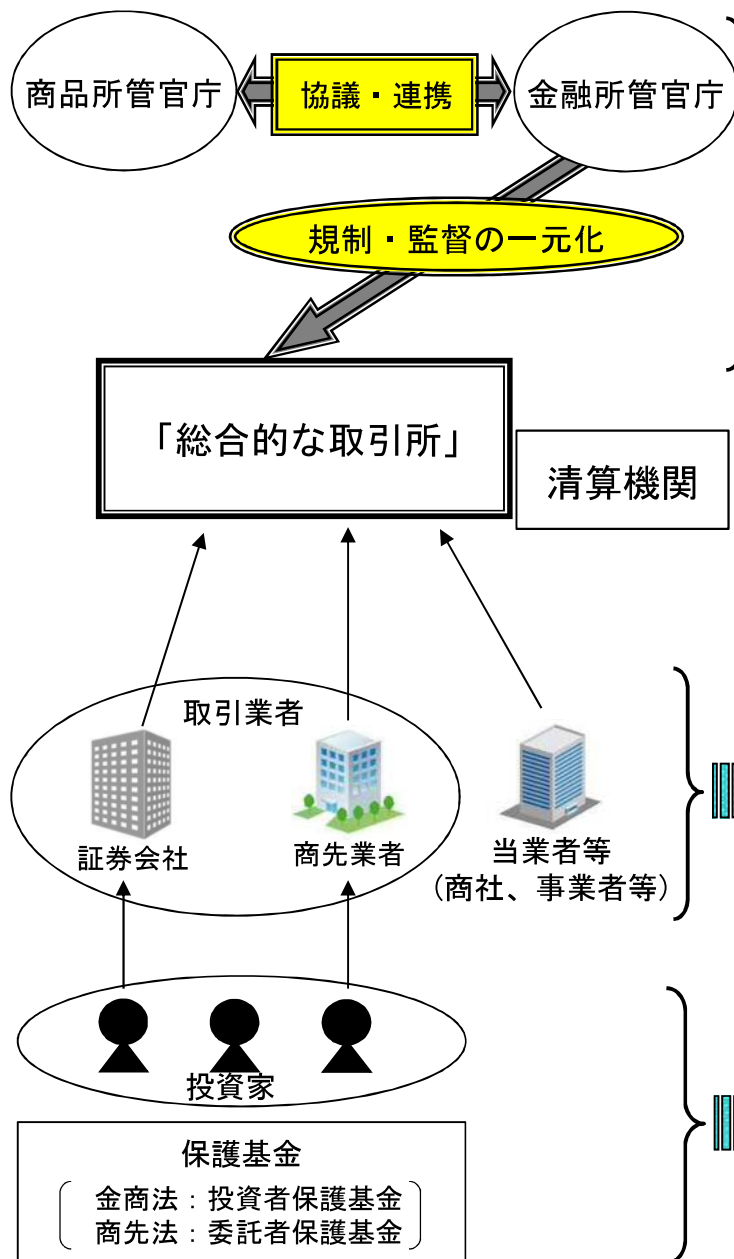
金融商品取引法等の一部を改正する 法律案に係る説明資料

平成 24 年 3 月
金 融 庁

目次

I. 「総合的な取引所」の実現に向けた制度整備	1
II. 店頭デリバティブ規制の整備	2
III. 課徴金制度の見直し	
1. 虚偽開示書類の提出に加担する行為に対する課徴金の適用	3
2. 課徴金に係る調査権限への出頭命令の追加	3
3. 不公正取引に関する課徴金の対象拡大	4
IV. インサイダー取引規制の見直し	5
V. 施行スケジュール	6

「総合的な取引所」の実現に向けた制度整備



「総合的な取引所」による横断的市場の実現

- 商品^(注)に係る市場デリバティブ取引を取扱う「総合的な取引所」について、金融所管官庁が一元的に監督
 - ⇒ 二重規制・監督による非効率を解消
- 金融所管官庁と商品所管官庁の協議・連携
 - ⇒ 「商品の生産・流通」に対する悪影響の発生防止

利便性・安全性の高い「清算機関」の実現

- 「総合的な取引所」における清算機関
 - 証券取引所の「清算機関」: 商品デリバティブ取引の清算を業務追加
 - 商品取引所の「清算機関」: " の清算の免許要件の特例

幅広い業者が取引に参加可能な制度の採用

証券会社: 「総合的な取引所」での商品デリバティブ取引業務を第一種金商業に追加
 ⇒ これにより、証券会社は商品デリバティブ取引に参加可能

商先業者: 商品デリバティブ取引業務のみの場合、財務基準は現行の商先法と同様
 ⇒ 商先業者も円滑に「総合的な取引所」での取引に参加可能

当業者: 取引所は、商品デリバティブ取引について、当業者(商社、事業者)等を取引参加者とできる

効率性・公正性を備えた「投資者保護」システムの採用

保護基金: 取引業者には「投資者保護基金」への加入義務あり
 ただし、現行の商先業者は「委託者保護基金」に加入していれば可

不公正取引: 金商法の既存の市場デリバティブ取引と同様の規制を適用

取引業者の行為規制等: 金商法規制を原則としつつ、現行商先法等を勘案

(注) 当面、コメ等を除く

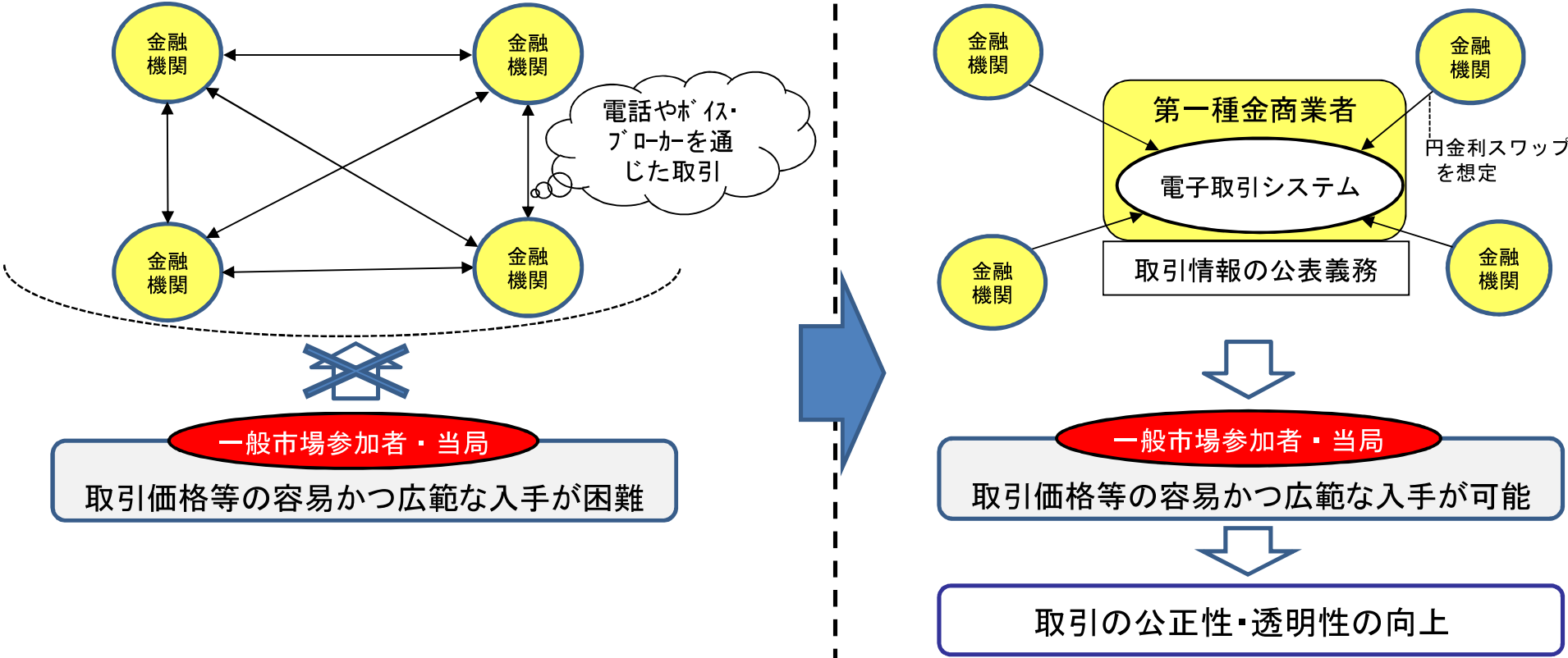
店頭デリバティブ規制の整備

改正の概要

○ G20ピッツバーグ・サミット首脳声明^(注)など国際的な議論も踏まえつつ、一定の店頭デリバティブ取引を行うに当たり、金商業者等に、電子取引システムの使用を義務付けることにより、取引実態の透明性の向上を図る。

(注) G20ピッツバーグ・サミット首脳声明 (2009.9. 25) のポイント (店頭デリバティブ関係)

- ① 標準化された契約の取引所又は電子情報処理組織を通じた取引 ⇒ 今回改正事項
- ② 標準化された契約の中央清算機関を通じた決済 ⇒ (平成22年改正金商法で整備済)
- ③ 契約の取引情報蓄積機関への報告 ⇒ (平成22年改正金商法で整備済)



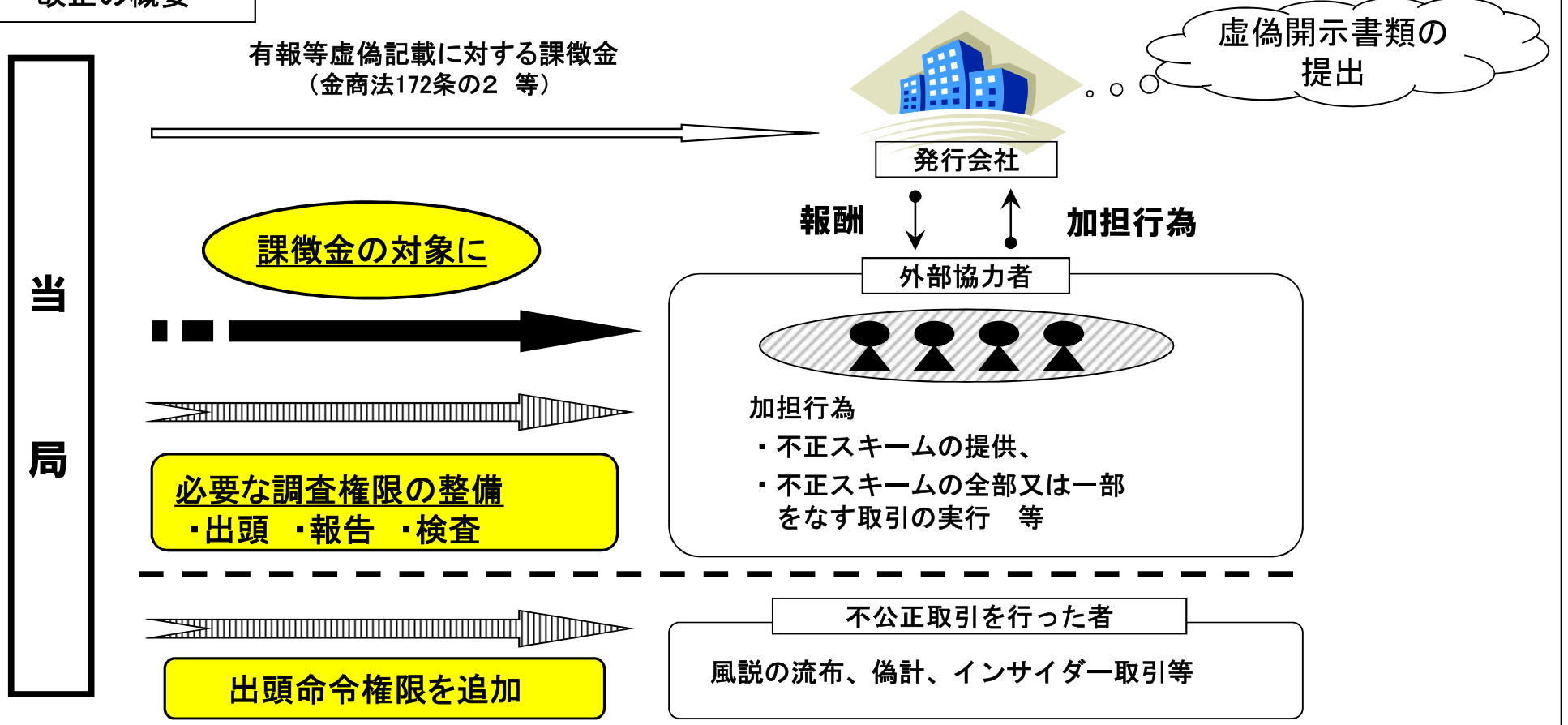
(注) なお、今般の店頭デリバティブ取引は、海外業者との取引が相当の割合を占めていることにも鑑み、海外の電子取引システムの提供者に対して、国内への参入を容易にする許可制度を整備。

課徴金制度の見直し① 虚偽開示書類の提出に加担する行為に対する課徴金の適用
 ③ 課徴金に係る調査権限への出頭命令の追加

背景

- 上場会社等による虚偽記載の手口が、外部協力者の加担行為により複雑化。虚偽開示書類の提出は刑事罰及び課徴金の対象である一方、外部協力者の加担行為は刑事罰の共犯にはなり得るが、課徴金の対象外。
- 不公正取引等に関する課徴金の調査において、対象者が調査に応じない可能性。

改正の概要



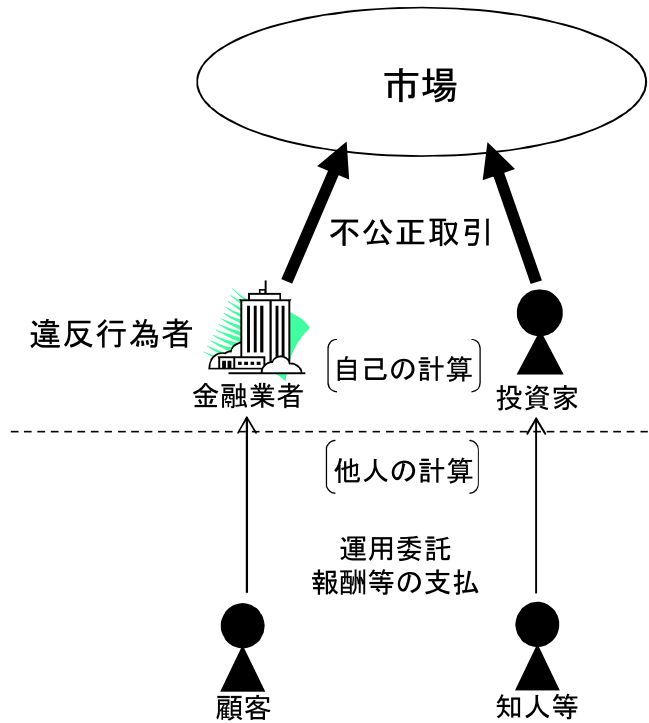
課徴金制度の見直し② 不公正取引に関する課徴金の対象拡大

現行制度

規制・罰則の対象： [誰の計算で行うかにかかわらず] 違反行為を行った者

課徴金の対象： [自己の計算で行う取引] 違反行為を行った者
[他人の計算で行う取引]

- ① 生計を一にする者・子会社等の計算で違反行為を行った者
- ② 顧客の計算で違反行為を行った金融商品取引業者・登録金融機関（銀行等）



課徴金の対象

違反行為者		課徴金の対象	
		自己の計算	他人の計算
業者	金融商品取引業者 登録金融機関（銀行等）	対象	対象〔顧客〕
	上記以外の業者 （預り資産の運用を行う業者等）	対象	〔顧客〕 対象外
投資家		対象	対象〔生計を一にする者等 子会社等〕〔知人等〕



改正の概要

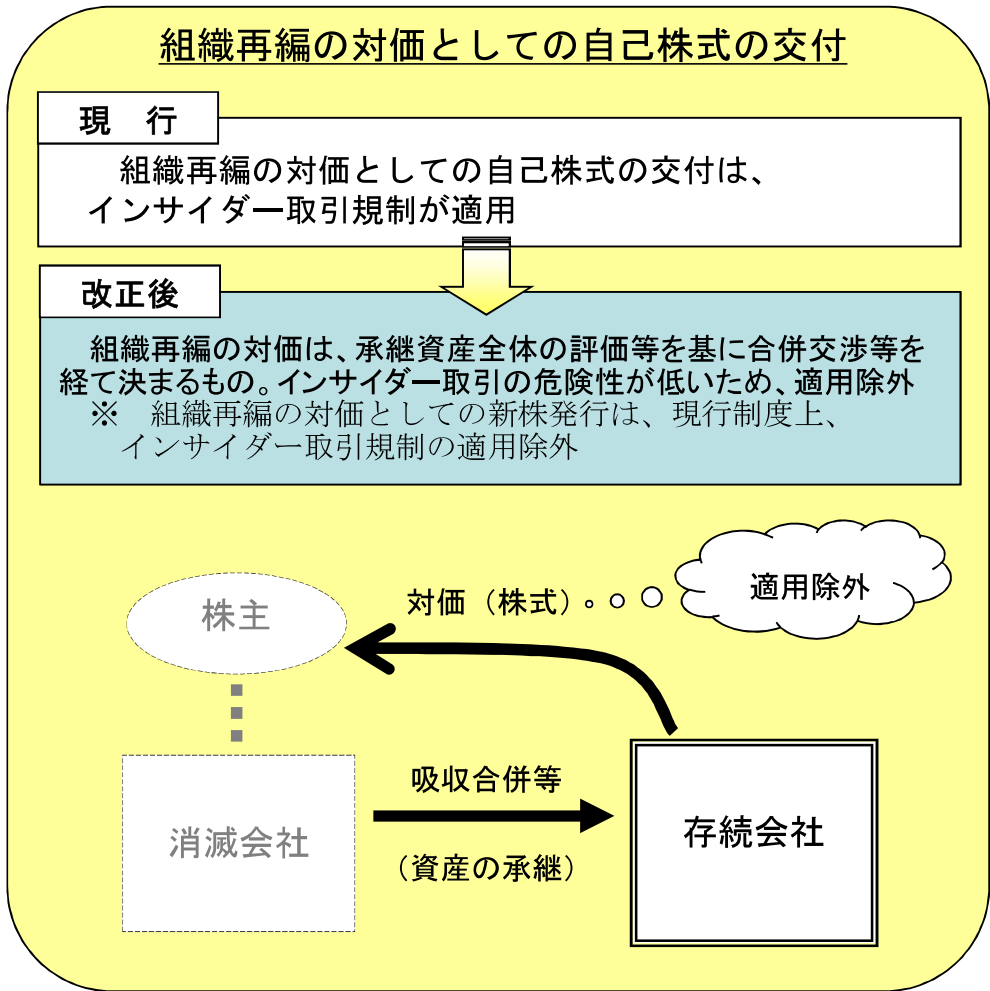
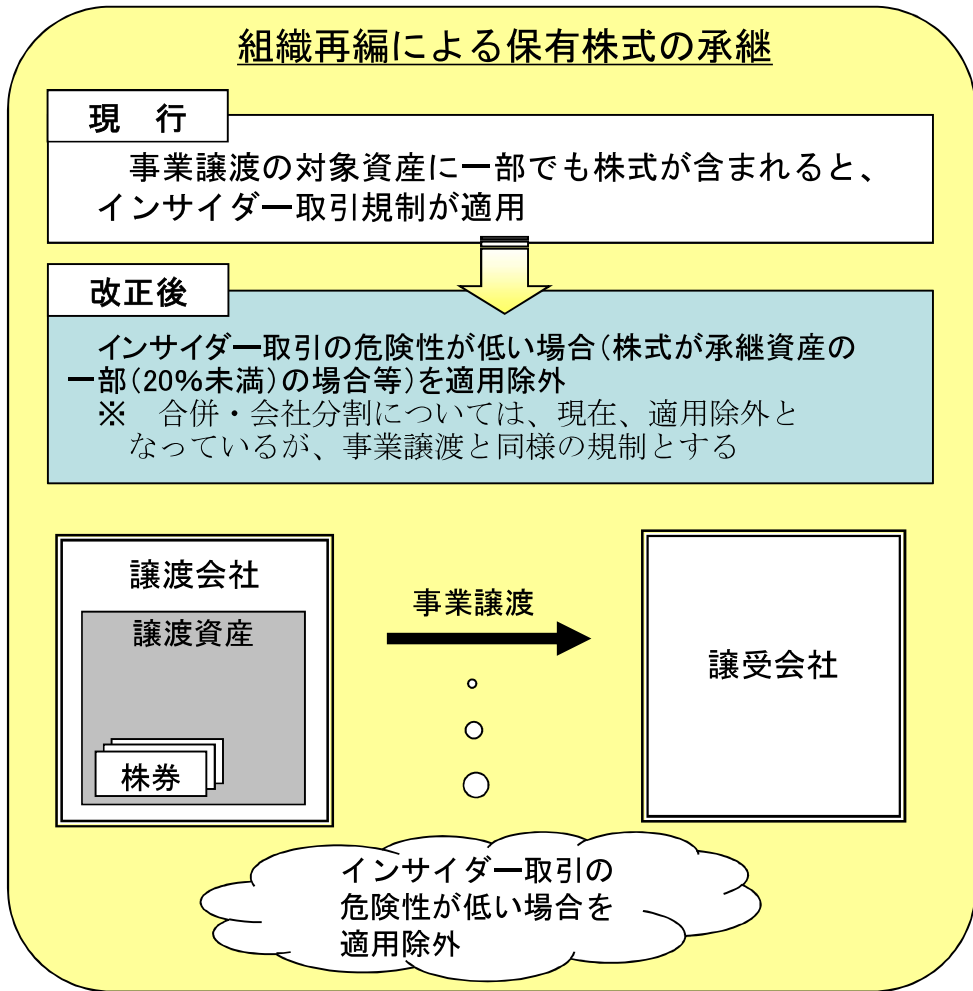
○ 金融商品取引業者等以外の者が、他人の計算で行った不公正取引について課徴金の対象を拡大

インサイダー取引規制の見直し

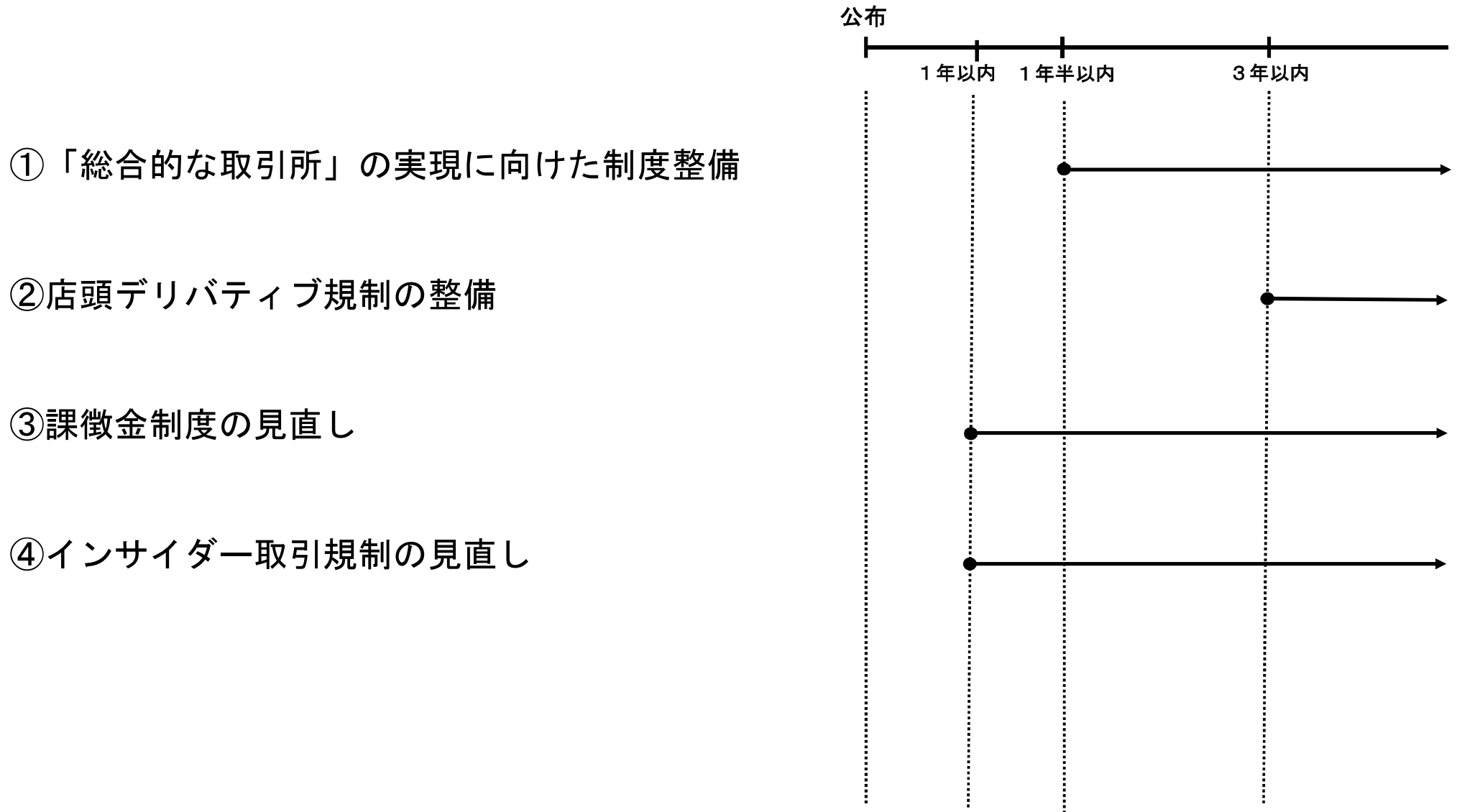
改正の概要

- 企業の組織再編に係る以下の行為についてインサイダー取引規制^(注)から適用除外
 - ・ 事業譲渡による保有株式の承継のうち違反行為の危険性が低い場合
 - ・ 合併等の対価としての自己株式の交付

(注) 上場会社の会社関係者等が、上場会社に関する未公表の重要事実を知りながら、当該上場会社の株券等の売買等を行うことを禁止するもの



施行スケジュール



平成 24 年 3 月 30 日
金融庁

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等に対するパブリックコメントの結果等について

1. パブリックコメントの結果

金融庁では、「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等につきまして、平成 24 年 2 月 29 日(水)から平成 24 年 3 月 21 日(水)にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、5 の個人及び団体より延べ 11 件のコメントをいただきました。本件についてご検討いただいた皆様には、ご協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は [こちら \(PDF : K\)](#) を御覧ください。

2. 改正の概要

(1) 企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

有価証券届出書及び有価証券報告書の記載内容を以下のとおり改正します。

- イ 「役員の状況」において、役員が社外取締役又は社外監査役に該当する場合には、その旨を欄外に注記する。
- ロ 「コーポレート・ガバナンスの状況」において、社外取締役又は社外監査役の提出会社からの独立性に関する基準又は方針の内容(ない場合はその旨)を記載する。(従来の開示ルールの明確化)

(2) 企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)の一部改正

従来、「コーポレート・ガバナンスの状況」において、社外取締役及び社外監査役と提出会社との利害関係について記載されている点につき、

- イ 社外取締役又は社外監査役が他の会社等の役員若しくは使用人である、又はあった場合における当該他の会社等と提出会社との利害関係が含まれること
- ロ 上記の記載においては、金融商品取引所が開示を求める社外役員の独立性に関する事項を参考にすることができることに留意することとします。

3. 公布日等

本件の内閣府令は本日付で公布・施行されています。なお、改正後の規定は平成 24 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度を最近事業年度とする有価証券届出書及び当該事業年度に係る有価証券報告書から適用されます。具体的な改正内容については 別紙 をご参照ください。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

総務企画局企業開示課（内線 3665）

（別紙 1）企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（別紙 2）企業内容等の開示に関する内閣府令 新旧対照条文

（別紙 3）企業内容等の開示に関する留意事項について 新旧対照条文

有価証券届出書を提出せずに有価証券の募集を行っている者の名称等について
(警告書の発出を行った発行会社等)

○ ご覧いただく場合の留意事項

- ・ 掲載されている発行会社等は、警告書の発出を行った時点で無届募集を行っていると認められた者に限られています。そのため、掲載されていない者でも、無届募集に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。
- ・ 掲載されている発行会社等について、必ずしも、現在の状況を示すものではありません。また、その名称及び所在地等について、現時点のものでない場合があります。

商号又は名称	所在地	備考	掲載時期
株式会社NSJ	大阪市中央区今橋一丁目7番19号	旧所在地：大阪市西区北堀江一丁目1番23号	平成24年6月
株式会社生物化学研究所	山梨県中央市乙黒326番地9	旧所在地：山梨県甲府市中小河原町571番地	平成22年11月
ワールド・リソースコミュニケーション株式会社	東京都港区西新橋2-23-11 御成門小田急ビル9階	旧商号：アフリカントラスト株式会社、アフリカパートナー株式会社	平成22年10月

※平成22年6月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

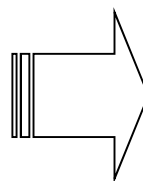
公認会計士試験合格者に係る実務経験の範囲の見直し

公認会計士試験合格者が資格を取得しやすい環境を整備するため、
政令・内閣府令を改正(24年4月から施行)

(注) 現行、監査業務の補助だけでなく、一般の法人等において
2年間の実務経験を踏む場合も、資格取得が可能

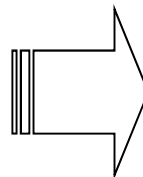
1. 実務経験の対象の拡充

現行は、資本金5億円以上の法人において
実務経験を踏む必要



資本金5億円未満の開示会社や、開示会社の
連結子会社(海外子会社を含む)も対象に

現行は、国・地方公共団体における実務経験
の場合、検査・監査事務を行う必要



国・地方公共団体において財務分析に関する
事務を行う場合も対象に

2. 正職員以外の雇用形態での実務経験が排除されないことの明確化

平成24年7月6日
金融庁

株式会社東京証券取引所グループ及び株式会社大阪証券取引所の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業再構築計画の認定について

本日、株式会社東京証券取引所グループ及び株式会社大阪証券取引所に対し、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、同法第2条第4項第1号に規定する事業の構造の変更及び同項第2号に規定する事業革新を行う者として認定を行いましたので、同法第5条第7項の規定に基づき、事業再構築計画の内容を別添のとおり公表します。

 [認定事業再構築計画の内容の公表\(PDF:114KB\)](#)

【認定事業再構築計画の概要】

1. 事業再構築の実施時期

開始時期 平成24年7月

終了時期 平成26年3月

2. 申請者の概要

株式会社東京証券取引所グループ

資本金 115億円

代表者 取締役 兼 代表執行役社長 齊藤 惇

本店所在地 東京都中央区兜町2番1号

株式会社大阪証券取引所

資本金 47億2,300万円

代表者 代表取締役社長 米田 道生

本店所在地 大阪市中央区北浜1丁目8番16号

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)

総務企画局市場課(内線3583、3616)

認定事業再構築計画の内容の公表

1. 認定した年月日 平成 24 年 7 月 6 日
2. 認定事業者名 株式会社東京証券取引所グループ、株式会社大阪証券取引所

3. 認定事業再構築計画の目標

(1) 事業再構築に係る事業の目標

株式会社東京証券取引所グループ（以下「東証グループ」という。）と株式会社大阪証券取引所（以下「大証」といい、併せて「両社」という。）を取り巻く環境は、情報通信技術の急速な発達に伴う金融取引システムの発展により、企業や投資家が世界のマーケットの中で最も投資環境の良い取引市場を選択して資金調達や投資活動を行うことが可能となったことで、国境を越えた取引所間での競争が激化している状況にある。また、金融取引システムの発展と共に、投資家のニーズの複雑化・高度化が進んでおり、取引所間競争においては、当該ニーズに耐え得るシステムの構築とその安定性・処理性能等の向上が優位性確保に大きな影響を及ぼす状況となっている。

さらに、こうした環境を背景として、海外では国境を越えた取引所同士の合従連衡の動きが進んでおり、日本の取引所がグローバルな取引所間競争においてプレーヤーとして生き残るためには、規模の拡大、取り扱う金融商品の多様化及びコスト削減等による競争力の強化を通じて、流動性の高い効率的な市場を確立し、投資家及び企業の利便性を向上させることが不可欠となっている。

両社は、このような外部環境について共通の危機意識を持ち、競争力強化等のための方策を検討し、その結果、互いに現物市場とデリバティブ市場という異なる得意分野を持ち、補完関係が成立する両社が経営統合を行い、システム統合等を推進することで両社にとって大きなシナジー効果が得られるとの認識で一致した。また、本経営統合により、国際的な金融センターとしてのプレゼンス向上が図られることは、市場利用者にとっても利便性向上等による多大なメリットを創出し、さらには日本経済の再生に向けた金融資本市場全体の競争力強化に資するものと判断し、両社は経営統合を行うとしている。

(2) 生産性の向上を示す数値目標

生産性の向上としては、平成 25 年度には、平成 22 年度に比べて、有形固定資産回転率を 51.9%向上させることを目標としている。

4. 認定事業再構築計画の内容

(1) 事業再構築に係る事業の内容

○ 中核的事業

有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を行うための取引所金融商品市場の開設・運営

○ 選定理由

両社は、主に有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を行うための取引所金融商品市場の開設・運営を行っており、生産性が高い業務として、中核事業になっている。

- (2) 事業再構築を行う場所
東証グループ：東京都中央区日本橋兜町2番1号
大証：大阪府中央区北浜1丁目8番16号
- (3) 事業再構築を実施するための措置の内容
別表のとおり
- (4) 事業再構築の開始時期及び終了時期
開始時期：平成24年7月
終了時期：平成26年3月

5. 事業再構築に伴う労務に関する事項

- (1) 事業再構築の開始時期の従業員数（平成23年11月末時点で算定したもの。以下同じ。）
東証グループ：775人
大証：322人
- (2) 事業再構築の終了時期の従業員数
合併会社：1,042人
- (3) 事業再構築に充てる予定の従業員数
合併会社：1,042人
- (4) (3)中、新規に採用される従業員数
合併会社：102人
- (5) 事業再構築に伴い出向、転籍又は解雇される従業員数
出向予定人員数：なし
転籍予定人員数：なし
解雇予定人員数：なし

別表

事業再構築の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
事業の構造の変更 会社の分割及び合併による中核的事業の開始、拡大又は能率の向上	<p>(東証グループの会社分割)</p> <p>①分割会社 名称：株式会社東京証券取引所グループ 住所：東京都中央区日本橋兜町2番1号 代表者の氏名：取締役兼代表執行役社長 齊藤 惇 資本金：115億円</p> <p>②承継会社 名称：株式会社東京証券取引所 住所：東京都中央区日本橋兜町2番1号 代表者の氏名：代表取締役社長 齊藤 惇 分割前の資本金：115億円 分割後の資本金：(未定)</p> <p>③分割予定日：平成25年1月1日</p> <p>(大証の会社分割)</p> <p>①分割会社 名称：株式会社大阪証券取引所 住所：大阪市中央区北浜1丁目8番16号 代表者の氏名：代表取締役社長 米田 道生 資本金：47億2300万円</p> <p>②承継会社 名称：株式会社大証M(仮称) 住所：大阪市中央区北浜1丁目8番16号(予定) 代表者の氏名：(未定) 資本金：(未定)</p> <p>③分割予定日：平成25年1月1日</p> <p>(合併)</p> <p>①吸収合併存続会社 名称：株式会社大阪証券取引所 住所：大阪市中央区北浜1丁目8番16号 代表者の氏名：代表取締役社長 米田 道生 資本金：47億2300万円</p> <p>②吸収合併消滅会社 名称：株式会社東京証券取引所グループ 住所：東京都中央区日本橋兜町2番1号 代表者の氏名：取締役兼代表執行役社長 齊藤 惇 資本金：115億円</p> <p>③合併予定日：平成25年1月1日</p>	租税特別措置法第80条第1項第1号、第2号、第5号 (認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減)

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
事業革新 第 2 条 第 4 項 第 2 号ハ	有価証券の売買又は市場デリバティブ取引に関連するシステムの統合を行うことで、平成 25 年度の営業収益あたりの営業費用（のれん償却額を除く）を平成 22 年度の数値から 21.4%削減することを目標とする。	

株式会社東京証券取引所グループと株式会社大阪証券取引所の
統合計画に関する審査結果について

平成24年7月5日
公正取引委員会

公正取引委員会は、株式会社東京証券取引所グループと株式会社大阪証券取引所の株式取得に関する計画の届出を受け、審査を行ってきたところ、当事会社が申し出た問題解消措置を前提とすれば、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められたので、当事会社に対し、排除措置命令を行わない旨の通知を行い、本件審査を終了した。

第1 本件の概要

本件は、金融商品取引法の規定に基づき内閣総理大臣の免許を受けて金融商品市場を開設している株式会社東京証券取引所等を子会社に持つ株式会社東京証券取引所グループが、同様に免許を受けて金融商品市場を開設している株式会社大阪証券取引所の株式を取得し、議決権の過半数を取得することを計画しているものである。

第2 本件の経緯

平成24年1月	4日	株式取得に関する計画の届出の受理 (第1次審査の開始)
2月	3日	報告等の要請(第2次審査の開始)
6月15日		全ての報告等の受理 (事前通知期限:平成24年9月14日)
6月26日		当事会社による問題解消措置に係る変更報告書の提出
7月	5日	排除措置命令を行わない旨の通知

第3 結論

当事会社が当委員会に申し出た「新興市場における上場関連業務」、「株式の売買関連業務」及び「日本株に関する株価指数先物取引の売買関連業務」に係る問題解消措置(別紙第4、第5及び第6参照。)を前提とすれば、本件統合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した(本件審査結果の詳細については、別紙参照。)

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課
電話 03-3581-3719(直通)
ホームページ <http://www.jftc.go.jp/>

株式会社東京証券取引所グループと株式会社大阪証券取引所の 統合計画に関する審査結果について

第1 当事会社

株式会社東京証券取引所グループは、金融商品取引法（以下「金商法」という。）の規定に基づき内閣総理大臣の免許を受けて金融商品市場を開設する株式会社東京証券取引所等を子会社とする会社である（以下、株式会社東京証券取引所を「東証」という。）。

株式会社大阪証券取引所（以下「大証」という。）は、東証と同様に免許を受けて金融商品市場を開設している。

第2 本件の概要及び関係法条

本件は、株式会社東京証券取引所グループが、大証の株式を取得し、議決権の過半数を取得すること（以下「本件統合」という。）を計画しているものである。

関係法条は、独占禁止法第10条である。

第3 本件審査の経緯及び審査結果の概要

1 本件審査の経緯

当事会社は、本件統合に関する計画の届出以前から、当事会社が競合する役務である上場関連業務、現物商品の売買関連業務及びデリバティブ取引の売買関連業務等について、本件統合が競争を実質的に制限することとはならないと考える旨の意見書及び資料を自発的に当委員会に提出し、当委員会は、当事会社の求めに応じて、当事会社との間で数次にわたり会合を持った。その後、平成24年1月4日に株式会社東京証券取引所グループから、独占禁止法第10条第2項の規定に基づき、本件統合に関する計画の届出があったので、当委員会はこれを受理し、第1次審査を開始した。当委員会は、前記届出書その他の当事会社から提出された資料、需要者及び競争事業者に対するヒアリング等を踏まえつつ、第1次審査を進めた結果、より詳細な審査が必要であると認められたことから、同年2月3日に株式会社東京証券取引所グループに対し報告等の要請を行い、第2次審査を開始するとともに、同日に、第2次審査を開始したこと及び第三者からの意見書を受け付けることを公表した。

第2次審査において、当委員会は、当事会社から順次提出された報告等のほか、需要者及び競争事業者等に対するヒアリング、アンケート調査の結果、一般から寄せられた意見等を踏まえ、本件統合が競争に与える影響につ

いて審査を進めた。平成24年4月頃までには、株式会社東京証券取引所グループに要請した報告等の大部分が提出されたところ、論点等の説明が必要と認められたことから、当委員会は、その時点での検討結果に基づき、論点等の説明を行った。これに対して、当事会社からは追加の主張及び資料提出があり、当委員会は、当事会社の主張及び資料について検討を行った。その後、新興市場における上場関連業務、株式の売買関連業務及び株価指数先物取引の売買関連業務について、本件統合が競争を実質的に制限することとなるおそれがある旨の当委員会からの指摘に対し、株式会社東京証券取引所グループから競争上の問題の解消方法の提示があり、当委員会における検討を経て、当事会社は、問題解消措置に係る変更報告書を提出した。

なお、株式会社東京証券取引所グループに対する報告等の要請については、平成24年6月15日に提出された報告等をもって、全ての報告等が提出された。

当委員会と当事会社との間では、本件統合に関する計画の届出以前から本件審査期間中を通じて、約40回の会合を持った。

2 審査結果の概要

本件においては、新興市場における上場関連業務、株式の売買関連業務及び株価指数先物取引の売買関連業務について、当事会社が当委員会に申し出た問題解消措置を前提とすれば、本件統合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。また、これら以外の取引分野については、いずれも、本件統合が競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

前記の問題解消措置が講じられることとなった取引分野に係る審査結果の詳細は、後記第4から第6までのとおりである。

第4 上場関連業務

1 概要

上場関連業務とは、上場申請を受け、現物商品（株式、債券、転換社債型新株予約権付社債、新株予約権証券、上場投資信託〔以下「ETF」という。〕、不動産投資信託証券〔REIT〕等）の上場適格性を審査するとともに、上場が認められた現物商品の上場適格性が維持されているかについて継続的に管理・監督する業務である。

2 一定の取引分野

(1) 役務範囲

ア 現物商品の種類による区分

上場関連業務における需要者は、株式については株式発行会社、ETFについては管理会社というように、現物商品ごとに異なり、需要者にとって現物商品間には代替性がないため、上場関連業務については、現物商品ごとに役務範囲を画定する。

以下では、当事会社の上場関連業務の大部分を占める株式（外国株式を含まない。以下、第4及び第5において同じ。）の上場関連業務について検討する。

イ 本則市場と新興市場

株式を上場する市場としては本則市場（注1）と新興市場（注2）とがあるところ、株式を上場する会社が上場先とする市場を選択する場面は、新規公開と上場替え（上場先市場の変更。二部制を採用している取引所〔金融商品取引所及び海外において金融商品取引所と同種の事業を営む者をいう。以下同じ。〕における市場第一部と市場第二部の間の「指定替え」を含む。）の2つである。新規公開を行うのはそれまで上場していない会社であり、上場替えを行うのは既に上場した会社であるところ、新規公開の場合には、そのほとんどにおいて新興市場が選択されており、上場替えの場合には、そのほとんどにおいて本則市場が選択されている。

したがって、株式の上場関連業務に関しては、それぞれ「本則市場」と「新興市場」を役務範囲として画定した。

（注1）各取引所の主たる市場のことをいう。当事会社は、本則市場として、東証及び大証の市場第一部及び市場第二部を開設している。

（注2）主として新興企業が資金を調達するための市場として開設された

ものをいう。当事会社は、新興市場として、東証のマザーズ及び大証のJASDAQを開設している。

(2) 地理的範囲

当事会社は、日本企業がアジアの取引所に上場する事例があること、アジアの取引所が日本企業の上場を積極的に誘致していることなどから、地理的範囲はアジアであると主張している。

しかし、日本企業がアジアの取引所に上場する事例は、国内の取引所に上場する場合と比べてごく僅かであり、日本企業がアジアの取引所に上場するためには、国内の取引所に上場するよりも多額の費用を要し、現地の法制度や開示規制に従わなければならない、日本企業にとって相当の負担となる。また、上場会社及び上場を予定している会社並びに証券会社等の関連事業者に対するヒアリング及びアンケート調査の結果からは、日本企業がアジアの取引所に積極的に上場する傾向は確認できない。

したがって、本則市場と新興市場のいずれについても、地理的範囲を「日本全国」として画定した。

3 競争の実質的制限についての検討

(1) 市場構造の変化

ア 本則市場

主として上場会社である需要者が、上場替えにより本則市場を選択するという取引分野における各取引所の地位を表す指標として、過去5年分の本則市場への上場件数で見ると、統合後の当事会社の合算市場シェアは約85%（第1位）、統合後のHHIは約7,000、HHIの増分は約350であることから、水平型企业結合のセーフハーバー基準に該当しない。

【過去5年分の本則市場への上場件数ベースの市場シェア】

順位	会社名	市場シェア
1	東証	約80%
2	A社	約10%
3	B社	0-5%
4	C社	0-5%
5	大証	0-5%
	合計	100%

なお、本則市場について、取引所の開設する市場の規模を比較する際の指標として一般的に用いられる時価総額でみると、下表のとおりであり、統合後の当事会社の合算市場シェアは約70%（第1位）、統合後のHHIは約5,200、HHIの増分は約2,200であることから、水平型企业結合のセーフハーバー基準に該当しない。

【平成23年末における本則市場の時価総額ベースの市場シェア】

順位	会社名	市場シェア
1	東証	約45%
2	大証	約25%
3	D社	約15%
4	E社	約10%
5	F社	約5%
	合計	100%

イ 新興市場

新興市場については、主に新規公開の獲得に向けた競争が行われていることから、過去5年分の上場件数でみると、統合後の当事会社の合算市場シェアは約95%（第1位）、統合後のHHIは約9,100、HHIの増分は約3,700であることから、水平型企业結合のセーフハーバー基準に該当しない。

【過去5年分の新興市場への上場件数ベースの市場シェア】

順位	会社名	市場シェア
1	大証（JASDAQ）	約70%
2	東証（マザーズ）	約30%
3	G社	0-5%
4	H社	0-5%
5	I社	0-5%
	合計	100%

(2) 本則市場における当事会社間の従来競争状況

東証が開設する本則市場については、市場第一部又は市場第二部を問わず、多くの会社が上場先として選択しているのに対して、大証が開設する

本則市場に上場している会社については、テリトリー制（会社が上場する場合にはまず各地方を管轄する取引所が開設する市場に上場する必要があるというルール）廃止以前に上場した会社又は近畿圏に所在する会社が大半を占める上、近年、大証の本則市場に積極的に上場する会社は見られない。このように、上場替えをしようとする会社は東証の本則市場以外の選択肢を考えないのが実態である。また、東証と大証の本則市場に重複上場している会社を中心に、大証での上場を廃止する傾向が顕著である。

したがって、本件統合による本則市場における上場関連業務の競争状況への影響はないと考えられる。

以下、第4の3においては、新興市場における上場関連業務について検討を行う。

(3) 新興市場における当事会社間の従来競争状況

当事会社は、東証が開設する新興市場であるマザーズと大証が開設する新興市場であるJASDAQでは、高い成長性を有する会社や将来的に東証の本則市場への上場替えを希望する会社はマザーズへの、収益の安定した会社はJASDAQへの上場を希望することから、両者間には明確な「棲み分け」が存在しており、両者は直接的に競合していないと主張している。

当事会社の主張するような傾向は一定程度認められるが、高い成長性を有する会社や将来的に東証の本則市場への上場替えを希望する会社がJASDAQにも多数存在するなど、マザーズとJASDAQの特徴が大きく異なることはなく、両者を代替的なものとして検討し、一方への上場を選択した上場会社も存在する。また、当事会社が手数料や上場会社向けサービスを新規上場会社の獲得手段として積極的に利用しているとは認められないものの、お互いを新興市場における競争事業者と意識して営業活動を行っていることも確認できることから、両者が直接的に競合していないとはいえない。

(4) 需要者からの競争圧力

当事会社は、需要者である上場会社には、非上場化（MBO等により上場を廃止すること）並びに間接金融及び社債発行による資金調達という選択肢があるため、需要者からの競争圧力が存在すると主張している。

上場会社はいつでも上場を廃止することができるが、会社が上場する目的は、資金調達だけでなく、社会的知名度の向上、信用力の向上、優秀な人材の確保等の多岐にわたるところ、これらの観点から新規公開及び上場

維持を希望する多くの会社にとって、非上場化は選択肢とはならない。

また、会社にとっては間接金融や社債発行によっても資金調達が可能であるが、株式発行と間接金融等では資金調達の性質が大きく異なり、さらに、間接金融等では前記の上場の目的の多くが達成されない。

したがって、需要者からの競争圧力が働いているとは認められない。

(5) 隣接市場からの競争圧力

当事会社は、たとえ地理的範囲が日本全国として画定されるとしても、アジアの取引所が隣接市場として競争圧力を有すると主張している。

しかし、前記2(2)のとおり、日本企業がアジアの取引所に積極的に上場する傾向はみられず、近い将来にその数が大幅に増えるとも考えられないので、隣接市場からの競争圧力が働いているとは認められない。

(6) 効率性

当事会社は、本件統合後のシステムの統一化に伴い年間70億円程度のコスト削減効果が見込まれ（上場関連業務に限らず、全ての取引分野におけるコスト削減効果としての見込み）、本件統合により効率性が向上すると主張している。

企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針のとおり、効率性については、効率性の向上が企業結合に固有の成果であるか（固有性）、効率性の向上が実現可能であるか（実現可能性）及び効率性の向上による成果が需要者に還元されるものであるか（需要者の厚生増大可能性）という観点から判断することとなるが、当事会社は、システムの集約やシステムコスト削減の時期等は未定としており、効率性に係る固有性、実現可能性のほか、需要者の厚生が増大するというメカニズムについても十分説明されていない。本件統合により新興市場における上場関連業務において当事会社の市場シェアが非常に高くなり、独占に近い状況がもたらされるので、たとえ当事会社の主張する効率性の向上が実現したとしても、当事会社が価格引下げなどの競争的な行動をとるとは認められない。

したがって、効率性の向上を考慮することはできない。

(7) その他の当事会社の主張

ア 取引所のビジネスモデル

当事会社は、取引所のビジネスモデルは、一般的に上場関連手数料を低く抑えることで魅力のある会社の上場を容易にして、その上場商品が活発に売買されることで得られる売買関連手数料により収益を上

げる構造となっており、このようなビジネスモデルに基づく当事会社の上場関連手数料を低く抑えようとするインセンティブは、本件統合後も変わらないと主張している。

当事会社の主張のとおり、活発な売買が行われる銘柄が増えれば、売買関連手数料で大きな収益を上げることができると考えられる。

しかし、株式の上場と類似の機能・効用を有する手段はなく、株式を上場させるという役務に対する需要の価格弾力性は小さいと考えられるところ、新興市場における上場関連業務で独占に近い地位に立つことになる当事会社が、上場を希望する会社が減少しない範囲で上場関連手数料を引き上げることは容易であると考えられる。

したがって、当事会社が主張する取引所のビジネスモデルを考慮しても、上場関連手数料を当事会社がある程度自由に引き上げることができないとは認められない。

イ 取引所の公共的機能の存在

当事会社は、取引所には公共的機能が存在し、新興市場の信頼性回復及び活性化のための中心的役割を担う立場にあることから、本件統合後に上場関連手数料を不合理に引き上げることはないとは主張している。

当事会社の主張のとおり、取引所には公共的機能があり、当事会社が現状でもある程度は可能と考えられる上場関連手数料の引上げを行っていないことに鑑みれば、取引所の公共的機能の存在が当事会社の行動を一定程度制約している可能性はある。

しかし、当事会社は株式会社であり、利益獲得という目的も有しているのであるから、取引所の公共的機能を考慮しても、今後とも上場関連手数料の引上げを行わないとは認められない。

ウ 手数料についての規制及び金融庁の監督

当事会社は、取引所による手数料の変更は金商法の規定に基づき届け出なければならないとされているところ、当事会社は金融庁に事前相談を行い、同庁の了解を得た上で届出を行っていることから、本件統合後に手数料を不合理に引き上げることはないとは主張している。

当事会社の主張のとおり、手数料変更の実務上のプロセスによれば、金融庁による監督の効果として、当事会社による手数料の引上げが一定程度制約されている可能性はある。

しかし、金商法の規定に基づく手数料に関する規制は届出制度であ

り、どのような手数料を設定するかは原則として事業者の自由とされていることから、金商法上は取引所が手数料を引き上げられないわけではない。

したがって、手数料についての規制や金融庁の監督によっても、当事会社が本件統合後に上場関連手数料の引上げを行わないとは認められない。

4 独占禁止法上の評価

(1) 本則市場についての評価

前記3(2)のとおり、本則市場については、上場替えをしようとする会社にとっては、東証の本則市場以外の選択肢を考えないのが実態であり、また、既に大証の本則市場に上場している会社が上場を廃止する傾向が顕著であることから、本件統合による競争状況への影響はないと考えられ、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

(2) 新興市場についての評価

新興市場については、本件統合により当事会社間の競争は失われ、当事会社の独占に近い状態となり、その市場支配力に対する有効な牽制力が存在しない。

また、新興市場における上場関連業務について、当事会社が手数料を新規上場会社の獲得手段として積極的に利用しているとは認められないが、需要者に対するヒアリング及びアンケート調査の結果によれば、新興市場に上場しようとする会社にとっては、上場関連手数料は無視できるコストではなく、現状では、当事会社のいずれか一方が上場関連手数料を大きく引き上げると、他方の当事会社との競争上不利となる可能性があり、当事会社間で手数料の引上げに関し、相互に一定の牽制力が働いていると認められる。

これらを踏まえると、本件統合により、新興市場における上場関連業務で独占的に近い地位に立つことになる当事会社が、ある程度自由に上場関連手数料を引き上げることができる状態が現出し、新興市場における上場関連業務の取引分野における競争を実質的に制限することとなると考えられる。

5 当事会社による問題解消措置の申出

前記4(2)のとおり、本件統合により新興市場における上場関連業務の競

争を実質的に制限することとなることから、当事会社は、新興市場における上場関連手数料の決定を外部の有識者の判断にかからしめ、当事会社のみでは上場関連手数料を決定できないようにするため、次の問題解消措置を講じることを申し出た。

- ① 当事会社において、新興市場の上場関連手数料の設定、廃止及び金額の変更に関しては取締役会の決議事項であるが、東証と大証のそれぞれにある常設の諮問委員会（いずれも現在の名称は「市場運営委員会」）の承認がない限り取締役会で決議できないこととする。諮問委員会の決議は、過半数をもって決する。
- ② 東証の諮問委員会の構成員は、現行の諮問委員会規則に基づき「取引参加者の役職員」又は「金融商品取引業と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事する者以外で取引所金融商品市場に関し識見を有する者」から取締役会が委嘱した者とする。
- ③ 大証の諮問委員会の構成員は、現行の諮問委員会規則に基づき「取引参加者の役員」又は「取引参加者以外の学識経験者」から取締役社長が委嘱した者とする。
- ④ 当事会社が、本件統合後に新興市場の運営会社の統合等を行う場合には、現行の市場運営委員会と規模、構成員の属性、機能において実質的に同等の取締役会の諮問委員会を設置し、同委員会の承認がない限り上場関連手数料の設定、廃止又は金額の変更を取締役会で決議できないこととする。
- ⑤ 本措置の実施期間は定めず、手数料の設定、廃止又は金額の変更、諮問委員会規則の変更（新興市場の上場関連手数料に係るものに限る）、取締役会規則の変更（新興市場の上場関連手数料に係るものに限る）等がある場合には当委員会に報告する。報告期間は、本件統合後10年間とする。

6 問題解消措置に対する評価

(1) 構造的措置以外の措置の是非

競争上の問題に関する問題解消措置としては、事業譲渡等の構造的措置が原則であるが、新興市場の運営は単独で確実に収益を見込める事業ではないため、例えば、マザーズ又はJASDAQのいずれかの市場を譲渡しようとしても、譲渡先を見付けることは難しく、また、仮に譲渡先を見付けられたとしても、譲渡対象となった市場に上場している会社の多くは、自らの上場先市場が東証又は大証が開設する市場ではないものとなることに抵抗があると考えられ、他の市場への上場替えが進むことが予測さ

れることから、構造的措置は現実的でない。

したがって、本件においては、マザーズ又はJASDAQのいずれかの市場の譲渡は困難であるが、構造的措置以外の措置により、前記4(2)の上場関連手数料の引上げに関する問題を解消することが可能であれば、問題解消措置として構造的措置が不可欠であるとはいえない。

(2) 当事会社が申し出た問題解消措置の妥当性

東証及び大証の諮問委員会の構成員は、全員が当事会社以外の者であり、手数料を変更するという当事会社の方針から独立して意見表明を行うことが可能であると考えられる。

また、現在の各諮問委員会の構成員の多数を占める証券会社の役職員は、新興市場における上場関連業務において、主幹事となることが多い証券会社又は株式引受シンジケート団に入ることがある証券会社の役職員であり、証券業界についての知見を有している上、企業を新規上場させたいというニーズを有している。そのため、需要者である上場を希望する企業と利害が共通する傾向があり、当事会社による不適当な手数料の引上げに対する牽制力になり得ると考えられる。

当事会社によるこのような措置については、これに加えて、取引所の公共的機能の存在や手数料の変更プロセスに係る金融庁の監督の効果により、当事会社による上場関連手数料の引上げが一定程度制約されている可能性があることを踏まえれば、本件統合による独占禁止法上の問題に対する有効な問題解消措置になると考えられる。

7 結論

本件統合が本則市場における上場関連業務の取引分野における競争を実質的に制限することとはならず、また、当事会社が申し出た問題解消措置により、本件統合が新興市場における上場関連業務の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと考えられる。

第5 現物商品の売買関連業務

1 概要

現物商品の売買関連業務とは、現物商品の売買に必要な取引所金融商品市場を開設又は私設取引システム（以下「PTS」という。）を運営し、投資家の売買を成立させる業務である。国内の取引所は、自らの市場に上場した銘柄だけを、売買関連業務において取り扱うことができる。

PTSとは、電子情報処理組織を使用して株式等の売買の約定を成立させるためのシステムであり、PTSの運営は金融商品取引業者の業務の一つとして金商法上認められている。PTS事業者は、上場関連業務を行わず、いずれかの取引所に上場している銘柄全てを取り扱うことができるなど、取引所と異なる点はあるものの、取引所と同様に価格情報等を公表することが義務付けられており、現物商品の売買関連業務においては取引所と同様の業務を行っている。

2 一定の取引分野

(1) 役務範囲

現物商品の売買関連業務において取り扱われている現物商品は、株式、国債、転換社債型新株予約権付社債及びETF等であるが、これらの商品は、それぞれ商品の性質が大きく異なり、需要の代替性が認められないことから、現物商品の種類ごとに役務範囲を画定した。

以下では、当事会社の現物商品の売買関連業務の大部分を占める株式の売買関連業務について検討する。

(2) 地理的範囲

株式の売買関連業務は日本の取引所及びPTS事業者によって行われていることから、地理的範囲は「日本全国」として画定した。

3 競争の実質的制限についての検討

(1) 市場構造の変化

株式の売買関連業務においては、当事会社の合算市場シェアは約95%、統合後のHHIは約9,300、HHIの増分は約1,000であり、水平型企业結合のセーフハーバー基準に該当しない。また、競争事業者として、PTS事業者（下表におけるJ社及びK社）及び地方取引所が存在するが、いずれの事業者も市場シェアは小さい。

【平成23年における株式の売買関連業務の市場シェア】

順位	会社名	市場シェア
1	東証	約90%
2	大証	約5%
3	J社	0-5%
4	K社	0-5%
	その他	僅少
	合計	100%

(2) 当事会社間の従来競争状況

当事会社は、①単独上場銘柄（当事会社のいずれかのみを上場している銘柄をいう。）について、当事会社は競争関係になく、重複上場銘柄（当事会社のいずれにも上場している銘柄をいう。以下同じ。）についても、流動性の性質（流動性とは、市場での売買金額の大きさ〔市場の厚み〕を意味しており、市場の厚みがあるほど大量の注文を消化することができる。流動性は1か所に集中する傾向がある。）から、取引はどちらか一方の市場に集中しているところ、主として取引が行われる市場から他の市場に流動性を移転させる有効な手段はないこと、②東証は非常に大きい市場シェアを有しているのに対して、大証の市場シェアは小さいため、本件統合により当事会社間の競争状況が大きく変化するわけではないこと、③東証は大証を競争事業者として意識していないことから、当事会社は相互に直接的な競争関係にないと主張している。

現在、証券会社の多くが最良執行方針（証券会社が顧客から受けた注文を最良の取引の条件で執行するための方針であり、金商法の規定に基づき、証券会社はこれを定め、公表しなければならない。）において、顧客からの指示がない場合には流動性を重視して執行市場を選択することとしていることなどから、重複上場銘柄について流動性を主たる市場から移転させることは容易ではないが、当事会社は、お互いを競争事業者として意識して売買システムや取引制度の改善を図るなど、相手からの流動性の奪取を含め、より多くの流動性を獲得しようとしていたことが認められることから、当事会社は相互に直接的な競争関係にないと認められない。ただし、株式の売買関連業務では東証の市場シェアが圧倒的に大きく、大証が東証に対して強い競争圧力を有していたとは認められない。

(3) 競争事業者の状況

ア P T S事業者

株式の売買関連業務において、P T S事業者は、高性能の売買システム、低額な手数料、呼値（売買注文の値段）の刻みの細かさ等によって、投資家がより有利な条件で約定できる可能性が高いことを主な要因として、近時成長している。

他方、P T S事業者の市場シェアはいずれも前記3(1)のとおり0-5%であり、有力な競争事業者とは認められない。また、後記のとおり、P T Sには新規参入・成長を制限していると考えられる規制がある。

イ P T Sに対する規制

取引所には適用されないものの、P T Sのみに適用される規制の一つとして、公開買付けに係る「5%ルール」（市場外における株式の買付け等により株券等所有割合の5%を超える場合には公開買付けによらなければならないとする規制）が存在する。当該規制により、株券等所有割合が5%を超える場合の株式の買付けをP T Sにおいて行うことができないため、現在、多くの機関投資家がP T Sを利用していないことから、当該規制がP T S事業者の新規参入・成長を抑制していると考えられる。

しかし、金融庁は、一定の要件を満たすP T Sにおける取引について、5%ルールの適用を除外するとの改正を行うこととしており（参考参照）、当該改正により、5%ルールの適用除外となるP T Sについては、機関投資家による利用の増加が見込まれることから、当事会社に対するP T S事業者の競争圧力が強くなると考えられる。

なお、証券会社及び投資家に対するヒアリング及びアンケート調査の結果においても、P T Sにおいて5%ルールが適用されないこととなれば、多くの機関投資家がP T Sを利用するという意見が多数あった。

(参考) 金融庁ウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20120626-1.html>

（「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）」及び「発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）」の公表について）

(4) 需要者からの競争圧力

当事会社は、特に機関投資家は海外の取引所でも取引できること等を理由に、需要者が当事会社に対して強い競争圧力を有していると主張している。

しかし、当事会社の市場に上場されている株式のほとんどは海外の取引所では上場されておらず、海外の取引所で上場されている銘柄であっても、海外の取引所における流動性は十分ではない。また、海外の取引所に上場されている外国株式は、一般的に、取引に必要な手続等において当事会社の市場に上場されている株式とは異なると考えられる。そのため、当事会社の市場に上場されている株式に投資しようとする投資家にとっては、海外の取引所は選択肢にならないことから、需要者からの競争圧力は認められない。

(5) 隣接市場からの競争圧力

当事会社は、他の金融商品や海外の取引所が隣接市場として競争圧力を有すると主張している。

しかし、他の金融商品については、商品の性質が株式と大きく異なること、仮に株式と類似した商品があったとしても株式と比べ流動性が十分ではないこと等から、他の金融商品から競争圧力が働いているとは認められない。また、海外の取引所についても、前記(4)のとおり競争圧力を有しているとは認められない。

(6) 効率性

当事会社は、前記第4の3(6)のとおり、本件統合後のシステムの統一化に伴い年間70億円程度のコスト削減効果が見込まれることから、本件統合により株式の売買関連業務においても効率性が向上すると主張している。

しかし、前記第4の3(6)のとおり、当事会社は、システムの集約やシステムコスト削減の時期等は未定としており、効率性に係る固有性、実現可能性のほか、需要者の厚生が増大するというメカニズムについても十分説明されていない。本件統合により株式の売買関連業務において当事会社の市場シェアが非常に高くなり、独占に近い状況がもたらされるので、たとえ当事会社の主張する効率性の向上が実現したとしても、当事会社が価格引下げなどの競争的な行動をとるとは認められない。

したがって、効率性の向上を考慮することはできない。

(7) その他の当事会社の主張

当事会社は、前記第4の3(7)ウと同様に、手数料の変更は金商法の規定に基づき届け出なければならないとされており、金融庁の監督が行われているので、本件統合後に手数料を不合理に引き上げることはないとは主張している。前記第4の3(7)ウと同様に、金融庁による監督の効果として、当事会社による手数料の引上げが一定程度制約されている可能性はあるが、金商法の規定に基づく手数料に関する規制は届出制度であり、手数料の引上げを行わないとは認められない。また、株式の売買関連業務においては、手数料のみならず売買システムの性能、呼値の刻み等も競争手段となるところ、これらについては届出制度に基づく金融庁の監督により問題が生じないとは認められない。

4 株式会社日本証券クリアリング機構によるPTSの清算業務の引受け

株式の売買が成立すると、当該株式の受渡しや対価の支払いに関する債務の引受け等を行う清算が必要になる。現在、株式会社東京証券取引所グループの子会社である株式会社日本証券クリアリング機構（以下「JSCC」という。）は、東証及び大証のみならず、地方取引所やPTS事業者の清算業務も同等の条件で引き受けており、このことが地方取引所やPTS事業者での株式の売買がカウンターパーティーリスク（取引相手の信用リスク）なく行われるための制度的基盤となっていることから、JSCCによるPTSにおける売買の清算業務の引受けは、PTS事業者の新規参入・成長を促進するために必要と考えられる。

しかし、JSCCがPTS事業者を排除又は差別的に取り扱うことがあれば、PTS事業者の新規参入・成長が阻害され、競争圧力が失われることとなる。特に、前記3(3)イのとおり、5%ルール改正により、PTS事業者の市場シェアが拡大し当事会社に対して強い競争圧力を有するに至った場合には、JSCCがこのような行動をとる可能性があると考えられる。

5 独占禁止法上の評価

株式の売買関連業務においては、本件統合前から東証が市場において圧倒的な地位を占めており、大証が東証に対して強い競争圧力を有していたとは認められないが、本件統合により、実質的に唯一の競争事業者である大証の存在がなくなり、市場における支配的地位が維持・強化されることとなる。

他方、近年急成長している競争事業者としてPTS事業者が存在しており、規制の改正により今後更に市場シェアが拡大し、当事会社に対する一定の牽制力を有することとなると考えられる。

しかし、J S C CがP T S事業者を排除又は差別的に取り扱うこととなれば、当事会社に対するP T S事業者の競争圧力が失われ、当事会社がある程度自由に価格等を左右することができる状態が現出し、株式の売買関連業務について競争を実質的に制限することとなると考えられる。

6 当事会社による問題解消措置の申出と評価

当事会社は、問題解消措置として、J S C Cが当事会社の競争事業者における株式の売買の清算業務の引受けを、今後も、実質的に差別的でなく、かつ、競争上不利にならない条件で行うことを、当委員会に対して申し出た。

当事会社の申出内容が履行されれば、今後もP T S事業者がJ S C Cに清算業務を委託できる状況が確保され、当事会社に対するP T S事業者の競争圧力は失われないと考えられる。

7 結論

当事会社が申し出た問題解消措置により、本件統合が株式の売買関連業務の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと考えられる。

第6 デリバティブ取引の売買関連業務

1 概要

(1) デリバティブ取引

デリバティブ取引とは、対象となる原資産の経済価値から派生してその経済価値が定められる取引である。デリバティブ取引の原資産には、株式、債券、金利、外国為替、各種商品（金、穀物等）等があるが、東証及び大証の両方で取引されているのは株式（個別銘柄）又は株価指数を原資産とするものである。デリバティブ取引の原資産となる株価指数としては、東証で取引されるデリバティブ取引については東証株価指数（以下「TOPIX」という。）、大証で取引されるデリバティブ取引については日経平均株価が代表的なものである。

(2) デリバティブ取引の形態

デリバティブ取引は、取引形態から、先物取引、オプション取引及びスワップ取引に分類されるが、現在東証及び大証で取引されているものは先物取引及びオプション取引である。

先物取引とは、将来の一定の時期における決済を前提に、特定の原資産の取引価格等をあらかじめ約定しておく取引をいう。現在東証及び大証の両方で取引されている先物取引は株価指数先物取引であり、東証はTOPIXを原資産とするTOPIX先物取引、大証は日経平均株価を原資産とする日経225先物取引が代表的なものである。

オプション取引とは、あらかじめ定められた将来の一定の時期において、特定の原資産を一定の行使価格で取引する権利を売買する取引をいう。現在東証と大証の両方で取引されているオプション取引は、株価指数オプション取引及び個別株オプション取引である。

(3) デリバティブ取引の売買関連業務

デリバティブ取引の売買関連業務とは、デリバティブ取引を行う取引所金融商品市場を開設し、投資家の売買を成立させる業務である。

以下では、当事会社のデリバティブ取引の売買関連業務の大部分を占める日本株に関する株価指数先物取引及び株価指数オプション取引について検討する。

2 一定の取引分野

(1) 役務範囲

ア 原資産の種類

当事会社は、デリバティブ取引全般又は株式若しくは株価指数を原資産とするデリバティブ取引全般で役務範囲が画定されるべきと主張している。

しかし、一般的に、デリバティブ取引の目的にはリスクヘッジと投機の2つがあるところ、特にリスクヘッジ目的での取引においては、原資産が大きく異なるデリバティブ取引では代替できないと考えられる。

証券会社及び投資家に対して行ったヒアリング及びアンケート調査の結果においても、日本株に関連する株価指数を原資産とするデリバティブ取引と、それ以外のものを原資産とするデリバティブ取引は、リスクヘッジ目的か否かにかかわらず、代替できないとの意見が多数であった。

したがって、日本株に関連する株価指数を原資産とするデリバティブ取引と、それ以外のものを原資産とするデリバティブ取引は、代替性がないと考えられることから、日本株に関連する株価指数を原資産とするデリバティブ取引は、それ以外のものを原資産とするデリバティブ取引とは役務範囲が異なるものと認められる。

イ 先物取引とオプション取引

当事会社は、先物取引とオプション取引は同一の役務範囲を構成すると主張している。

しかし、証券会社及び投資家に対して行ったヒアリングによれば、先物取引とオプション取引は、特にリスクヘッジ目的の場合、多くの需要者にとっては同等の経済効果を有しておらず、基本的にこれら間には代替性がないと考えられるので、これらは別の役務範囲を構成するものと認められる。

ウ 店頭デリバティブ取引

取引所で取引されるデリバティブ取引（市場デリバティブ取引）のほかに、取引所以外で取引されるデリバティブ取引（店頭デリバティブ取引）があり、当事会社は、市場デリバティブ取引と店頭デリバティブ取引は同一の役務範囲を構成すると主張している。

しかし、市場デリバティブ取引と店頭デリバティブ取引を比較すると、証券会社及び投資家に対して行ったヒアリングによれば、店頭デリ

バティブ取引にはカウンターパーティーリスクがあること、店頭デリバティブ取引は取引内容が公開されず価格の透明性に欠けること、店頭デリバティブ取引では当事者間で条件を自由に設定できること、市場デリバティブ取引が電子取引であり、大量の注文が行われているのに対して、店頭デリバティブ取引は電話等の方法でも行われておりリアルタイムの大量取引が困難であること等、根本的な相違がみられる。

以上から、市場デリバティブ取引と店頭デリバティブ取引は別の役務範囲を構成するものと認められる。

エ 小括

以上から、デリバティブ取引については、「日本株に関する株価指数先物取引の売買関連業務」及び「日本株に関する株価指数オプション取引の売買関連業務」として役務範囲を画定し、当事会社が売買関連業務を行っていない店頭デリバティブ取引は役務範囲に含めないこととした。

(2) 地理的範囲

当事会社は、デリバティブ取引の売買関連業務について、地理的範囲は世界であると主張している。

日本株に関する株価指数先物取引及び株価指数オプション取引の需要者層は、外国投資家及び証券会社（自己取引）が多数を占める。このうち証券会社（自己取引）は、大手国内証券会社及び外資系証券会社等、一部の証券会社に集中している。これらの外国投資家及び証券会社にとっては、海外の取引所での取引は、ある程度容易に行うことができる。

国内投資家についても、機関投資家に対しては大手証券会社等が海外の取引所での取引サービスを提供しており、個人投資家に対しては、インターネット専門の証券会社が、比較的低廉な手数料で海外の取引所での取引サービスを提供している。

したがって、需要者は海外の取引所での取引をある程度容易に行えることが認められることから、前記(1)エにおいて画定した役務範囲のいずれについても、地理的範囲は「世界全体」とした。

なお、地理的範囲を世界全体としても、日本株に関する株価指数先物取引又は株価指数オプション取引を取り扱っている海外の取引所は、後記3(1)におけるL社及びM社等の数社に限られる。

3 競争の実質的制限についての検討

(1) 市場構造の変化

日本株に関する株価指数先物取引については、当事会社の合算市場シェアは約70%（第1位）、統合後のHHIは約5,300、HHIの増分は約2,000であり、水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。

一方、日本株に関する株価指数オプション取引については、当事会社の合算市場シェアは95%以上、統合後のHHIは約9,600、HHIの増分は100以下であり、水平型企業結合のセーフハーバーに該当し、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

以下では、日本株に関する株価指数先物取引について検討する。

【平成23年における日本株に関する株価指数先物取引の市場シェア】

順位	会社名	市場シェア
1	大証	約45%
2	東証	約20%
3	L社	約20%
4	M社	5-10%
	その他	0-5%
	合計	100%

【平成23年における日本株に関する株価指数オプション取引の市場シェア】

順位	会社名	市場シェア
1	大証	95%以上
2	N社	0-5%
3	東証	0-5%
	合計	100%

(2) 当事会社間の従来競争状況

ア 当事会社の主張

当事会社は、当事会社が取り扱っている日本株に関する株価指数先物取引の主力銘柄であるTOPIX先物取引と日経225先物取引は、原資産がTOPIXと日経平均株価で異なっており、これらの指数の性質の違いから代替性が低いいため、当事会社は日本株に関する株

価指数先物取引の売買関連業務で直接的に競争していないと主張している。

イ 検討

(7) TOPIX先物取引と日経225先物取引間の代替性

一般的に、TOPIX先物取引はTOPIXをベンチマーク（資産運用において運用の実績を評価するための基準）とした資産運用を行う国内機関投資家にリスクヘッジ目的で用いられることが多く、日経225先物取引は投機目的で短期的な売買を行う外国投資家や個人投資家に用いられることが多いといわれており、このことは当事会社の主張に沿うものである。特に年金基金など、約款や投資方針等において、TOPIXをベンチマークとすることが定められている投資家が存在しており、このような投資家は日経225先物取引ではなくTOPIX先物取引を利用する。

しかし、TOPIX先物取引と日経225先物取引の需要者層はいずれも外国投資家及び証券会社（自己取引）が多数を占めており、日経225先物取引の方が個人投資家の割合が高いことなどの幾つかの相違点を除けば、両商品の需要者層に決定的な違いはない。

また、当事会社も、TOPIXをベンチマークとした資産運用を行う国内機関投資家以外の機関投資家や証券会社（自己取引）等は、TOPIX先物取引と日経225先物取引の両商品に投資することがあると認めている。

さらに、証券会社及び投資家に対して行ったアンケート調査の結果では、流動性、相関性、執行コスト等を総合的に勘案してTOPIX先物取引と日経225先物取引を代替的に利用するという意見と、代替的に利用しないという意見が共にみられた。

以上から、TOPIX先物取引と日経225先物取引については、「当該需要者にとってのTOPIX先物取引及び日経225先物取引間の代替性が高いため、両者を選択的に利用する程度が高い需要者」から「当該需要者にとってのTOPIX先物取引及び日経225先物取引間の代替性が低いため、両者を選択的に利用する程度が低く、TOPIX先物取引又は日経225先物取引のいずれかを専ら利用する需要者」まで、TOPIX先物取引と日経225先物取引との間で様々な代替性の程度を有する需要者が存在すると考えられる。

(イ) 日本株に関する株価指数先物取引における当事会社間の競争

前記(ア)のとおり、東証のＴＯＰＩＸ先物取引と大証の日経２２５先物取引をいずれも代替的に使用する需要者が存在し、当事会社は、このような需要者を対象として競争を行っており、特に東証は、大証の日経２２５先物取引から流動性を奪うために積極的に活動していたことが認められる。

また、当事会社は、日本株に関する株価指数先物取引の売買関連業務全体において、手数料、新商品の開発等に関して、お互いを意識して競争していると認められる。

(ウ) 小括

当事会社は日本株に関する株価指数先物取引に関して競争関係にあると認められる。

(3) 競争事業者の状況

日本株に関する株価指数先物取引において、一定程度の市場シェアを有する競争事業者として、海外事業者であるＬ社及びＭ社が存在する。

Ｌ社は日経２２５先物取引を取り扱っており、同じく日経２２５先物取引を取り扱う大証に対して強い競争圧力を有している。Ｌ社は、Ｌ社が所在する国の法制度やＬ社の市場環境を含め、様々な点で競争力を有している。

しかし、Ｌ社の日経２２５先物取引は、東証のＴＯＰＩＸ先物取引に関して有効な競争圧力を有していないと考えられる。証券会社及び投資家に対して行ったアンケート調査の結果では、Ｌ社の日経２２５先物取引と東証のＴＯＰＩＸ先物取引間の代替性は、Ｌ社の日経２２５先物取引と大証の日経２２５先物取引間の代替性より低いとする意見がみられた。また、東証が大証の日経２２５先物取引をＴＯＰＩＸ先物取引の競合商品として強く意識していることは認められるものの、証券会社及び投資家に対して行ったヒアリングにおいても、東証及びＬ社がお互いを強く意識し競争していたとの意見はなく、東証がＬ社の日経２２５先物取引をＴＯＰＩＸ先物取引の競合商品として意識している事実は確認できなかった。

以上から、Ｌ社は、有力な競争事業者として評価できるものの、Ｌ社の日経２２５先物取引は東証のＴＯＰＩＸ先物取引に関して有効な競争圧力を有していない。

また、競争事業者として日経２２５先物取引を取り扱うＭ社が存在するものの、Ｍ社は、市場シェアが小さいこと、当事会社がＭ社を意識して積

極的な競争を行っていた事実は確認できなかったことなどから、M社は有力な競争事業者として評価できない。また、L社と同様に、M社はTOPIX先物取引を取り扱っていないことから、TOPIX先物取引に関して有効な競争圧力を有しているとも考えられない。

(4) 隣接市場からの競争圧力

当事会社は、隣接市場として、店頭デリバティブ取引が競争圧力を有すると主張している。

しかし、前記2(1)ウのとおり、店頭デリバティブ取引は、市場デリバティブ取引と異なり、カウンターパーティーリスクがあること、価格の透明性に欠けること、店頭取引は通常電話等の方法で取引が行われており大量の注文を処理できないと考えられることなど、根本的な差異があり、市場デリバティブ取引に対して、隣接市場として競争圧力を有しているとは考えられない。

証券会社及び投資家に対して行ったヒアリング及びアンケート調査の結果においても、店頭デリバティブ取引が日本株に関する株価指数先物取引に対して隣接市場として競争圧力を有しているとの意見はみられなかった。

(5) 効率性

当事会社は、前記第4の3(6)のとおり、本件統合後のシステムの統一に伴い年間70億円程度のコスト削減効果が見込まれることから、本件統合により株価指数先物取引の売買関連業務においても効率性が向上すると主張している。

しかし、前記第4の3(6)のとおり、当事会社は、システムの集約やシステムコスト削減の時期等は未定としており、効率性に係る固有性、実現可能性のほか、需要者の厚生が増大するというメカニズムについても十分説明されていない。

したがって、効率性の向上を考慮することはできない。

(6) その他の当事会社の主張

当事会社は、前記第4の3(7)ウと同様に、手数料の変更は金商法の規定に基づき届け出なければならないとされており、金融庁の監督が行われているので、本件統合後に手数料を不合理に引き上げることはないとは主張している。前記第4の3(7)ウと同様に、金融庁による監督の効果として、当事会社による手数料の引上げが一定程度制約されている可能性

はあるが、金商法の規定に基づく手数料に関する規制は届出制度であり、手数料の引上げを行わないとは認められない。また、日本株に関する株価指数先物取引においては、手数料のみならず、新商品の開発等も競争手段となるところ、新商品の開発等については、届出制度に基づく金融庁の監督により問題が生じないとは認められない。

4 独占禁止法上の評価

本件統合により、当事会社は、日本株に関する株価指数先物取引において約70%の市場シェアを有することとなる。本件統合後も有力な競争事業者であるL社が存在し、大証に対しては強い競争圧力を有しているものの、L社の競争圧力は東証のTOPIX先物取引に対しては直接的に及ばないと考えられる。その他、隣接市場からの競争圧力など競争を維持・促進すると認められる判断要素は存在しない。

TOPIX先物取引の需要者には、大別して、①「当該需要者にとってのTOPIX先物取引及び日経225先物取引間の代替性が高いため、両者を選択的に利用する程度が高い需要者」（以下「選択的ユーザー」という。）及び②「当該需要者にとってのTOPIX先物取引及び日経225先物取引間の代替性が低いため、専らTOPIX先物取引を利用する需要者」（以下「TOPIXコアユーザー」という。）が存在するところ、本件統合により、特に、東証が選択的ユーザーを主たる対象として、大証に対して積極的に行ってきた競争が失われることとなる。

例えば、当事会社がTOPIX先物取引の手数料を引き上げた場合、選択的ユーザーは、他の商品に流出する可能性はあるが、流出先として最も可能性が高いのは現在大証が提供している日経225先物取引であり、統合後は手数料の引上げによる流出を同じ会社の中で吸収できることに加え、TOPIXコアユーザーはTOPIX先物取引の手数料の引上げを受け入れざるを得ないことから、統合後、当事会社はTOPIX先物取引の手数料の引上げに成功すると考えられる。

また、本件統合により、TOPIX等に係る新商品開発意欲も減少すると考えられるところ、このような競争の消滅による弊害は、TOPIXコアユーザー及び選択的ユーザーのいずれについてもその効果が及ぶこととなる。

したがって、本件統合後は、当事会社が単独である程度自由に価格等を左右することができる状態が現出し、競争を実質的に制限することとなると考えられる。

5 当事会社による問題解消措置の申出

前記4のとおり、本件統合により日本株に関する株価指数先物取引の売買関連業務における競争を実質的に制限することとなるため、当事会社は、NYSE Lifeに対するTOPIX先物取引の取引時間の延長を中心とするTOPIXのライセンス等に係る問題解消措置を講じることを申し出た。

(1) NYSE Life

NYSE Lifeは、NYSE Euronextグループに属し、ロンドンに拠点を置く取引所である。金利先物取引、金利オプション取引、株価指数先物取引等に関して、世界有数の取引量がある。

NYSE Lifeは、東証から、TOPIXのライセンスを受け、2010年から、TOPIX先物取引を取り扱っている。

(2) 当事会社が申し出た問題解消措置の内容

ア NYSE LifeにおけるTOPIX先物取引の取引時間の延長

東証は、NYSE Lifeとの契約において、NYSE LifeのTOPIX先物取引の取引時間を、東証のTOPIX先物取引の取引量が多い日本時間の午前9時から午後3時までと重複しないよう、日本時間の午後3時から翌午前6時（英国の夏時間では午前5時）までに制限しているところ、NYSE Lifeが、TOPIX先物取引の売買関連業務を、東証のTOPIX先物取引の取引量が多い日本時間の午前9時から午後3時まで（英国の夏時間以外は、日本時間の午前10時から午後3時まで）の間も行うことができるよう、当該時間帯におけるTOPIXの使用に関する合理的な条件のライセンスを、本件統合の実行日までに提供する。

イ NYSE Lifeに対するTOPIXライセンス料の引下げ

東証はNYSE LifeからTOPIXの使用に関するライセンス料を徴収しているところ、NYSE Lifeの要望に応じて、当該ライセンス料を現状の水準以下に引き下げる。

ウ TOPIX以外の指数ライセンスの供与

NYSE Lifeの要望に応じて、TOPIX以外のTOPIX関連指数のライセンスを、合理的な条件で新たに提供する。

6 問題解消措置に対する評価

前記5(2)アによって、NYSE L i f f eは、東証のTOPIX先物取引の取引量が多い時間帯に、当事会社と直接的な競争関係を有することとなる。また、前記5(2)イによって、TOPIX先物取引に関して、NYSE L i f f eの収益性が向上し、NYSE L i f f eのTOPIX先物取引の競争力が高まることとなる。

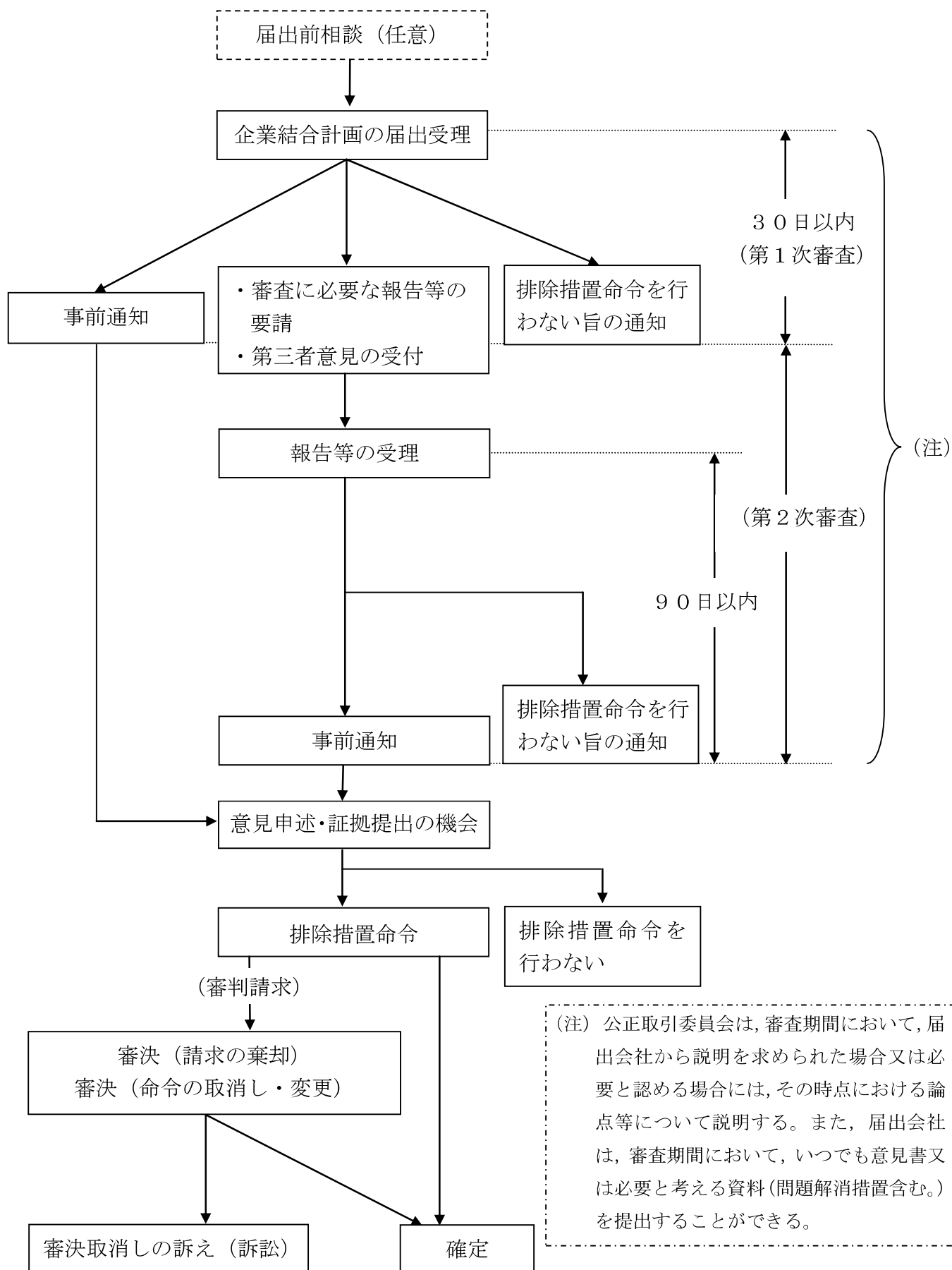
加えて、前記5(2)ウによって、当事会社の新商品開発意欲は減少せずに統合前の水準が維持されることとなる。

以上を勘案すれば、株価指数先物取引の売買関連業務は売買システムと株価指数ライセンスがあれば行うことが可能であるところ、デリバティブ取引に関して世界有数の取引量を有するNYSE L i f f eに対するTOPIXのライセンス等は、日本株に関する株価指数先物取引の売買関連業務における既存の競争事業者が有効な牽制力を有することとなるよう強化するものであり、有効な問題解消措置となると考えられる。

7 結論

当事会社が申し出た問題解消措置により、本件統合が日本株に関する株価指数先物取引の売買関連業務の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと考えられる。

(参考) 企業結合審査のフローチャート



平成 23 年 11 月 8 日
金 融 庁

「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」の設置について

平成 21 年 9 月の G20 ピッツバーグ・サミット首脳声明に基づく店頭デリバティブ市場規制、特に「遅くとも 2012 年末までに、標準化されたすべての店頭デリバティブ契約は、適当な場合には、取引所又は電子取引基盤を通じて取引されるべきである。」とされた事項に関する我が国の対応を検討するに当たっては、国際的な規制強化の要請も踏まえつつ、我が国の実情に鑑み、我が国金融機関等に対する適切な店頭デリバティブ商品・サービスの提供が確保されるよう、十分な検討を行う必要があると考えられる。

このため、金融庁政務三役の指示のもと、金融機関、清算・振替機関、有識者等をメンバーとする「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」（メンバーは別紙のとおり）を設置し、本日議論を開始したところである。

なお、本検討会においては、電子取引基盤等を利用した取引以外の店頭デリバティブ市場規制に係る論点（清算集中、取引情報の保存・報告）についても、平成 22 年改正金融商品取引法で規定された事項の具体化の方向性を議論することとしている。

本検討会において議論された事項については、年内を目処に議論のとりまとめを行い、金融庁において制度整備等適切な対応を行うこととしている。

「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」メンバー

- 浅井 滋 (株)三菱東京UFJ銀行執行役員市場企画部長
- 植田 栄治 ゴールドマン・サックス証券(株)証券部門債券為替コモディティ統括
マネージング・ディレクター
- 内海 昌男 (株)みずほコーポレート銀行市場営業部部長
- 神作 裕之 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 後藤 元 東京大学大学院法学政治学研究科准教授
- 佐々木 順 住友信託銀行(株)常務執行役員兼マーケット資金企画部部長
- 白須 浩司 (株)西日本シティ銀行市場証券部長
- 新分 敬人 農林中央金庫債券投資部長
- 鈴木 康史 (株)日本証券クリアリング機構取締役
- 土橋 謙 (株)NTTデータ第一金融事業本部金融ITサービス事業部長
- 中島 豊 野村證券(株)執行役員金融市場本部担当
- 中村 寛 (株)証券保管振替機構総合企画部長
- 松添 聖史 アレン・アンド・オーヴェリー外国法共同事業法律事務所弁護士
- 三島 裕史 (株)三井住友銀行執行役員市場営業統括部長
- 若櫻 徳男 (株)ゆうちょ銀行市場部門クレジット投資部長
- 渡辺 敦也 JPモルガン証券(株)コンプライアンス部エグゼクティブディレクター

○ オブザーバー

- 中尾根 康宏 日本銀行決済機構局決済システム課長

(敬称略・五十音順)

「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」における議論の取りまとめ
(平成 23 年 12 月 26 日公表・概要)

店頭デリバティブ市場における電子取引基盤の利用

[我が国における制度整備の目的等]

- ・ 価格形成の公正性を含む取引の実情にかかる当局のモニタリング
- ・ あらかじめ定められたルールに基づく、信頼性の高い方法による取引を通じ、金融危機の際に市場の安定化に貢献
- ・ 価格透明性の向上による、将来的な市場の効率性向上や市場参加者の拡大への期待
- ・ 約定から決済までの一連の事務を電子化する STP (Straight Through Processing) 化の促進 (オペレーショナルリスクの低減、事務の効率化)

[制度的枠組みのあり方]

- ・ 対象者：当初は、金融商品取引業者等のうち、対象取引の取引量（残高、頻度）が多い、いわゆるディーラー的な立場の者同士の取引を対象とし、その後、必要に応じ拡大することを検討する。
- ・ 対象取引：一定の標準化と流動性を備え、かつ清算機関を通じて取引される取引とする（まずは円建て金利スワップ（プレーンバニラ型）を想定）。
- ・ 利用が義務付けられる電子取引基盤の要件：電子取引基盤の提供者に対し、第一種金融商品取引業者としての登録を求めるとともに、制度趣旨を実現するため、取引記録の保存・公表や当局への報告、公正な取引ルールの整備等を課す。
- ・ 外国の電子取引基盤の取扱い：外国の電子取引基盤に対し、海外当局の監督対象下にあり、当局間の協調監督枠組みがあること等を条件に、我が国で登録無しに電子取引基盤を提供できる特例を設ける。
- ・ 施行時期：電子取引基盤提供者・利用者双方の十分な準備のため、速やかに制度整備を行う一方、施行までに一定の期間（最大 3 年程度）を置く。

清算集中制度及び取引情報の保存・報告制度の具体化

- ・ 平成 22 年改正金融商品取引法において整備された両制度について、内閣府令等により規定される具体化の方向性を記載。
- ・ 両制度とも段階的に導入することとし、まずは店頭デリバティブ取引の残高・頻度の多い金融商品取引業者等を主な対象とする。

(以 上)

「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)」 (2009年6月30日・企業会計審議会)

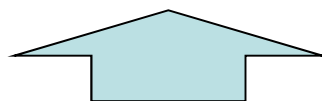
国際会計基準 (IFRS)の適用

2010年3月期 : 国際的な財務・事業活動を行っている上場企業の連結財務諸表に任意適用。

とりあえず2012年目途 : 上場企業の連結財務諸表への強制適用の是非を判断。

強制適用の場合、少なくとも3年の準備期間

(2012年に判断の場合、2015年又は2016年に適用開始)



考慮事項

1. IFRSの内容
2. IFRSを適用する場合の言語
3. IFRSの設定におけるデュー・プロセスの確保
4. IFRSに対する実務の対応、教育・訓練
5. IFRSの設定やガバナンスへの我が国の関与の強化
6. XBRLのIFRSへの対応
7. 我が国の会計を取り巻く国際的な諸情勢

“IFRS 適用に関する検討について”

2011年6月21日 金融担当大臣 自見庄三郎

○我が国における国際会計基準（IFRS）の適用に関しては、2009年6月に、企業会計審議会より「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」が示され、2010年3月期以降任意適用が認められたが、その後、国内外で様々な状況変化が生じている。

- ・ 米国ワークプランの公表（2010年2月）
- ・ IASBとFASBがコンバージェンスの作業の数か月延期を発表（2011年4月）
- ・ 「単体検討会議報告書」の公表（2011年4月28日）
- ・ 産業界からの「要望書」の提出*（2011年5月25日）
- ・ 米国SECのIFRS適用に関する作業計画案の公表**（2011年5月26日）
- ・ 連合 2012年度重点政策***（2011年6月）
- ・ 未曾有の災害である東日本大震災の発生
- ・ IFRSへの影響力を巡る、アジアを含む国際的な駆け引きの激化

○IFRS適用については、「中間報告」において方向性が示されているが、上記の「中間報告」以降の変化と2010年3月期から任意適用が開始されている事実、EUによる同等性評価の進捗、東日本大震災の影響を踏まえつつ、さまざまな立場から追加の委員を加えた企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議における議論を6月中に開始する。この議論に当たっては、会計基準が単なる技術論だけでなく、国における歴史、経済文化、風土を踏まえた企業のあり方、会社法、税制等の関連する制度、企業の国際競争力などと深い関わりがあることに注目し、さまざまな立場からの意見に広く耳を傾け、会計基準がこれらにもたらす影響を十分に検討し、同時に国内の動向や米国をはじめとする諸外国の状況等を十分に見極めながら総合的な成熟された議論が展開されることを望む。

○一部で早ければ2015年3月期（すなわち2014年度）にもIFRSの強制適用が行われるのではないかと喧伝されているやに聞くが、「少なくとも2015年3月期についての強制適用は考えておらず、仮に強制適用する場合であってもその決定から5-7年程度の十分な準備期間の設定を行うこと、2016年3月期で使用終了とされている米国基準での開示は使用期限を撤廃し、引き続き使用可能とする」こととする。

※参考

* 【産業界 我が国のIFRS対応に関する要望（2011年5月） 要旨】

- (1) 上場企業の連結財務諸表へのIFRSの適用の是非を含めた制度設計の全体像について、国際情勢の分析・共有を踏まえて、早急に議論を開始すること。
- (2) 全体の制度設計の結論を出すのに時間を要する場合には、産業界に不要な準備コストが発生しないよう、十分な準備期間（例えば5年）、猶予措置を設ける（米国基準による開示の引き続きの容認）こと等が必要。

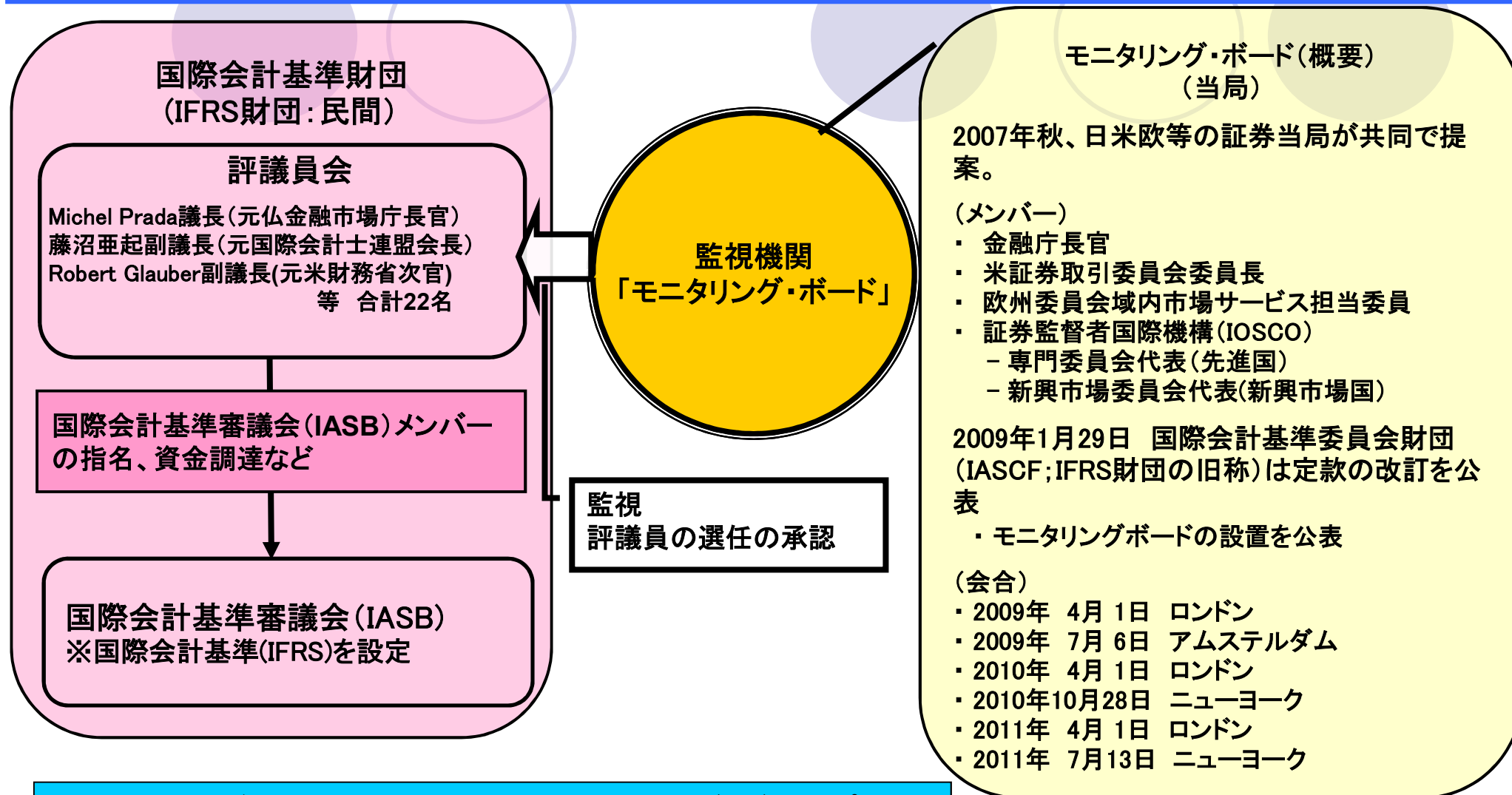
**** “Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers Exploring a Possible Method of Incorporation “
A Securities and Exchange Commission Staff Paper May 26, 2011**

***** 【連合 2012年度重点政策（2011年6月）】**

(4)労働者など多様な関係者の利益に資する企業法制改革と会計基準の実現
(略)

b) 上場会社の連結財務諸表に対して I F R S（国際財務報告基準・国際会計基準）を強制適用することを当面見送る方針を早期に明確にする。また、個別財務諸表に対する会計基準は、注記などによる透明性確保を前提に、日本の産業構造や企業活動の実態に照らして適切な事項のみをコンバージェンス（収れん）し、その結果として連結財務諸表と個別財務諸表の会計基準が異なることも許容する。（以上）

国際会計基準(IFRS)財団モニタリング・ボードについて



IFRS財団のガバナンス見直しのためのワーキング・グループ

- ✓ 2010年7月、モニタリング・ボードによりIFRS財団見直しのためのワーキング・グループを設立
- ✓ IFRS財団の全体的なガバナンス構造に焦点を当てて実施予定 (2012年2月にガバナンス改革に関する報告書を公表)
- ✓ 金融庁 河野正道 金融国際政策審議官が議長を務める

平成 24 年 3 月 27 日
 金融庁

「中小企業の会計に関する検討会報告書」の公表について
 ～「中小企業の会計に関する基本要領」の普及・活用策について～

中小企業関係者等が主体となって設置された「中小企業の会計に関する検討会」（委員名簿別紙）は、去る 2 月 1 日に公表した「中小企業の会計に関する基本要領」（以下「中小会計要領」という。）を広く普及させ、その活用を促進するための方策について検討を行い、今般、普及・活用策を含めた最終報告書を取りまとめましたので、公表します（中小企業庁及び金融庁は共同事務局）。

中小企業関係者、金融機関関係者、会計専門家等（以下「各機関・団体」という。）が一丸となって「中小会計要領」の普及・活用に取り組むことで、中小企業が「中小会計要領」に従った会計処理を行い、その結果、中小企業の経営力の強化や資金調達力の強化等に繋がることが期待されます。

なお、本公表は、日本商工会議所 (<http://www.jcci.or.jp/>)、企業会計基準委員会 (<http://www.asb.or.jp/>)、中小企業庁 (<http://www.chusho.meti.go.jp/>) においても同時に行っています。

1. 検討の経緯

「中小企業の会計に関する検討会」及び「同ワーキンググループ」は、「中小会計要領」を平成 24 年 2 月 1 日に公表した後も、引き続き各機関・団体が一丸となって取り組むべき中小会計要領の普及・活用策について検討し、今般これを取りまとめましたので「中小企業の会計に関する検討会報告書」（以下「本報告書」という。）として公表します。

2. 本報告書の内容

(1) 「中小会計要領」の意義

「中小会計要領」に従った会計処理を行うことにより、経営者が必要な財務情報を入手し、それに基づき自社の経営状況を的確に把握することは、新規投資や経営改善の際の適切な経営判断の前提であり、また、金融機関等の利害関係者に対して、正確に自社の財務情報や経営状況を説明するために必要です。中小企業の経営者が、会計の重要性を認識し、財務情報に基づき経営判断を行うことにより、企業の経営力や資金調達力の強化や取引拡大に繋がることが期待されます。

(2) 主な普及・活用策

i) 広報・普及

各機関・団体の 1 万 4 千箇所を超える拠点を通じてパンフレット等を中小企業に配布します。

ii) 研修・セミナー

各機関・団体がそれぞれ中小企業、会計専門家、指導員等向けに、「会計啓発・普及セミナー」等の研修・セミナーを全国各地で開催します。

iii) 計算書類等の作成支援

会計専門家による信頼性ある計算書類作成の相談、指導を行うとともに、中小企業関係団体による記帳指導・窓口相談において、適切な助言を行います。

iv)活用

各機関・団体は、中小企業が中小会計要領により会計処理を行い、それによる財務情報を活用することを促進するために、例えば以下の取組を行います。

・日本政策金融公庫は、「中小会計要領」適用・活用企業に対する金利優遇制度を創設・拡充します。

・金融庁は、監督指針・金融検査マニュアルにおいて、金融機関が顧客企業に対して助言するにあたり「中小会計要領」等の活用を促していくことも有効であること等を記載します。

・中小企業庁は、法律に基づく経営革新計画等の認定にあたり、「中小会計要領」に従った計算書類の提出を奨励するとともに、補助金採択にあたっては、「中小会計要領」に従った計算書類の提出があった場合には一定の評価を行います。

(参考)「中小企業の会計に関する基本要領」について

中小企業関係者等が主体となって設置された「中小企業の会計に関する検討会」において策定され、平成24年2月1日に公表されました。

<http://www.fsa.go.jp/news/23/sonota/20120201-1.html>

「中小会計要領」は、中小企業の実態に即して、税制との調和や事務負担の軽減を図る観点から、多くの中小企業の実務で必要と考えられる項目に絞って、簡潔な会計処理等を示しています。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000 (代表)

総務企画局企業開示課 (内線 3656、3845、3887)

外国監査法人等に対する検査監督の考え方**I 検査監督の基本的考え方について**

金融庁及び公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、①外国監査法人等^(注1)の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり^(注2)、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局（以下「当該国当局」という。）が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないものとする。当該情報交換等に係る取極め等においては、当該国当局の職員が職業上の守秘義務に服すること、目的外使用が禁止されること等を要件とする。

金融庁・審査会は、これらの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、報告徴収及び検査を実施する。また、これら相互依拠の条件がすべて満たされている場合でも、当該国当局より継続的に情報を入手できない、又は特定の行政処分の判断に係る情報といった必要な情報の提供が確保されない等、上記取極め等が十分に履行されない場合には、当該情報に限り外国監査法人等から直接情報の徴収を行うものとする。

（注1）公認会計士法（以下「法」という。）第34条の35第1項の規定による届出をした者

（注2）同索性については、プリンシプルベースの評価基準を策定・公表した上で、各国の監査制度や監査人監督体制等を総合的に勘案して評価を行う。

II 検査監督の実施について

金融庁・審査会は、以下を基本として、報告徴収及び検査監督を実施するものとする。なお、実施に際しては、法制度等国毎の事情を勘案しつつ、適切に対応する。

1. 報告徴収

審査会は、外国監査法人等から、届出書等^(注3)として提出された情報に加え、原則として、3年に1度、当該国当局に通知した上で、以下の情報の提出を報告徴収により求める。

- ① 全ての外国監査法人等：監査法人等の状況、業務等の状況及び行政機関等^(注4)による検査・レビュー結果の情報
- ② 我が国の金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社の監査証明業務に相当すると認められる業務を行う外国監査法人等：①の情報に加え、

監査等に関する事項の概要及び品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する情報

合理的な理由なく報告徴収に応じない場合には、原則として、当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することとする。ただし、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

なお、審査会は、必要かつ適当と認められる場合には、外国監査法人等から、上記情報の任意の提出を求めることとする。

(注3) 法第34条の36第1項及び第2項に規定する届出書(同法第34条の37第1項の規定による変更届出書を含む)及び添付書類

(注4) 外国監査法人等に関する内閣府令第5条第1項に規定する行政機関等

2. 検査対象先の選定等

審査会は、1.において徴収した情報及びその他の情報の分析を行い、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか、外国監査法人等における業務管理体制が有効に機能しているか等について、検査により確認することが必要と認められる場合には、当該外国監査法人等を検査対象先として選定する。

なお、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合、例えば、外国監査法人等による虚偽又は不当の証明に関する情報がある場合には、1.の手続きを経ずに、外国監査法人等に対する検査を実施することができる。この場合、当該外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。

3. 検査の実施

審査会は、外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。同時に、当該国当局との間で、審査会が行う検査と当該国当局が行う検査を同時に実施するよう、調整を図る。

審査会は、検査における検証対象に関して、個別監査業務については、我が国の金融商品取引法の規定により提出される財務書類^(注5)に係るものに限定する。業務管理体制についても、検査の効率化と外国監査法人等の負担軽減に努める。

(注5) 公認会計士法施行令第30条に規定する有価証券の発行者が、金融商品取引法の規定により提出する財務書類(法第34条の35第1項)

4. 検査結果の通知、フォローアップ

審査会は、日本語を原本として検査結果を通知し、英語による翻訳文を参考として添付する。

さらに、金融庁は、検査結果の指摘事項に関する改善計画の報告徴収を行うことを基本とする。ただし、検査協力等の場合で、当該国当局が当該外国監査法人等に対して報告徴収を行うことが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、報告徴収を当該国当局に要請することも可能とする。

また、これに基づき改善の進捗状況の確認及び必要かつ適切な場合における指示（以下「フォローアップ」という。）を行うことを基本とする。当該国当局による当該外国監査法人等に対するフォローアップが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、当該国当局によるフォローアップを要請することとする。

なお、次回検査を行った場合には、当該検査において審査会が改善状況を検証する。

5. 行政処分

審査会の勧告等に基づき、外国監査法人等の監査証明業務に相当すると認められる業務の運営が著しく不当と認められる場合には、金融庁は、原則当該国当局に通知した上で、業務改善指示を発出することを基本とする。また、合理的な理由なく改善計画の報告徴収に応じない場合又は改善計画が実施されていないことが検査等で判明した場合には、原則当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することを基本とする。

以上の場合において、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

外国監査法人等が、上記指示に従わないときは、金融庁は、その旨及びその指示の内容を公表することができる。その後、金融庁が指示に係る事項については是正が図られた旨の公表を行うまでの間、当該外国監査法人等が行う監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合であっても、当該証明は金融商品取引法上有効とはみなされない。

(以上)

中小企業金融円滑化法の期限の最終延長等について

これまでの取組み

中小企業金融円滑化法（21年12月施行）の期限延長とともに、金融機関によるコンサルティング機能の発揮の促進等を実施。

今後の対応

基本的な考え方

- 金融機関の金融円滑化への対応状況は、貸付条件の変更等の実行率が9割を超える水準となっているなど、基本的には、その取組みは定着してきていると考えられる。
- 一方で、貸付条件の再変更等が増加している、貸付条件の変更等を受けながら経営改善計画が策定されない中小企業者も存在しているなどの問題を指摘する声もある。
- 金融規律の確保（健全性の確保・モラルハザード防止）のための施策を講じる一方、金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮を促すとともに、中小企業者等の真の意味での経営改善につながる支援を強力に押し進めていく（「出口戦略」）必要がある。

具体的な対応

外部機関や関係者の協力も得つつ総合的な出口戦略を講じ、中小企業者等の事業再生等に向けた支援に軸足を移行。こうした移行を円滑に進めていく（「ソフトランディング」）必要があるため、中小企業金融円滑化法を今回に限り1年間再延長するとともに、以下の施策を集中的に推進。

I. 金融の円滑化

- ✓ 金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮
- ✓ 新規融資の促進を図るための、資本金借入金等の活用及び動産担保融資（ABL）等の開発・普及等
- ✓ 金融機関の事務負担の軽減を図るための開示・報告資料の更なる簡素化等

II. 金融規律の確保

- ✓ 実現可能性の高い抜本的な経営再建計画の策定・進捗状況の適切なフォローアップ
- ✓ 対象企業の実態に応じた適切な債務者区分・引当ての実施
- ✓ 金融機能強化法の活用

III. 中小企業等に対する支援措置

- ✓ 企業診断、最適な解決策の提示・支援を図るためのコンサルティング機能の発揮等、地域密着型金融の深化の徹底
- ✓ 中小企業再生支援協議会との連携強化
- ✓ 産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構等との連携強化
- ✓ 事業再生支援を図るための、様々な制度・仕組みの活用

平成24年4月20日
内閣府・金融庁・中小企業庁

中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた 中小企業の経営支援のための政策パッケージ

中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえ、中小企業の経営改善・事業再生の促進等を図るため、以下の取組みを強力に進めることとし、関係省庁・関係機関と連携し、早急にその具体化を図る。

さらに、中小企業の事業再生・業種転換等の支援の実効性を高めるための施策を引き続き検討する。

1. 金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮

金融機関は、自助努力による経営改善や抜本的な事業再生・業種転換・事業承継による経営改善が見込まれる中小企業に対して、必要に応じ、外部専門家や外部機関、中小企業関係団体、他の金融機関、信用保証協会等と連携を図りながらコンサルティング機能を発揮することにより、最大限支援していくことが求められている。

このため、金融庁は、以下の取組みを行うことにより、金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮を促す。

- ① 各金融機関に対し、中小企業に対する具体的な支援の方針や取組み状況等について集中的なヒアリング（「出口戦略ヒアリング」）を実施する。
- ② 抜本的な事業再生、業種転換、事業承継等の支援が必要な場合には、判断を先送りせず外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見を積極的に活用する旨を監督指針に明記する。

（注）今般の東日本大震災により大きな被害を受けている地域においては、中小企業の置かれている厳しい状況や中小企業のニーズに十分に配慮したコンサルティング機能の発揮が強く求められている。また、産業復興機構や東日本大震災事業者再生支援機構も整備されている。こうした点を踏まえ、事業再生に当たっても、被災地の実情を十分に配慮した中長期的・継続的な支援が期待される。

2. 企業再生支援機構及び中小企業再生支援協議会の機能及び連携の強化

財務内容の毀損度合いが大きく、債権者間調整を要する中小企業に対しては、企業再生支援機構（以下、「機構」という。）や中小企業再生支援協

議会（以下、「協議会」という。）を通じて、事業再生を支援する。

このため、内閣府、金融庁、中小企業庁は緊密に連携して以下の施策を実施することにより、両機関の機能及び連携を大幅に強化する。

- (1) 機構においては、以下の取組みを積極的に推し進め、中小企業の事業再生を支援する仕組みを再構築する。
 - ① 中小企業の事業再生支援機能を抜本的に強化するため、専門人材の拡充を図る。
 - ② 下記(3)のとおり、中小企業再生支援全国本部（以下、「全国本部」という。）や協議会との円滑な連携を図るため、企画・業務統括機能を強化するとともに、協議会との連携窓口を設置する。
 - ③ 中小企業の実態に合わせた支援基準の見直しを行うとともに、協議会では事業再生支援の実施が困難な案件を中心に積極的に取り組む。
 - ④ デューデリジェンス等にかかる手数料の負担軽減を図る。
- (2) 協議会においては、以下の取組みを行うことにより、その機能を抜本的に強化する。
 - ① 金融機関等の主体的な関与やデューデリジェンスの省略等により、再生計画の策定支援を出来る限り迅速かつ簡易に行う方法を確立する。
（標準処理期間を2ヶ月に設定。協議会ごとに計画策定支援の目標件数を設定し、24年度に全体で3千件程度を目指す）
 - ② 事業再生支援の実効性を高めるため、地域金融機関や中小企業支援機関等の協力を得て、専門性の高い人材の確保及び人員体制の大幅な拡充を図る。
 - ③ 経営改善、事業再生、業種転換、事業承継等が必要な中小企業にとって相談しやすい窓口としての機能を充実し、最適な解決策の提案や専門家の紹介等を行う。
- (3) 機構及び協議会においては、以下の取組みを行うことにより、連携を強化する。
 - ① 機構又は協議会が相談を受けた案件について、他方が対応した方が効果的かつ迅速な支援が可能となる場合には、相互に案件の仲介等を行う。このため、機構と全国本部は連携して、相互仲介ルールを策定する。
 - ② 事業再生支援機能の向上や上記(2)③の相談機能を実務面から支援するため、機構と全国本部は連携して、中小企業の経営状況の把握・

分析や支援の手法等に係る改善や指針等の策定を行い、それらを協議会とも共有する。

- ③ 機構は、協議会が取り組む案件について、相談・助言機能を提供する。
- ④ 機構及び全国本部は、協議会や金融機関が必要とする専門性を有する人材を紹介できる体制の構築を進める。
- ⑤ 機構、協議会及び全国本部との間で、「連携会議」を設置する。

3. その他経営改善・事業再生支援の環境整備

金融機関によるコンサルティング機能の発揮にあたって、経営改善・事業再生支援を行うための環境整備も不可欠となっている。

このため、内閣府、金融庁及び中小企業庁は、以下の施策を実施する。

- (1) 各地域における中小企業の経営改善・事業再生・業種転換等の支援を実効あるものとするため、協議会と機構を核として、金融機関、事業再生の実務家、法務・会計・税務等の専門家、中小企業関係団体、国、地方公共団体等からなる「中小企業支援ネットワーク」を構築する。
- (2) 地域における事業再生支援機能の強化を図るため、地域金融機関と中小企業基盤整備機構が連携し、出資や債権買取りの機能を有する事業再生ファンドの設立を促進する。
- (3) 公的金融機関による事業再生支援機能を充実させるため、資本金借入金を活用した事業再生支援の強化について検討する。
- (4) 以上に加え、中小企業の事業再生・業種転換等の支援の実効性を高めるための施策を検討する。

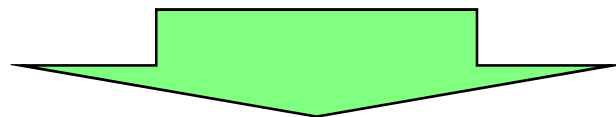
銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案

<現行制度>

銀行等保有株式取得機構(平成14年1月設立)による銀行保有株式等(注)の
買取期限は、平成24年3月末

(注)買取対象

- ・銀行等の保有する株式、優先株式・優先出資、ETF、J-REIT
- ・持合事業法人の保有する銀行株、優先株式・優先出資



- 東日本大震災の影響や、欧州債務危機を端緒とする世界的な金融資本市場の混乱等が続いている状況に鑑み、経済・株式市場が互いに悪影響を及ぼし、スパイラル的に悪化することを防ぐための株式処分の受け皿・セーフティネットとしての役割は引き続き重要。
- バーゼルⅢの実施に伴い所要自己資本等が段階的に引き上げられること等から、銀行等の保有株式等の処分のニーズは依然として高い。
⇒ 内外の経済・金融資本市場を取り巻く状況等に鑑み、株式等の買取期限を5年間延長

我が国保険会社の国際競争力の向上や事業再編の促進に資する環境を整備するとともに、保険契約者等の保護を図るため、外国保険会社の買収等に係る子会社の業務範囲規制の見直しや、生命保険契約者保護機構に対する政府補助の措置の延長等、所要の改正を行う。

外国保険会社の買収等に係る子会社の業務範囲規制の見直し

保険会社が子会社とすることができる会社(子会社対象会社)は、保険会社、銀行、保険業を行う外国の会社等、一定の範囲に限定されている。

- ・買収した外国保険会社の子会社のうち、既に保有が認められている子会社対象会社以外の会社についても、原則として5年以内に限り保有を認める。
- ・5年以内にその処分が困難である等の事情が認められる場合には、行政庁の承認等の一定の条件の下で、当該期間を超えての保有を例外的に容認する。

同一グループ内の保険会社を再委託者とする保険募集の再委託

保険募集の委託については、保険会社からの直接の委託しか認められておらず、再委託は認められていない。

行政庁の認可制の下で、同一グループ内の保険会社を再委託者とし、再委託者が自らも保険募集を委託している保険募集人を再受託者とする場合には、保険募集の再委託を認める。

生命保険契約者保護機構に対する政府補助の期限の延長

生命保険契約者保護機構に対する政府補助の期限が平成24年3月末までとされている。

保険契約者等の保護に万全を期するため、期限を延長する。

保険契約の移転に係る規制のあり方の見直し

(1) 保険契約の移転に係る規制の見直し

保険会社の保険契約を他の保険会社に移転する場合、責任準備金の算出基礎が同一である保険契約の全部を包括してしなければならない(行政庁の認可制)

認可制は引き続き維持しつつ、保険契約者間の公平性や保険契約者の保護の観点から所要の措置(異議申立手続きの成立要件の引下げや情報提供の充実等)を講じた上で、移転単位規制を撤廃する。

(2) 販売停止規定の見直し

保険契約の移転手続中は、移転元会社は移転対象契約と同種の保険契約を締結してはならない

移転対象となる保険契約の募集を移転手続中に行う際、保険契約が移転先会社に移転されることにつき契約者の承諾を得ることを保険会社に義務付けた上で、販売停止規定を撤廃する。

少額短期保険業者に関する経過措置の延長

平成17年当時に共済事業を行っていた少額短期保険業者については、平成25年3月までの経過措置として、引受け可能な保険金額を原則として本則の5倍とする特例が認められている。

既契約者に関しては、従来通り本則の5倍、新規契約者は本則の3倍として、経過措置を5年間延長する。

外国保険会社の買収等に係る子会社の業務範囲規制の見直し

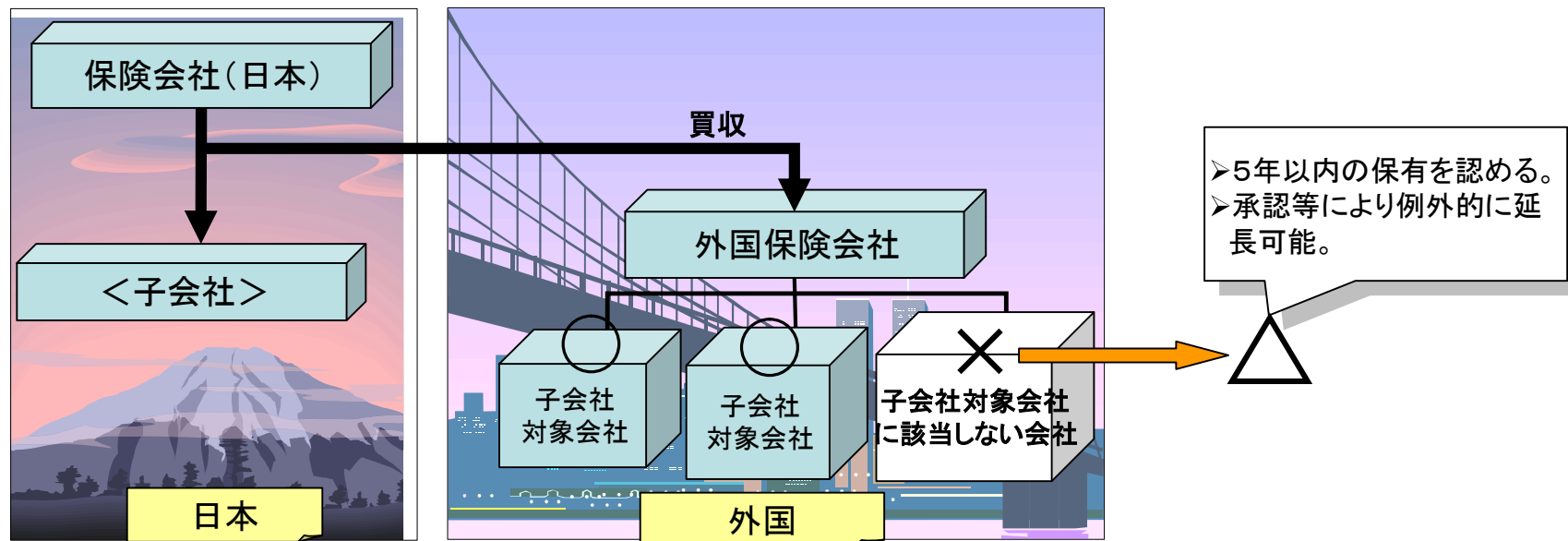
現行制度

保険会社が子会社（孫会社を含む）とすることができる会社（子会社対象会社）は、保険会社、銀行、保険業を行う外国の会社等、一定の範囲に限定されている。

→諸外国の保険会社と日本の保険会社が、外国保険会社の買収において競合する場合、入札時に子会社対象会社以外の会社を売却するとの条件を付けざるを得ない日本の保険会社が不利な状況におかれ、海外市場への進出を阻害する要因となっているとの指摘。

見直しの方向性

- 買収した外国保険会社の子会社のうち、既に保有が認められている子会社対象会社以外の会社についても、原則として5年以内に限り保有を認める。
- 5年以内にその処分が困難である等の事情が認められる場合には、行政庁の承認等の一定の条件の下で、当該期間を超えての保有を例外的に容認する。



同一グループ内の保険会社を再委託者とする保険募集の再委託

現行制度

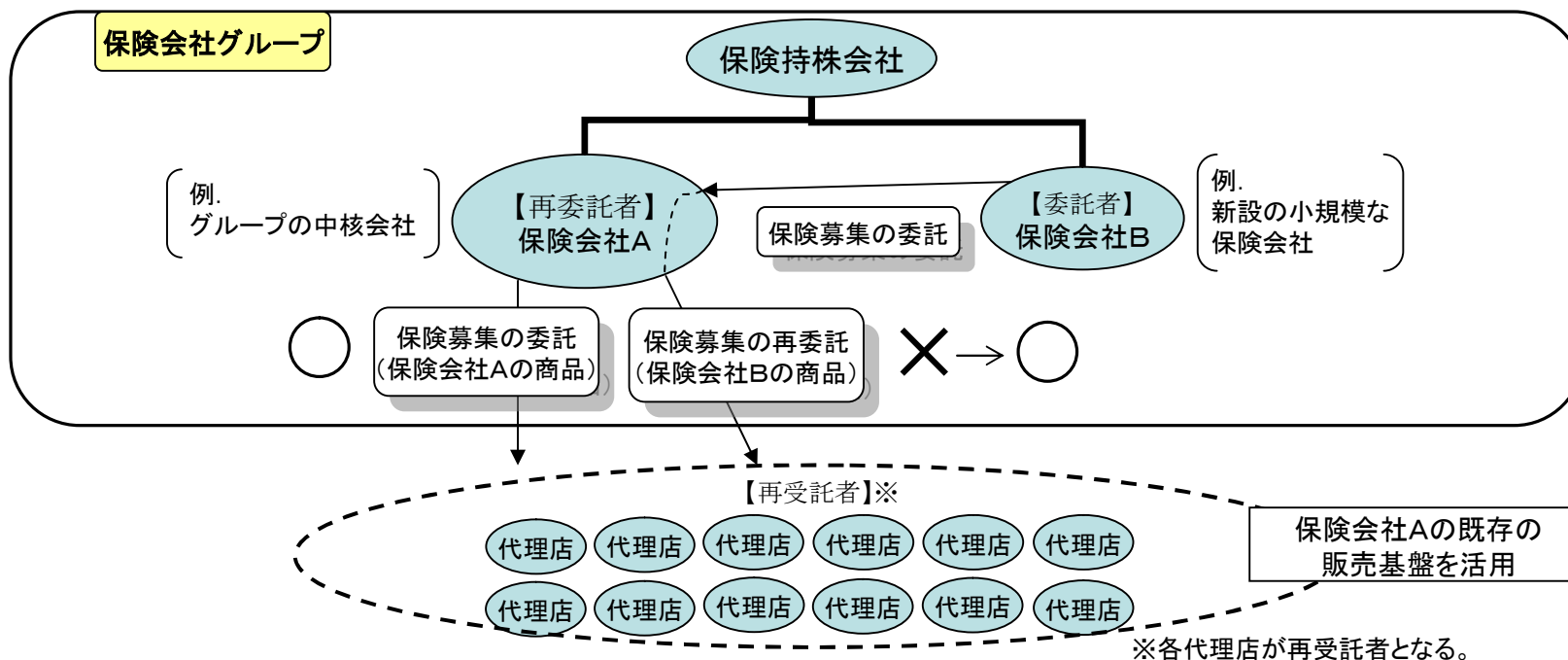
保険募集については、その適正性を確保し、保険契約者を保護する観点から、保険会社から保険募集人に対する直接の委託のみが認められている。

→保険会社のグループ化が進展する中で、グループ内の他の保険会社の販売基盤を活用するために、他の保険会社を再委託者とする再委託を認めてほしいとの指摘。

見直しの方向性

○保険会社が再委託者となって、自らも保険募集を委託している者に対して再委託を行う場合には、再受託者たる保険募集人に対し、自らが直接委託している保険募集人として適切な管理を行っているものと考えられる。

○このため、行政庁の認可制の下で、同一グループ内の保険会社を再委託者とし、再委託者が自らも保険募集の委託をしている保険募集人を再受託者とする場合には、保険募集の再委託を認める。



保険契約の移転に係る規制のあり方の見直し

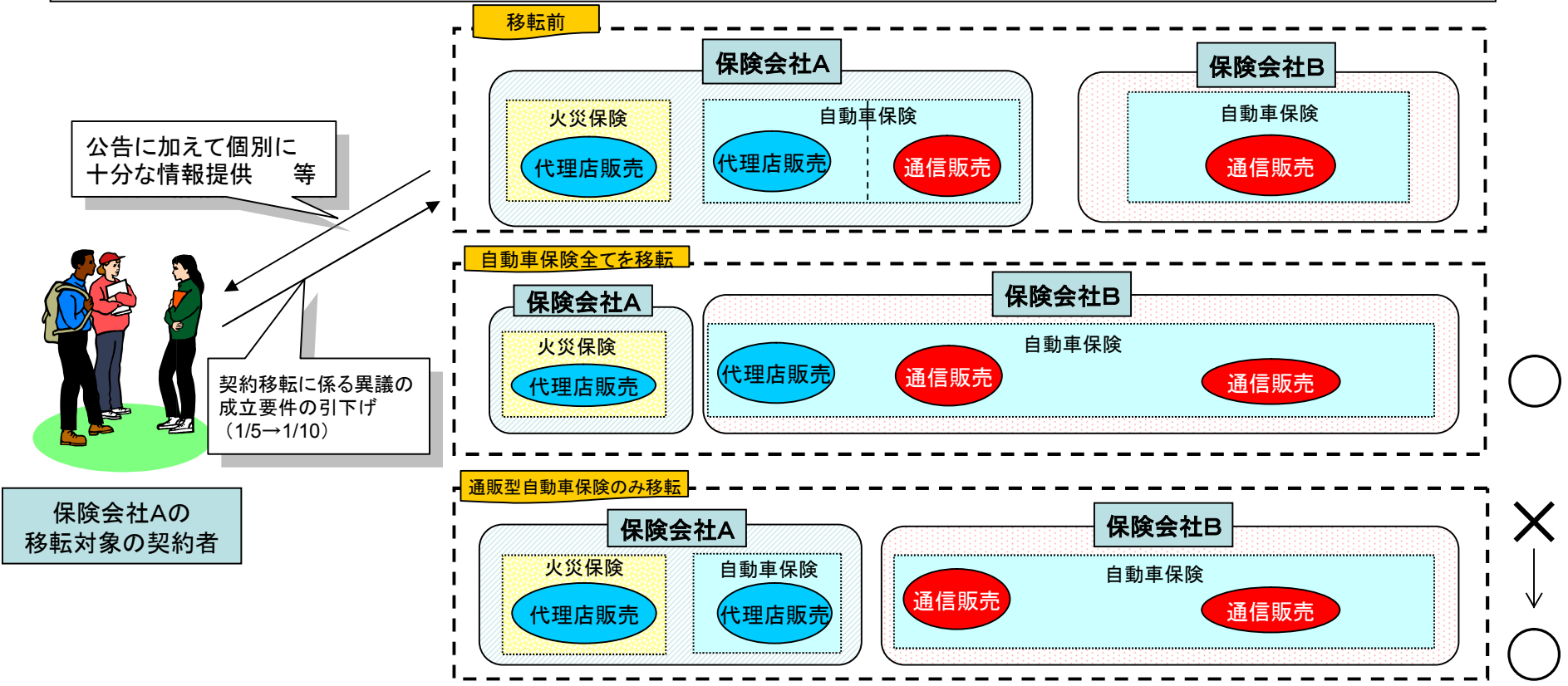
現行制度

保険会社が他の保険会社に保険契約の移転を行う場合には、「責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約」は包括して移転しなければならないとの規制（移転単位規制）がある。（行政庁の認可制）

→保険契約の移転を限定的にしか行うことができず、保険会社における顧客属性や販売チャネルに応じた再編を行うことに支障が生じるとの指摘。

見直しの方向性

保険契約の移転に係る認可制は維持しつつ、保険契約者間の公平性や保険契約者の保護の観点から所要の措置（情報提供の充実、異議成立要件の見直し等）を講じた上で、移転単位規制を撤廃する。



保険会社Aの移転対象の契約者

保険契約の移転に係る販売停止規定の撤廃

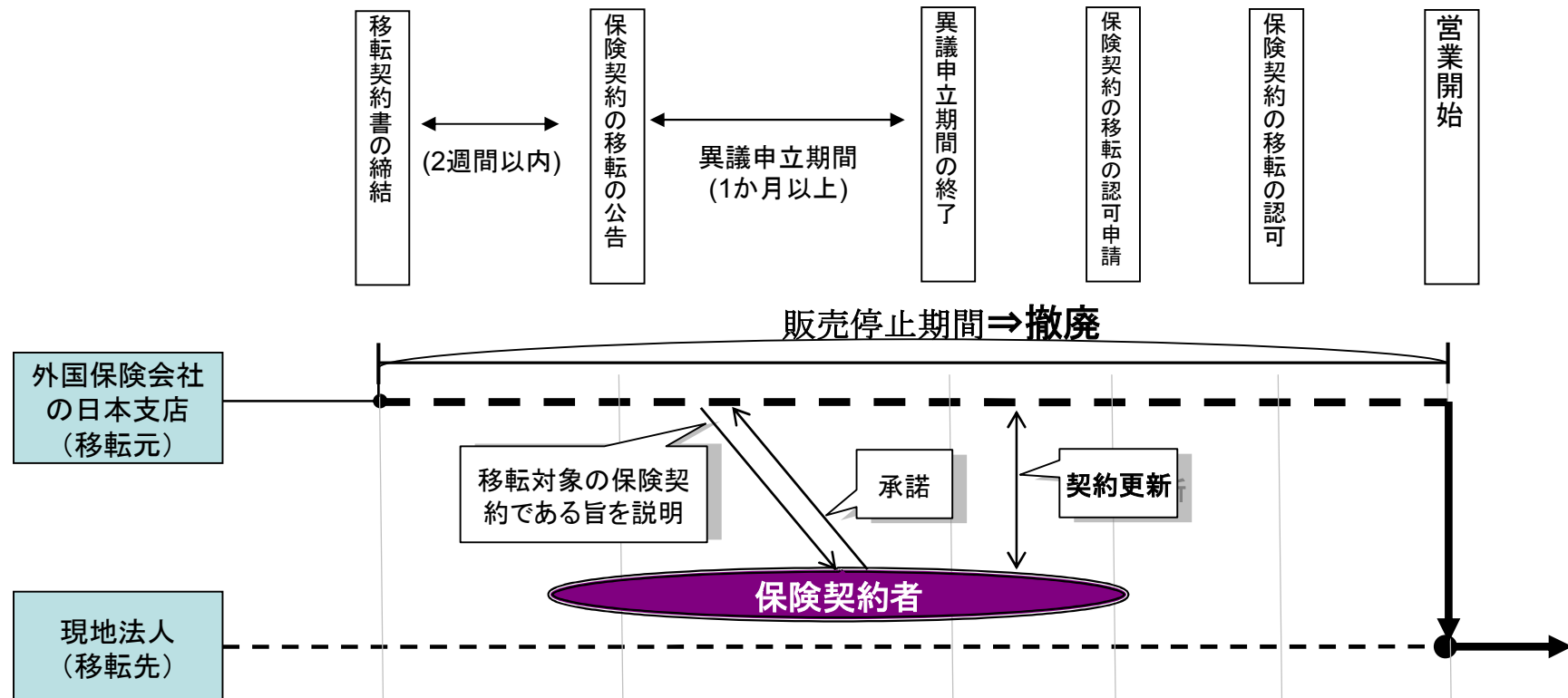
現行制度

保険会社間で保険契約を移転しようとする際に、移転をしようとする保険契約と同種の保険契約を、移転元の保険会社が締結することは禁止されている（販売停止規定）。

- 外国保険会社の日本支店を現地法人化する場合のように、事業の継続を前提として保険契約の移転を行う場合には、必要な保険契約の更新等ができない可能性があり、保険契約者の利便を損なっているとの指摘。

見直しの方向性

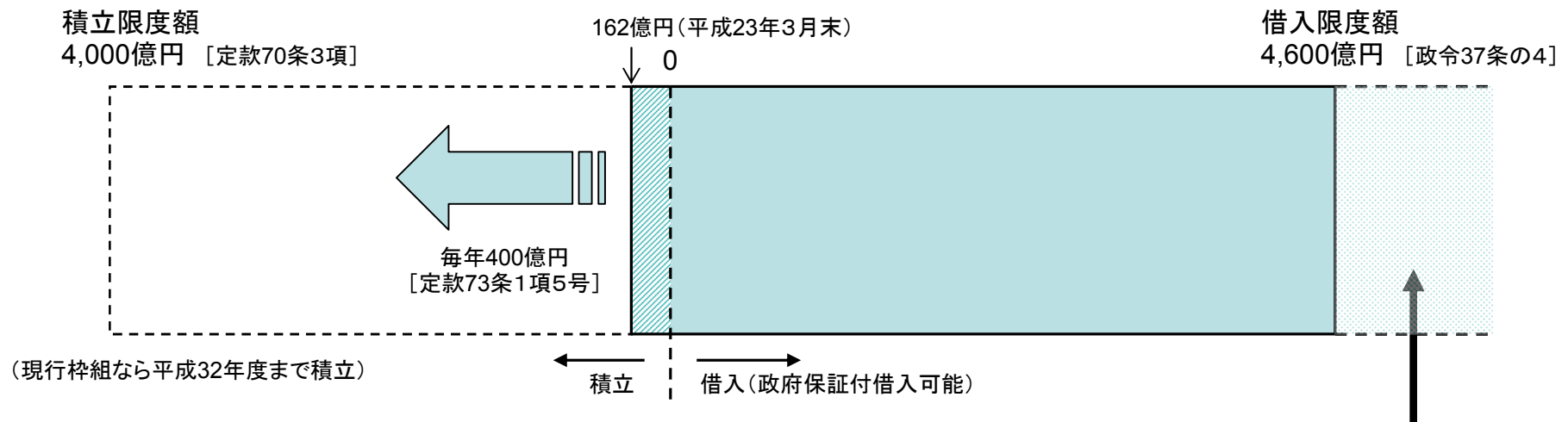
移転手続き中における移転対象となる保険契約の募集を行う際、保険契約が移転先会社に移転されることにつき契約者の承諾を得ることを保険会社に義務付けた上で、販売停止規定を撤廃する。



生命保険契約者保護機構に対する政府補助規定の延長

- 生命保険会社が破綻した場合の生命保険契約者保護機構による資金援助の財源として、民間負担のみでは賄えない場合は、一定の要件の下で政府補助ができることとなっている。(平成24年3月末までの破綻が対象)
- 東日本大震災の影響や、欧州債務危機を端緒とする世界的な金融資本市場の混乱等が続いている状況に鑑み、生命保険契約者保護機構がセーフティネットとしての機能を万全に果たすことは引き続き重要。

⇒ 政府補助規定を5年間延長。



生命保険会社が破綻した場合の生命保険契約者保護機構による資金援助の財源としては、

1. 機構の会員である生命保険会社が事前に積み立てた資金
(限度額: 4,000億円、平成23年3月末積立残高: 162億円)
2. 機構による政府保証付借入(限度額: 4,600億円)が充てられ、
3. 民間負担のみでは賄えない場合、一定の要件の下で政府補助(平成24年3月末までの破綻が対象)ができる。

[政府補助可能]
平成24年3月までの措置を
平成29年3月まで延長

少額短期保険業者に係る規制の見直し

経過措置適用業者が引受可能な保険の上限金額

現行規制

平成17年当時共済事業を行っていた少額短期保険業者が引受可能な保険の上限金額については、平成25年3月までの経過措置として、本則の5倍(医療保険は3倍)とする特例が認められている。

保険種類	本則	特例
死亡	300万円	1,500万円
傷害死亡	600万円	3,000万円
医療	80万円	240万円
損害保険	1,000万円	5,000万円

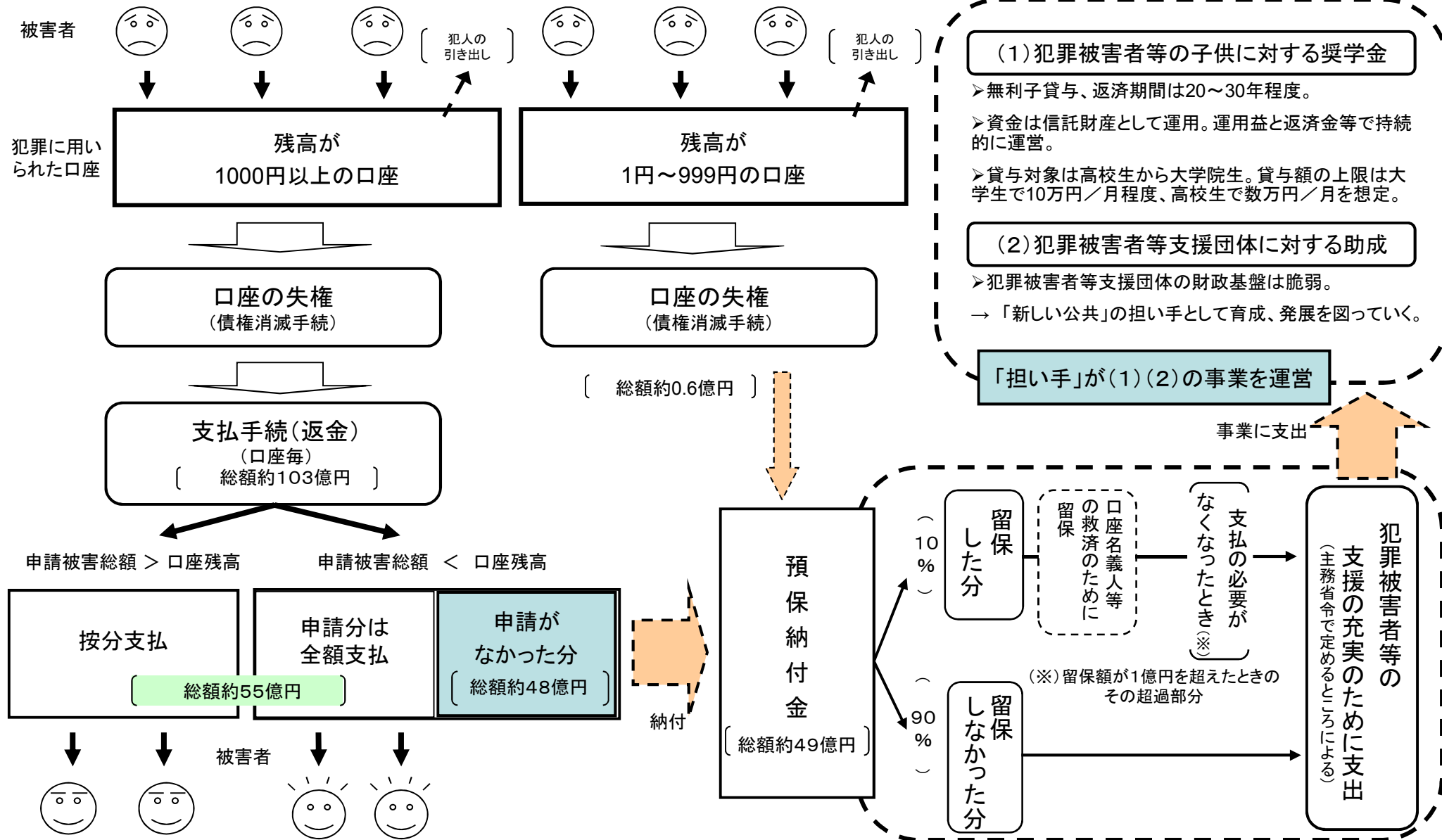
見直し案(法律・政令改正)

既契約者に関しては、従来通り本則の5倍(医療保険は3倍)、新規契約者に関しては本則の3倍(医療保険は2倍)として、経過措置を5年(30年3月まで)延長する。

※経過措置は激変緩和措置として設けられているものであり、いずれ終了する必要があるという性格のものであることを踏まえるとともに、既契約者の利便性の確保等を図るという点も勘案。

保険種類	本則	特例 (既契約者)	特例(新規 契約者)
死亡	300万円	1,500万円	900万円
傷害死亡	600万円	3,000万円	1,800万円
医療	80万円	240万円	160万円
損害保険	1,000万円	5,000万円	3,000万円

振り込め詐欺救済法の制度概要(24年6月現在)



(計数は、平成24年5月末現在)

○ 預保納付金の具体的使途に関連する論点の整理

(1) 返金率の向上

▶救済制度の周知徹底を継続。
▶金融機関がより積極的に「被害が疑われる者」へ連絡するための取組みについて検討するよう、業界に対して要請。
⇒平成23年3月、全国銀行協会は、事務取扱手を改正。連絡対象者を選択する標準的な目安の設定や連絡方法の統一化を実施。

(2) 預保納付金の具体的使途（検討の前提）

①「留保割合」の考え方
▶預保納付金の納付状況等を踏まえると、大幅に引き下げて円滑な運用に支障はなく、必要額を確保可能。
⇒現行の100%から10%へ引き下げ。

※誤って失権された預金者等の事後的な救済に備えるため、預保納付金の一定割合を留保しておくこととされている。
※一旦留保した預保納付金についても、上記の事後的な救済のための支払の「必要がなくなったとき」には、犯罪被害者等の支援の充実のために支出することとされている。

②留保を続けておく「必要がなくなったとき」に関する考え方
▶預保納付金の納付状況等を踏まえつつ、常時一定金額を留保しておくことが適当。
⇒留保金額の累積額が1億円を超えたときには、その1億円を超える部分は、「必要がなくなった」として留保を解く。

○ 預保納付金の具体的使途（二本の柱）

(1) 犯罪被害者等の子供に対する奨学金

▶犯罪被害者本人が生計を担う者であった場合等は、日常生活に加え十分な額の子供の教育費を支出することは困難な場合も。
⇒預保納付金により、犯罪被害者の子供への奨学金制度を充実。

▶子供の教育機会を確保し、事件を契機に社会から「疎外感」を感じることもある子供を社会全体で温かく支えること（社会的包摂）も重要。社会の支えが十分であれば、将来的に子供の社会への貢献意欲が高まることも期待。

※奨学金は給付（贈与）ではなく貸与することが適当。就職して返済してもらうことにより、卒業後、自分が社会により支えられたことを思い起こす機会を提供するとともに、就職して自立するようインセンティブの付与を図ることが重要。また、子供が安易にニートの途を選択することのないよう促すという社会的意義も有する。

※一定の要件を満たす場合は、奨学金の返済免除又は軽減を行うことも考えられるが、具体的な要件等については、貸与人数や返済率等、今後の実績を踏まえて検討することが適当。

※貸与対象は、高校生から大学院生までとし、年間200人～300人程度の申請を想定。貸与金額の上限は、例えば大学生で月額10万円程度、高校生で月額数万円。

(2) 犯罪被害者等支援団体に対する助成

▶犯罪被害者等が必要とする支援の内容は、行政主導の公的な支援ばかりではなく、病院等への付き添いや自宅訪問など多岐にわたる。
⇒被害者支援のノウハウが蓄積されている民間支援団体による迅速かつ柔軟な支援活動が必要。

- ・犯罪被害者等支援団体の財政基盤は脆弱。
- ・NPO法人等として活動しており、政府の推進する「新しい公共」の担い手としても育成、発展を図っていくことが必要。
- ・助成対象としては、基本的に、広く犯罪被害者等を支援する団体を想定しているものの、必ずしもこれに限定しない。
- ・政府で検討が進められている「パーソナル・サポート・サービス」の確立に「支援関係機関」の一つとして寄与。

⇒支援活動を充実・強化。

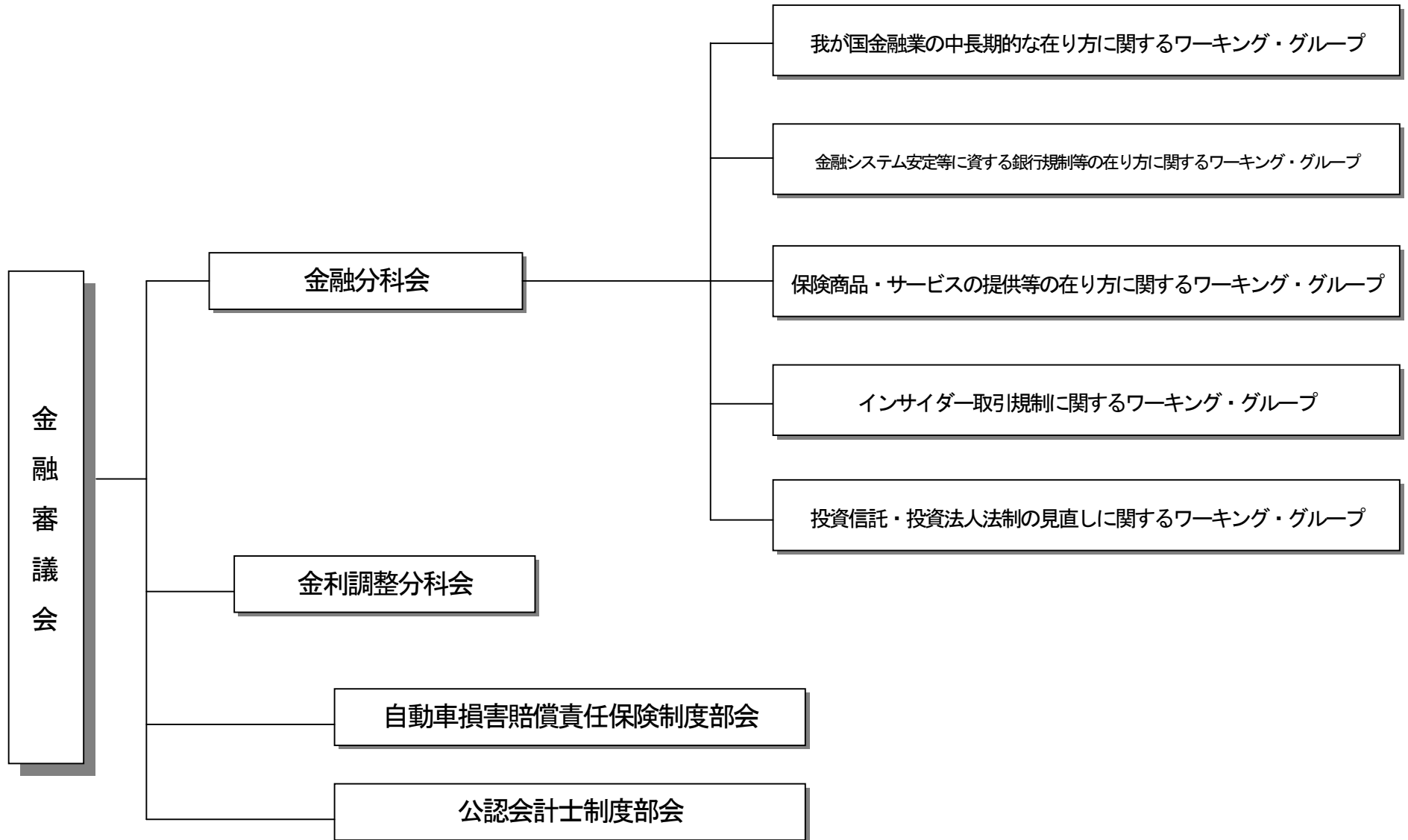
⇒奨学金貸与と団体助成の担い手としては、犯罪被害者等支援の知見を有しない預金保険機構ではなく、こうした事業を適正かつ公正に実施可能な団体（例えば以下の要件を満たす団体）に行わせることが適当。

- ①犯罪被害者等支援に関する実績や知見を有すること、②非営利の法人であること、③政治的中立性があり、公平な活動が期待できること、④既存業務との区分経理を行うこと、⑤多額の資金を預かる事業に相応しい運営・管理能力を有すること、⑥団体助成を行うにあたり、自らを助成対象としないこと、⑦外部有識者等による委員会を設置すること、⑧定期的な情報公開を行うこと、⑨資金の貸与につき、法令上の要件を備えること 等

※振り込め詐欺等の被害者に対して追加的に返金するとの案については、預保納付金の由来と整合的であることのみをもって優先して支出すべきであるとは言えず、また、被害者間の公平を考慮すると、一人当たりの返金額は少額となることに加え、返金のために膨大なコストがかかるなど、費用対効果の観点からも適当でない。

※振り込め詐欺等の被害者の訴訟費用等を支援するとの案については、訴訟提起等を行わない被害者には何らメリットがなく、また、得られる損害賠償金等は加害者側が保有する財産次第の面があり、費用対効果の観点から適当ではない。

金融審議会の構成



平成24年1月27日

金融庁設置法第7条第1項第1号により下記のとおり諮問する。

諮 問 事 項

○ 投資信託・投資法人法制の見直しについての検討

国民が資産を有効に活用できる環境整備を図るため、以下のような観点から投資信託・投資法人法制の見直しについて検討。

- 一 投資信託については、国際的な規制の動向や経済社会情勢の変化に応じた規制の柔軟化や一般投資家を念頭に置いた適切な商品供給の確保等
- 二 投資法人については、資金調達手段の多様化を含めた財務基盤の安定性の向上や投資家からより信頼されるための運営や取引の透明性の確保等

金融審議会金融分科会委員名簿

平成24年1月27日現在

委員	秋池 玲子	ポストン コンサルティング グループ パートナー&マネージング・ディレクター
	大崎 貞和	(株)野村総合研究所主席研究員
	太田 克彦	新日本製鐵(株)常務取締役
	沖野 眞巳	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	川島 千裕	日本労働組合総連合会総合政策局長
	川波 洋一	九州大学大学院経済学研究院教授
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	黒沼 悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
	河野 栄子	D I C (株) 社外取締役
	洲崎 博史	京都大学大学院法学研究科教授
	田島 優子	弁護士、公認会計士・監査審査会委員
	永沢 裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会
	家森 信善	名古屋大学大学院経済学研究科教授
	吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授

[計15名]

(敬称略・五十音順)

平成24年4月11日

金融庁設置法第7条第1項第1号により下記のとおり諮問する。

諮 問 事 項

金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方についての検討

世界的な金融危機の教訓や金融監督規制をめぐる国際的潮流を踏まえ、外国銀行支店に対する規制の在り方、大口信用供与等規制の在り方その他の金融システム安定のために必要な措置について検討。

あわせて、金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」における議論等を踏まえ、我が国金融業の更なる機能強化のための方策について検討。

保険商品・サービスの提供等の在り方についての検討

我が国における少子高齢化の急速な進行などの社会経済の変化を背景に、保険に対するニーズが多様化するとともに、保険の販売形態も多様化している。このような状況のもと、

- 一 保険契約者の多様なニーズに応えるための保険商品やサービスの提供及び保険会社等の業務範囲の在り方
- 二 必要な情報が簡潔で分かりやすく提供されるための保険募集・販売の在り方

等について、規制の全体像を視野に入れつつ検討。

「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」
メンバー名簿

平成24年5月15日現在

座長	※吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授
メンバー	※秋池 玲子	ボストンコンサルティンググループ パートナー・マネージングディレクター
	井濤 正彦	(株)野村資本市場研究所執行役員
	犬飼 重仁	早稲田大学法学学術院教授
	大垣 尚司	立命館大学大学院法学研究科教授
	※大崎 貞和	(株)野村総合研究所主席研究員
	※太田 克彦	新日本製鐵(株)常務取締役
	小野 有人	みずほ総合研究所(株)主席研究員
	小幡 績	慶應義塾大学経営管理研究科准教授
	※川島 千裕	日本労働組合総連合会総合政策局長
	※川波 洋一	九州大学大学院経済学研究院教授
	※神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	※河野 栄子	D I C (株) 社外取締役
	後藤 康雄	(株)三菱総合研究所主席研究員
	齋藤 一郎	小樽商科大学大学院商学研究科教授
	篠原 文也	ジャーナリスト
	※永沢 裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会
	藤原 美喜子	アルファ・アソシエイツ(株)代表取締役社長
	山田 能伸	ドイツ証券(株)マネージングディレクター
	※家森 信善	名古屋大学大学院経済学研究科教授

(敬称略)
(※印は金融審議会委員)

オブザーバー	待井 寿郎	(株) 国際協力銀行業務企画室長
	岩間 邦彦	(株) 日本政策金融公庫中小企業事業本部事業企画部長
	地下 誠二	(株) 日本政策投資銀行執行役員(特命担当)兼経営企画部担当部長
	中島 隆男	農林中央金庫総合企画部長
	小鷹 一志	三井住友トラスト・ホールディングス業務企画部長(信託協会)
	稲垣 精二	第一生命保険(株)執行役員運用企画部長(生保協)
	泰松 真也	みずほフィナンシャルグループ経営企画部参事役 兼 みずほ総合研究所調査本部金融調査部長(全銀協)
	加幡 英雄	多摩信用金庫常務理事(全信協)
	大塚 和男	大東京信用組合常務理事(全信中協)
	八木 稔	(株) 静岡銀行理事経営企画部長(地銀協)
	安藤 栄二	全国労働金庫協会執行役員経営企画部長
	杉田 尚人	(株) 名古屋銀行総合企画部長(第二地銀協)
	大谷 直也	大和証券(株)経営企画部担当部長(日証協)
	半田 禎	東京海上日動火災保険(株)経営企画部部長(損保協)
	梅森 徹	日本銀行企画局審議役
	岡田 江平	経済産業省経済産業政策局産業資金課長
	森山 茂樹	財務省大臣官房信用機構課長

(敬称略)

金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関する
ワーキング・グループ委員等名簿

平成24年5月29日現在

座長	岩原 紳作	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員	秋池 玲子	ボストンコンサルティンググループパートナー・マネージングディレクター
	井上 聡	弁護士（長島・大野・常松法律事務所）
	大崎 貞和	(株)野村総合研究所主席研究員
	太田 克彦	新日本製鐵(株)常務取締役
	翁 百合	(株)日本総合研究所理事
	小野 有人	みずほ総合研究所(株)主席研究員
	川口 恭弘	同志社大学法学部教授
	川波 洋一	九州大学大学院経済学研究院教授
	小出 篤	学習院大学法学部教授
	田島 優子	弁護士（さわやか法律事務所）
	松井 智予	上智大学法科大学院准教授
	森 公高	公認会計士（あずさ監査法人）
	森下 哲朗	上智大学法科大学院教授
	山手 章	公認会計士（あらた監査法人）
	山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科教授
	家森 信善	名古屋大学大学院経済学研究科教授
和仁 亮裕	弁護士（外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ）	

オブザーバー 全国銀行協会 全国地方銀行協会 第二地方銀行協会 国際銀行協会 信託協会
 全国信用金庫協会 全国信用組合中央協会 全国労働金庫協会 農林中央金庫
 法務省 財務省 日本銀行 預金保険機構

（敬称略・五十音順）
 （印は金融審議会委員）

「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」 メンバー名簿

平成24年6月7日現在

座　　長 メン　　バー	※	洲崎 博史	京都大学大学院法学研究科教授
		阿部 泰久	日本経済団体連合会経済基盤本部長
	※	沖野 眞巳	東京大学大学院法学政治学研究科教授
		加藤 広亮	ボストンコンサルティンググループ シニアパートナー & マネージングディレクター
	※	川島 千裕	日本労働組合総連合会総合政策局長
		神戸 孝	FPアソシエイツ&コンサルティング(株) チーフ・エグゼクティブディレクター
		後藤 元	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
	※	田島 優子	弁護士、公認会計士・監査審査会委員
		丹野 美絵子	社団法人全国消費生活相談員協会理事長
		錦野 裕宗	弁護士（中央総合法律事務所）
		水口 啓子	株式会社日本格付研究所チーフアナリスト兼格付企画部長
		山下 友信	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	※	家森 信善	名古屋大学大学院経済学研究科教授
	米山 高生	一橋大学大学院商学研究科教授	
オブザーバー		梅崎 輝喜	明治安田生命保険相互会社調査部長
		村田 毅	三井住友海上火災保険株式会社経営企画部部長
		五十嵐 正明	一般社団法人日本少額短期保険協会専務理事
		瀧下 行夫	外国損害保険協会専務理事
		荻野 明廣	株式会社イーグル商会代表取締役 (社団法人日本損害保険代理業協会名誉会長)
		葛石 智	一般社団法人日本保険仲立人協会会長

(敬称略・五十音順)

(※印は金融審議会委員)

「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」メンバー名簿

平成23年12月15日現在

座長	※ 神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
メンバー	阿部 泰久	日本経済団体連合会経済基盤本部長
	上柳 敏郎	東京駿河台法律事務所弁護士
	※ 大崎 貞和	(株)野村総合研究所主席研究員
	川口 恭弘	同志社大学法学部教授
	川田 順一	JXホールディングス(株)取締役常務執行役員
	※ 神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	※ 黒沼 悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
	小林 繁治	(株)大阪証券取引所上席執行役員
	佐伯 仁志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	静 正樹	(株)東京証券取引所常務執行役員
	※ 田島 優子	さわやか法律事務所弁護士
	田中 浩	野村證券(株)代表執行役専務
	平田 公一	日本証券業協会常務執行役
	柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科教授
	綿貫 治子	ゴールドマン・サックス証券(株)取締役
オブザーバー	和田 雅樹	法務省刑事局刑事課長

(敬称略・五十音順)
(※印は金融審議会委員)

投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ委員等名簿

平成24年6月1日現在

座	長 ※ 神 田 秀 樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
メン	バ ー 井 湯 正 彦	(株)野村資本市場研究所 執行役員
	石 黒 徹	弁護士 (森・濱田松本法律事務所)
	上 柳 敏 郎	弁護士 (東京駿河台法律事務所)
	※ 大 崎 貞 和	(株)野村総合研究所主席研究員
	※ 沖 野 眞 巳	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	沖 本 竜 義	一橋大学大学院国際企業戦略研究科准教授
	※ 川 波 洋 一	九州大学大学院経済学研究院教授
	※ 神 作 裕 之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	草 野 芳 郎	学習院大学法学部法学科教授
	※ 黒 沼 悦 郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
	※ 河 野 栄 子	D I C (株) 社外取締役
	小 沼 泰 之	(株)東京証券取引所 執行役員 上場推進部長
	島 田 知 保	専門誌「投資信託事情」発行人兼編集長
	清 水 毅	あらた監査法人 代表社員 公認会計士
	※ 田 島 優 子	弁護士、公認会計士・監査審査会委員
	※ 永 沢 裕 美 子	FosterForum良質な金融商品を育てる会 事務局長
	村 木 正 雄	ドイツ証券 (株) ディレクター兼シニアアナリスト
オブザーバー	国土交通省	信託協会 全国銀行協会

投資信託協会

日本証券業協会

不動産証券化協会

(敬称略・五十音順)

(※印は金融審議会委員)

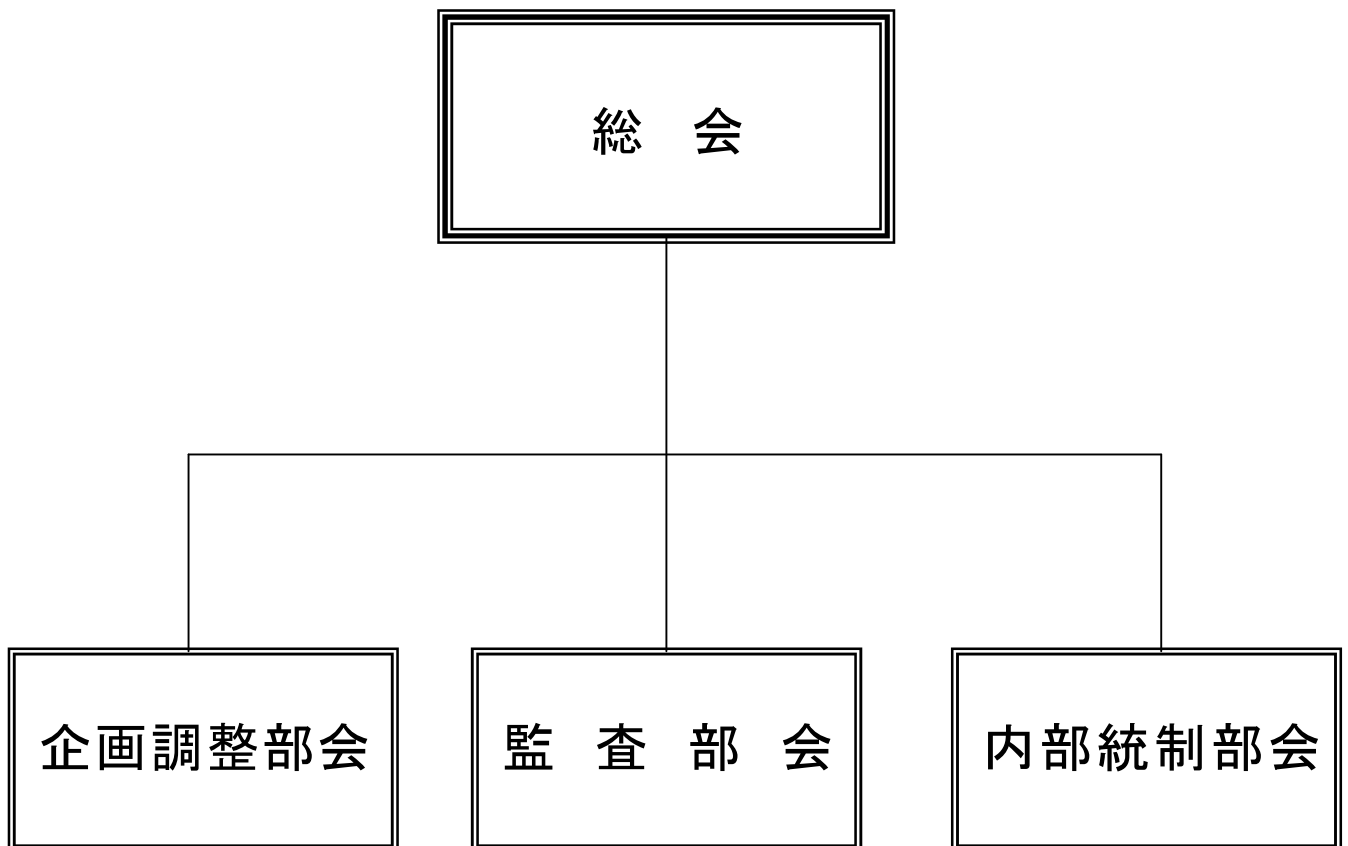
自動車損害賠償責任保険審議会委員名簿

(平成24年1月31日現在)

会 長	落 合 誠 一	中央大学法科大学院教授
委 員	古 笛 恵 子	弁護士
	金 野 正 英	(社)日本損害保険協会自賠責保険特別委員会委員長
	勝 瑞 保	全国共済農業協同組合連合会代表理事専務
	鈴 木 雅 己	損害保険料率算出機構専務理事
	関 政 治	全日本交通運輸産業労働組合協議会事務局長
	戸 川 孝 仁	全国交通事故遺族の会副会長
	西 原 浩 一 郎	全日本自動車産業労働組合総連合会会長
	広 重 美 希	消費生活専門相談員 (元(財)日本消費者協会出版啓発部啓発課課長)
	福 田 弥 夫	日本大学通信教育部長・日本大学法学部教授
	堀 田 一 吉	慶應義塾大学商学部教授
	宮 近 清 文	一般社団法人日本自動車会議所保険委員会委員長
	山 本 眞 弓	弁護士
	特別委員	北 原 浩 一
	清 水 涼 子	関西大学大学院会計研究科教授
	高 橋 伸 子	生活経済ジャーナリスト
	田 中 節 夫	一般社団法人日本自動車連盟会長
	野 尻 俊 明	流通経済大学法学部教授
	藤 川 謙 二	(社)日本医師会常任理事

(敬称略・五十音順)

企業会計審議会の組織図



「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)」 (2009年6月30日・企業会計審議会)

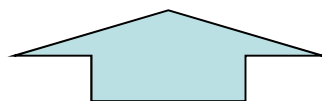
国際会計基準 (IFRS)の適用

2010年3月期 : 国際的な財務・事業活動を行っている上場企業の連結財務諸表に任意適用。

とりあえず2012年目途 : 上場企業の連結財務諸表への強制適用の是非を判断。

強制適用の場合、少なくとも3年の準備期間

(2012年に判断の場合、2015年又は2016年に適用開始)



考慮事項

1. IFRSの内容
2. IFRSを適用する場合の言語
3. IFRSの設定におけるデュー・プロセスの確保
4. IFRSに対する実務の対応、教育・訓練
5. IFRSの設定やガバナンスへの我が国の関与の強化
6. XBRLのIFRSへの対応
7. 我が国の会計を取り巻く国際的な諸情勢

<企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議 6/30/2011 自見大臣冒頭あいさつ>
金融担当大臣の自見庄三郎でございます。

企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議の開催にあたり、ご挨拶を申し上げます。

会計・監査を巡る諸課題への対応にあたって、委員の皆様には格段のご協力をいただいております、厚く御礼申し上げます。

審議の冒頭に当たり、2点申し上げたいと思います。

1点目は、本日、中間監査基準等につきまして、昨年の年度基準に続き、改訂基準を取りまとめていただくことになっております。委員の皆様方におかれましては精力的なご審議をいただき、感謝申し上げます。

次に「IFRS 適用に関する検討」についてであります。

いわゆる「中間報告」の発表後、国内外において様々な状況の変化が起きました。大きな変化は米国を中心とする金融危機、いわゆるリーマンショックの発生でございます。また民主党オバマ政権への交代もございました。

米国では、このような大きな流れを受けて、本年5月26日に SEC (米国証券取引委員会) から IFRS 適用に関するスタッフペーパーが発表されております。この中身については、色々な見方があると思いますが、私は米国基準の存続を前提にしている、IFRS を丸呑みするのではなくコンバージェンスの方法による、例えば5-7年の時間をかけて移行する、SEC は報告権限を保持するという方針が示されており、IFRS の全面採用から変化が生じているというふうに思っております。

この点については、ウォールストリート・ジャーナル主催のコンファレンス「CFO Network」の中で、シャピロ SEC 委員長が「IFRS 適用を求める米国企業と投資家の声はそれほど多くはない」と語ったと報じられております。

また、例えばインドも一時は IFRS を採用すると言っておりましたが、「農業会計」、「金融商品会計」等は別にするなど IFRS 全面アドプションをやめております。また2010年4月に予定していた一部企業への適用は延期になっていると聞いております。

そういったことを受けて、我が国においても産業界から要望書（我が国に IFRS 対応に関する要望）が私のところも含めて関係各所に出されております。

また、連合の「2012年度 連合の重点政策」においても「労働者など多様な関係者の利害に資する企業法制度改革と会計基準の実現」との項目で、上場企業の連結財務諸表について IFRS を強制適用することについては当面見送る方針を早期に明確にするという方針が示されております。

また、3月11日に未曾有の災害である東日本大震災が発生をいたしまして、復興に向けた足取りを着実なものにする環境整備が求められるところでございます。

このような内外の情勢の変化を踏まえ、6月21日の会見にて新しい方針を発表致しました。内容はお配りしてある通りですが、補足をさせていただきます。

そもそも、会計基準の国際化の重要性は否定されるものではありません。金融庁としても引き続き会計基準の国際的調和に向けて最大限の努力を払ってまいります。

一方、内外の情勢も激変している中で、臨機応変かつ、慎重かつ柔軟に対応の見直しを行うことが必要と考えております。会計基準の国際的調和そのものが自己目的化し、経済活動が停滞することがあってはなりません。国際的な要請を見極めつつ、国全体の経済活動の活性化との両立を図っていくことが重要です。この点については、先に述べた、米国、インドといった各国も似たような悩みを抱えていると考えており、理解を得られるものと考えております。

また、そもそも、IFRS の強制適用の決定が行われていないにも関わらず、適切な準備期間の精査もなされず、あたかも強制適用が当然の前提であるかのような状況が生じていることが問題でございます。経済活動に対する不要なコスト・負担を生じさせてはなりません。当初は米国の例に倣い3年としておりましたが、適切な準備期間の設定は金融庁として当然の使命であると考えております。今回は、仮に強制適用を行なった場合について、実態に即した5-7年の準備期間の設定を行うこととしたもので、適用の延期ではないことをご理解いただきたいと思っております。また、米国基準の使用期限を2016年3月と定めたことの撤廃を行なうことといたしました。

さらに、米国 SEC がワークプランで対応を進めているように制度の導入を図る者がその必要性、影響を自ら検証、説明するのは当たり前のことです。そもそも、会計制度は国における歴史、経済文化、風土を踏まえた企業のあり方、会社法、税制等の関連する制度、企業の国際競争力などと深い関わりがあります。このような幅広い視点から、ワークプランで導入の利点と影響を広範に検討するとともにラウンドテーブル等を開催し、国民への説明責任を果たしている米国と同様の対応が必要であると考えます

このような状況に鑑み、経済活動に対する不要な負担・コストが発生することがないように必要な措置を講じることに加えて、中間報告で“とりあえずの目標”とされている 2012 年にとらわれず、総合的に成熟された議論を早急に開始することが、正しい国民理解を得る上で金融庁がなすべきことと考え、今回は政治的な決断として大きく舵を切らせていただきました。

繰り返しになりますが、2009年6月の「中間報告」以降、内外の情勢は激変しており、IFRS 適用の検討に際してもさまざまな立場からの活発な議論が行われて参りました。これらの内、中間報告等において議論されてきたものと関わりの深いものがいくつかございます。

そこで、今回の適用の検討にあたっては、中間報告等の見直しをしっかりとっていただきたいと考えております。

まず、国内の任意適用の状況等、中間報告において要検討とされた事項の検証をしっかりと行っていただきたいと考えております。また、問題はここに留まりません。次に、これも中間報告で示された内容ですが、今後のコンバージェンスのあり方については IFRS の適用の話と密接に関わります。今後予定される開発費やのれんの基準開発等、会計基準委員会（ASBJ）での活動が今般の内外情勢の変化を踏まえたものとなっていくよう、ASBJ の活動に委ねるのではなく、この審議会でコンバージェンスの方向性をしっかりと議論をしていただきたいと考えております。また、税法等との関わり、日本基準の位置づけ、単体開示のあり方を踏まえ、「連結先行」の考えも見直さざるを得ないタイミングに来ているものと考えております。さらに、会計基準適用の前提となる多様な資本市場のあり方、単体開示の廃止といった制度に関わる論点もご議論頂くようお願いします。

審議会のこれまでの取組にとらわれず、日本経済が心底元気になるように自由で活発な議論をお願いする次第です。これまで以上に幅広い観点から、委員の皆様方の積極的なご貢献を通じ、ご議論が行なわれることを期待しております。

委員の皆様には、以上申し上げました私の意のあるところを御汲みいただき、宜しく御審議を賜りますようお願いいたしまして、私の挨拶といたします。ありがとうございました。

（以上）

会計不正等に対応した監査基準の検討について

我が国における近時の会計不正事案においては、結果として公認会計士監査が有効に機能しておらず、より実効的な監査手続を求める指摘がある。

本監査部会においては、国際的な議論の動向等も踏まえつつ、我が国の監査をより実効性のあるものとするとの観点から、会計不正等に対応した監査手続等の検討を行い、公認会計士の行う監査の規範である監査基準等について所要の見直しを行うこととする。

今回の検討は、1年程度を目途に検討することとする。

まず、夏までに3回程度部会を開催し、公認会計士監査の問題点等について幅広く意見を聴取した上で、当部会での検討が必要と考えられる項目を整理していくこととしてはどうか。

金融トラブル連絡調整協議会委員名簿

平成24年6月7日現在

(消費者行政機関等)	
消費者庁地方協力課長	林 俊 行
国民生活センター相談情報部長	鈴木 基 代
東京都消費生活総合センター所長	佐藤 直 樹
日本司法支援センター第一事業部情報提供課長	鹿士 眞由美
(消費者団体)	
全国消費者団体連絡会事務局	依光 道 代
日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会常任理事	唯根 妙 子
全国消費生活相談員協会理事長	丹野 美 絵 子
(指定紛争解決機関)	
全国銀行協会業務部金融ADR室長	渡 邊 俊 之
信託協会信託相談所長	岡 本 康 二
生命保険協会生命保険相談室担当部長	酒 巻 宏 明
日本損害保険協会損害保険相談・紛争解決サポートセンター本部長	森 栄 二
保険オンブズマン専務理事	瀧 下 行 夫
日本少額短期保険協会少額短期ほけん相談室主任相談員	齋 藤 博 行
証券・金融商品あっせん相談センター副センター長	坂 井 竜 裕
日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター長	八 木 直 人
(業界団体・自主規制機関)	
全国信用金庫協会業務管理部長	阿 部 吉 邦
全国信用組合中央協会しんくみ相談所長	近 藤 高 弘
全国労働金庫協会コンプライアンス室長	高 久 透
日本商品先物取引協会自主規制グループ長	中 曾 根 淳
農林中央金庫総合企画部企画開発グループ担当部長(農漁協系統金融機関代表)	小 門 賢 一
不動産証券化協会総務部長・苦情相談室長	山 口 真 紀 子
日本資金決済業協会事務局長	永 澤 修
(弁護士会)	
長島・大野・常松法律事務所, 弁護士	井 上 聡
西村あさひ法律事務所, 弁護士	森 倫 洋
港共同法律事務所, 弁護士	石 戸 谷 豊
(学識経験者)	
生活経済ジャーナリスト	高 橋 伸 子
早稲田大学法学学術院教授	犬 飼 重 仁
東京大学大学院法学政治学研究科教授	神 作 裕 之
【座長】一橋大学大学院法学研究科教授	山 本 和 彦
(金融当局)	
金融庁総務企画局企画課長	黒 澤 利 武
金融庁総務企画局政策課金融サービス利用者相談室長	嶋 野 彦 実
金融庁監督局総務課長	長 谷 川 靖
経済産業省経済産業政策局産業資金課課長補佐	中 村 英 晴
厚生労働省労働基準局勤労者生活課労働金庫業務室室長補佐	幡 野 一 成
国土交通省総合政策局不動産課不動産投資市場整備室長	横 田 正 文
総務省情報流通行政局郵政行政部貯金保険課長	徳 永 誠 司
農林水産省経営局金融調整課組合金融指導官	丸 山 昌 弘
	[計37名]
(事務局)	
金融庁総務企画局企画課金融トラブル解決制度推進室長	橋 本 文 夫
	[合計38名]

(敬称略、順不同)

金融トラブル連絡調整協議会の開催状況

回数	開催日	議題
1	平成12年 9月7日	○金融審議会答申及びワーキンググループ報告について ○金融トラブル連絡調整協議会の運営方法について
2	11月8日	○「個別紛争処理における機関間連携の強化」について
3	平成13年 1月16日	○「苦情・紛争処理手続の透明化」について
4	4月3日	○「苦情・紛争処理事案のフォローアップ」について
5	5月31日	○「苦情・紛争処理実績に関する積極的公表」について
6	8月7日	○「広報活動を含む消費者アクセスの改善」について
7	10月2日	○「機関間連携のあり方」について
8	11月19日	○「苦情・紛争処理のモデルの中間試案」について
9	平成14年 1月15日	○「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル(案)」について
10	2月8日	○「協議会における今後の取組みに係る論点メモ」について
11	3月27日	○「苦情・紛争解決支援のモデル(案)に寄せられた意見」について
12	4月25日	○「苦情・紛争解決支援のモデルの修正案」について
13	5月23日	○「金融トラブル連絡調整協議会の今後の取組みについて」(1)
14	6月17日	○「金融トラブル連絡調整協議会の今後の取組みについて」(2)
15	7月22日	○「金融トラブル連絡調整協議会の今後の進め方について」 ○「苦情・紛争解決支援のモデルのフォローアップの方法」について
16	10月11日	○「フォローアップー自己評価結果の報告と意見交換ー」(1)
17	11月5日	○「フォローアップー自己評価結果の報告と意見交換ー」(2)
18	12月12日	○「フォローアップー自己評価結果の報告と意見交換ー」(3) ○「機関間連携(総論)」について(1)
19	平成15年 2月5日	○「機関間連携(総論)」について(2) ○「実務者ネットワークの論点整理」について(1) ○「金融商品販売法の施行状況の調査、点検の結果」について
20	4月21日	○「機関間連携(弁護士仲裁センター)」について(1) ○「苦情・紛争解決支援規則の再評価結果」について
21	6月24日	○「機関間連携(弁護士仲裁センター)」について(2) ○「実務者ネットワークの論点整理」について(2) ○「消費者の認知に向けたPR」について
22	9月9日	○「公的機関との連携」について(1) ○「金融トラブルの解決に向けたその他の方策」について
23	11月25日	○「公的機関との連携」について(2) ○「協議会の今後の進め方」について ○「その他：外国為替証拠金取引」について

回数	開催日	議題
24	平成 16 年 3 月 24 日	○「平成 15 年中の苦情紛争解決事例等」について ○「金融商品販売法の施行状況フォローアップ」について
25	5 月 28 日	○「証券分野における苦情紛争解決の取組み」について ○「無認可共済に係る相談事例等」について
26	6 月 24 日	○総合的な ADR の制度基盤の整備の検討状況について ○平成 15 年度内の規則及び運用の改善等について ○金融トラブル連絡調整協議会の成果等について
27	9 月 10 日	○ADR 法（仮称）の検討状況について ○「金融サービス利用者相談室」（仮称）の設置について ○今後の協議会の活動について
28	平成 17 年 1 月 31 日	○苦情紛争事例のケース・スタディ ○海外の ADR 事情報告について ○「金融サービス利用者相談室」の設置について
29	6 月 3 日	○平成 16 年度内の規則及び運用の改善等について ○平成 16 年度中の苦情・紛争事例等について
30	10 月 27 日	○金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況等について ○裁判外紛争解決手続（ADR）関係法令に係る今後の見通し等について ○偽造・盗難キャッシュカード問題について ○投資サービス法（仮称）の検討状況について
31	平成 18 年 6 月 23 日	○金融商品取引法等について ○平成 17 年度の規則の改善等の報告 ○参加団体等における裁判外紛争処理に係る取組みについて
32	12 月 6 日	○業界団体の苦情紛争解決支援手続の運用面等改善の取組みについて ○金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況等について ○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR 法）の平成 19 年 4 月施行に向けた事前説明について ○金融商品取引法の認定投資者保護団体制度の活用について ○本人確認法施行令等の改正について
33	平成 19 年 6 月 12 日	○ADR 法の認証及び金商法（認定投資者保護団体）の認定取得について ○利用者相談室満足度調査について ○日本司法支援センター（法テラス）の概要について ○多重債務問題解決のためのカウンセリングシンポジウムについて ○平成 18 年度における業界団体・自主規制機関の苦情・紛争解決支援について
34	12 月 7 日	○「国民生活センターの在り方等に関する検討会」最終報告について ○業界団体からの報告 ○業界団体の苦情・紛争解決支援手続規則の用語について ○紛争解決支援手続の弁護士会仲裁センター委託方式における問題点について ○業界団体の紛争解決支援手続の利用促進について
35	平成 20 年 3 月 31 日	○金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル改正のためのワーキンググループについて ○業界団体等からの報告 ○訴訟等を理由とする金融 ADR 手続の拒否について等 ○最近の消費者政策を踏まえた自由討議

回数	開催日	議題
36	5月14日	○日本少額短期保険協会における苦情・紛争解決支援の取組み ○金融トラブル連絡調整協議会のこれまでの取組みと今後の金融ADRの方向性について
37	6月17日	○平成19年度における業界団体・自主規制機関の苦情・紛争解決支援について ○金融ADRの整備にかかる今後の課題について
38	6月24日	○金融ADRの整備にかかる今後の課題について（続き）
39	12月24日	○業界団体からの報告 ○金融審議会金融分科会第一部会・第二部会合同会合報告について ○「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル」の改正案について
40	平成21年 6月19日	○平成20年度における苦情・紛争解決支援について ○金融トラブル連絡調整協議会の今後の役割について ○「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル」の改正について
41	平成23年 2月14日	○金融ADR制度に関する取組状況等 ○各指定紛争解決機関の業務の実施状況等 ○金融トラブル連絡調整協議会の今後の進め方及び自由討議
42	12月1日	○各金融ADR機関等の紛争解決等業務の実施状況 ○各金融ADR機関の利用者利便性向上に向けた取組状況等
43	平成24年 6月7日	○各金融ADR機関の紛争解決等業務の実施状況（平成23年度） ○無登録業者等に関する相談・苦情等の状況 ○「利用者利便性向上に向けたアンケート」の実施状況

金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデルについて

1. モデルの位置付け

- このモデルは、金融分野における苦情・紛争解決支援の改善のため、現状において実現可能な範囲の下で理想的と考えられる苦情・紛争解決支援手続を金融トラブル連絡調整協議会として策定したものであり、金融分野における各業界団体・自主規制機関において、このモデルを踏まえた苦情・紛争解決支援手続の整備が期待されるものと位置付けられる。
- なお、このモデルでは、業界団体・自主規制機関が行なう苦情・紛争の解決について、これまでの「処理」という概念に替えて、当事者による解決を支援するという立場を明確にするため、「解決支援」という概念を導入している。

2. モデルの策定の経緯

- 平成12年 9月 7日 協議会設置
- 平成13年 1月17日 モデル策定及びモデル策定のためのワーキンググループの設置を決定。
 - 3月 6日 ワーキンググループ設置。
 - 11月19日 モデルの中間試案を検討。
- 平成14年 1月15日 各界からの意見を募集に付すためのモデル案を決定。
 - 4月25日 モデルを決定。

3. モデルの概要

① 理念的事項

- 金融分野における苦情・紛争解決支援の基本的理念として、「公正中立」、「透明性」、「簡易・迅速・低廉」、「実効性の確保」、「金融市場の健全な発展」を明示。
- 苦情等の発生原因の解明及び会員企業・消費者への周知等を通じた再発防止への取組みを業界団体等が設置する苦情・紛争解決支援機関（以下「機関」という。）の責務として規定。

② 通則的事項

- 苦情・紛争の定義や守秘義務等の苦情解決支援と紛争解決支援に共通する事項を規定。

- 機関の利用を促進するため、機関及び会員企業による機関の消費者への周知やアクセスポイントの拡充等を規定。
 - いわゆる「たらい回し」を防ぐため、機関間連携として行なうべきことを提示。
 - 苦情・紛争解決支援実績等の公表や機関に対する外部評価の実施を通じて機関の運営の適正化や規制整備を推進。
- ③ 苦情解決支援規則
- 取扱う苦情や苦情申立人の範囲、標準処理期間、苦情解決支援を行なわない場合を明示することにより、手続の進行に当たっての基準を明確化。
 - 苦情受付時の手続の概要の説明や苦情解決支援を行なわない場合の理由の説明、結果の報告、苦情未解決の場合の取扱い等、機関が申立人に対して行なうべきことを規定。
 - 苦情の解決の促進や、機関による調査への協力、相対交渉の際の対応等の会員企業が行なうべきことを明示。
 - 会員企業に対する措置・勧告等苦情の解決及び再発防止に向けて機関が積極的に行なうべきことを規定。
 - 紛争解決支援手続を設けていない機関も想定して、他の紛争解決機関の紹介や苦情解決支援段階での解決案の提示も規定。
- ④ 紛争解決支援規則
- 紛争解決支援委員会（機関の委嘱を受けて紛争解決支援手続を実施する者）の設置や利害関係者の排除、運営委員会の設置等を規定することにより、機関の組織面からも中立性・公正性を担保。
 - 取り扱う紛争や紛争申立人・代理人の範囲、あっせん・調停を行なわない場合や手続を打ち切る場合等の手続の進行に当たっての基準を明確化。
 - 会員企業に対する事実調査・資料提出要求や措置・勧告等の機関の会員企業に対する権限を明確化するとともに、調査等に対する会員企業の協力義務を規定。
 - 提示されたあっせん・調停案について、会員企業による尊重義務を規定するとともに、正当な理由なく受諾しない場合など紛争解決支援委員会が必要と認める場合は、当該企業名を公表することも併せて規定。

金融分野における裁判外の苦情・紛争解決支援制度（金融ADR）の整備 にかかる今後の課題について（座長メモ）要旨

平成20年6月24日 金融トラブル連絡調整協議会

金融ADRのあり方

○金融ADRの理念

金融ADRは、金融トラブルにおける個別の利用者保護だけでなく、金融取引適正化のルールの実効性確保の仕組みであり、その充実は、金融取引への消費者の信頼を高め、金融・資本市場の健全な発展にも資する。

金融ADRは、①業界横断的機能、②苦情・紛争解決の一連の手続、③中立・公正性、透明性、秘密性、迅速性、低廉性という手続の質、の3要素の実現が重要。

○運営主体

金融の専門性の観点から、業界団体等で蓄積する知識・経験や人材を使うべきであり、民間が金融ADRの運営主体となるべきとの意見が多数。

○中立性・公正性の確保

紛争解決支援に従事する者、相談対応や苦情解決支援に従事する者に、中立・公正に権限を行使できる立場が確保されるべきとの意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢。

金融ADRは、独立採算制の委員会による運営とし、組織の手続の透明性を高めるなど、その独立性・透明性が明らかとなるような組織構築が必要であるとの意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢。

他方、業界団体等委員からは、業者に対しても中立・公正であることが必要との意見。

○実効性の確保

・自主規制機関化

消費者団体、弁護士会委員から、業法上の自主規制機関化により、柔軟・迅速に拘束力ある自主規制規則を積み上げ、苦情・紛争解決に際し考慮するルールとできる、また、紛争解決を通じ、販売方法等の改善策の検討ができるとの意見。

他方、業法上の自主規制機関化が直ちにADR機能の強化につながるか疑問との意見、業法上の自主規制機関化以外に、例えば、任意団体での申合せや、ADR機能の法制化等により、金融ADRの実効性を確保できるとの意見が、業界団体等委員等の多数であり、弁護士会、学識経験者委員にも同様の意見。

・金融ADR機関の認定

金融ADR機関に一定の水準を確保するため、金融庁等の行政が、認定することとし、中立性・公正性確保のための体制、金融の専門的知見を有する手続実施者の選任体制、実効性ある解決のための手続規則などを要件としてはどうかとの意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢。

・金融ADR機関との契約締結義務付け

業者に、上記認定金融ADR機関との契約締結を免許等の要件として義務付け、さらに手続応諾義務、誠実交渉義務、結果尊重義務が課され、また、アクセスの容易性への配慮がされるべきとの意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢。

○統一化・包括化

将来的には統一的・包括的な第三者型機関を設置等することが望ましいが、解決すべき課題も多く、慎重な検討が必要であり、各金融ADRの組織や運営の水準を引き上げるなど標準化を図り、連携を強化しつつ、中長期的に検討していくべきとの意見が多数。

○今後の方向性

金融ADR機関に一定の水準・要件を確保等するための法的整備が必要であるとの意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢。

業者の、一定の水準・要件を満たす金融ADR機関における手続応諾義務、誠実交渉義務、結果尊重義務を、法的に担保することが必要との意見が、消費者団体、弁護士会、学識経験者委員の大勢。

他方、業界団体等委員からは、自主的取組みの結果、金融ADRの公正性・中立性、業者の手続応諾等が確保されてきており、自主的な取組みを強化していくことでよいとの意見が多数。

おわりに

本座長メモが遅滞なく、業界団体等において、今後の金融ADR改善の取組みに活かされるとともに、政府において、今後の金融ADRの改善に向けた具体的な検討に活かされることを期待。

以 上

各金融ADR機関の苦情処理手続実施状況

(平成22年10月1日～平成23年9月30日)

1. 苦情処理手続の実施状況

(単位: 件)

(金融ADR機関名)	(1) 苦情処理手続件数(当期の状況)						(2) 苦情処理手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)								(3) 苦情処理手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)				
	H22年9月30日までの受付件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	不開始	解決	移行	不応諾	不調	移送	その他	計	1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上	計
全国銀行協会	113	1,946	343%	2,059	1,673	386	0	607	635	0	133	0	298	1,673	788	440	310	135	1,673
信託協会	0	8	166%	8	4	4	0	2	2	0	0	0	0	4	1	2	1	0	4
生命保険協会	0	545	56%	545	388	157	0	196	163	0	1	0	28	388	98	149	124	17	388
日本損害保険協会	0	2,380	69%	2,380	1,722	658	0	1,411	179	0	115	0	17	1,722	587	703	325	107	1,722
保険オンブズマン	0	401	増減なし	401	328	73	4	268	6	0	41	0	9	328	204	87	32	5	328
日本少額短期保険協会	1	110	214%	111	103	8	1	94	5	0	1	0	2	103	98	3	2	0	103
証券・金融商品 あっせん相談センター (注2)	0	556	28%	556	446	110	0	339	79	0	17	0	11	446	361	66	19	0	446
日本貸金業協会	3	268	▲57%	271	268	3	0	258	2	0	2	0	6	268	259	7	1	1	268

(注1) 各金融ADR機関からの報告に基づき金融庁で作成。

(注2) 証券・金融商品あっせん相談センターは、平成23年4月1日から紛争解決等業務を開始。

(注3) 受付件数及び既済件数は速報値である。

【凡例】

- 不開始・・・手続が開始される前に苦情が解決したため、手続開始に至らなかったもの。
- 解決・・・手続開始後に苦情が解決したもの。
- 移行・・・苦情処理手続を実施したが、最終的に紛争解決手続へ移行したもの。
- 不応諾・・・金融機関が苦情処理手続に応じなかったもの。
- 不調・・・苦情処理手続を実施したが、申立人の納得が得られなかったもの(移行を除く)。
- 移送・・・指定紛争解決機関が、他の指定紛争解決機関の苦情処理手続に付することが適当と認めたもの。
- その他・・・苦情処理手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

各金融ADR機関の紛争解決手続実施状況

(平成22年10月1日～平成23年9月30日)

2. 紛争解決手続の実施状況

(単位:件)

(金融ADR機関名)	(1)紛争解決手続件数(当期の状況)						(2)紛争解決手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)										(3)紛争解決手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)				
	H22年 9月30日 までの 受付件数	当期の 受付件数	前年 同期比	受付件数 計	当期の 既済件数	当期の 未済件数	成 立		成 立 以 外								1月未満	1月以上 3月未満	3月以上 6月未満	6月以上	計
							和解	特別 調停	見込み なし	双方の 離脱	一方の 離脱	不応諾	移送	その他	計						
全国銀行協会	54	675	472%	729	383	346	191	0	182	0	10	0	0	0	0	383	15	109	185	74	383
信託協会	-	2	皆増	2	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	1	0	0	2
生命保険協会	-	218	56%	218	109	109	3	6	97	0	3	0	0	0	0	109	21	35	47	6	109
日本損害保険協会	-	293	372%	293	180	113	20	21	124	1	8	0	0	6	180	4	59	104	13	180	
保険オンブズマン (注2)	-	8	-	8	1	7	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	1	0	1
日本少額短期保険協会 (注2)	-	5	-	5	4	1	2	0	0	1	0	0	0	1	4	0	1	3	0	4	
証券・金融商品 あっせん相談センター (注3)	-	112	34%	112	55	57	35	0	19	0	1	0	0	0	55	0	37	18	0	55	
日本貸金業協会 (注2)	-	7	-	7	7	0	4	0	0	0	0	0	0	3	7	1	3	2	1	7	

(注1)各金融ADR機関からの報告に基づき金融庁で作成。

(注2)保険オンブズマン、日本少額短期保険協会及び日本貸金業協会の紛争案件については、金融ADR機関指定後、新たに取扱いを開始。

(注3)証券・金融商品あっせん相談センターは、平成23年4月1日から紛争解決等業務を開始。

(注4)受付件数及び既済件数は速報値である。

【凡例】

- 和解・・・紛争解決委員が提示する和解案により解決したもの。
- 特別調停・・・紛争解決委員が提示する特別調停案(和解案であって、金融機関が原則受け入れなければならないもの)により解決したもの。
- 見込みなし・・・紛争解決委員が、紛争解決手続によっては、和解が成立する見込みがないと判断して終了したものなど。
- 双方の離脱・・・紛争の当事者双方が、紛争解決手続によっては紛争の解決を図ることはしないこととして、合意により終了したもの。
- 一方の離脱・・・紛争の当事者のいずれか一方が、申立ての取下げや手続からの離脱により終了したもの。
- 不 応 諾・・・顧客の不応諾及び金融機関の正当な理由のある不応諾。
- 移 送・・・紛争解決委員が、他の指定紛争解決機関の紛争解決手続に付することが適当と認めたもの。
- そ の 他・・・紛争解決手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

各金融ADR機関の利用者利便性向上に向けた取組状況

金融ADR機関 取組み項目	全国銀行協会	信託協会	生命保険協会	日本損害保険協会	保険オンブズマン	日本少額短期保険協会	証券・金融商品 あっせん相談センター	日本貸金業協会
「利用者利便性向上に向けた利用者アンケート」等に係る取組状況 (注)	<ul style="list-style-type: none"> ●平成23年10月から『苦情対応・紛争解決手続改善のためのアンケート』を実施中。 ●実施目的は、手続の改善であることから結果は非公表。 ●実施対象は、紛争事案において「和解」に至った事案における当事者双方。 ●実施内容は、全銀協相談室を知ったきっかけ、相談員の対応、申立書等の記載の負担感、あっせん委員の対応、所要期間、一連の手続に関する満足度等。 	<ul style="list-style-type: none"> ●平成23年10月から『苦情対応・紛争解決手続に関するアンケート』を実施中。 ●実施目的は、手続の改善であることから結果は非公表。 ●実施対象は、紛争事案において「和解」に至った事案における当事者双方。 ●実施内容は、信託相談所を知ったきっかけ、HPの内容、相談員及びあっせん委員の対応、所要期間等。 	<ul style="list-style-type: none"> ●遅くとも平成24年4月までにアンケートを実施予定。 ●実施目的は、手続の改善及び効果的な周知施策等の参考のため。 ●実施対象は、紛争事案において「和解」に至った事案における申立人から着手することを検討中。(保険会社については、既に年2回各社との研修会において実施中。) ●実施内容は、手続面に関する設問を中心とすることを検討中。 	<ul style="list-style-type: none"> ●来春までに(アンケートの準備が整い次第)実施する方向で検討中。 ●実施目的は、手続の改善及び効果的な周知方法のための参考。 ●実施対象は、紛争事案において「和解」に至った事案における申立人から着手するが、運用状況を踏まえつつ範囲の拡大について検討。 ●実施内容は、手続面に関する設問を中心とすることを検討中。 	<ul style="list-style-type: none"> ●他機関の実施状況等を踏まえ、有効な調査が行えるようであれば実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●来春までに実施する方向で検討中。 ●実施目的は、裁定委員会の運営等の参考。 ●実施対象は、紛争事案における申立人を検討中。 ●実施内容は、他の機関との情報交換を進めた上で検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ●平成23年9月から『ご利用者アンケート』を実施中。 ●実施目的は、手続の改善等であることから結果は非公表。 ●実施対象は、紛争事案において終結(和解・不調等)した事案における当事者双方。また、アンケートの合理性を検証するため、事案を担当した相談員にも実施。 ●実施内容は、事務局及びあっせん委員の対応、所要期間等。 	<ul style="list-style-type: none"> ●相談・苦情の申出者に対しては、手続終了時に口頭で可能な限り、ニーズを満たしたかどうかの確認を実施中。 ●紛争については、和解が成立したのについて、満足度の確認を実施中。 ●さらに、毎年、外部専門会社等に依頼して、電話相談等のフラインド調査を実施している。
遠隔地利用者への対応状況〔紛争事案〕	<ul style="list-style-type: none"> ●全国51カ所の各地銀行協会にて事情聴取が行える「電話会議システム」を導入済。 ●「対面」及び「テレビ会議システム」による事情聴取については、大阪・名古屋・札幌・仙台・福岡の5都市において実施。(今後、金沢・広島・高松に拡充予定。) 	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者の自宅事情聴取が行える「電話会議システム」を導入済。 ●利用者が「対面」での事情聴取を望む場合の旅費については、原則自己負担しつつ、利用者の状況によっては協会が旅費を支給する規程を整備中。 	<ul style="list-style-type: none"> ●全国53カ所の地方連絡所にて事情聴取が行える「テレビ会議システム」を導入済。 ●これに加え、24年度以降は、「テレビ会議システム」の導入により、全国9主要地方都市において事情聴取を実施する予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ●東京・大阪において、「対面」による事情聴取を実施。(ただし、内容に応じて書面を中心とした手続とする等、遠隔地の利用者に配慮。) 	<ul style="list-style-type: none"> ●申立人に対し旅費を支給の上、東京にて「対面」による事情聴取を実施。(介護を要する場合は介護人の旅費も負担。) ●上記対応が困難な場合には、調停委員が地方出張して対応。 	<ul style="list-style-type: none"> ●紛争解決委員が地方出張して、「対面」による事情聴取を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ●全国50カ所で「対面」による事情聴取を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ●全国47カ所の支部又は利用者の自宅事情聴取が行える「電話会議システム」を導入済。 ●申立ての一次受付は、申立人の最寄りの都道府県支部でも受け付けており、利用者の地理的事情に配慮。
高齢者や判断能力が衰えている利用者への対応状況	<ul style="list-style-type: none"> ●本人が申立書を書けなくても、本人が読んで説明できるのであれば、家族や友人による代筆を認めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●本人の意思が確認できれば、家族等が代理で申立書を記載することも可能。また、代理人となり得る者がいる場合は、本人の意向を確認した上で代理人を立てることを勧めている。 ●職員が必要に応じて記載のアドバイスや記載内容の確認を行った上で、あっせん委員に対し補足説明を行う等の対応を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●苦情については、本人の意向を確認した上で、家族からの申立てを受付けている。 ●紛争については、申立代理人を所定の範囲内(法定代理人、弁護士、配偶者等)で裁定審査会の判断により認めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●申立人に対し、代理人による申立てを勧める等の対応を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●親族等の代理人による申立てを認めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●申立人の状況を理解している代理人を介在させることが可能。 ●代理人が不在の場合は、公的機関の相談員(民生委員・市町村の相談員等)に依頼して対応することも可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ●一定の条件を満たす代理人や補佐人を置くことが可能。 ●相談員研修等を通じて、高齢者等へきめ細かな対応を心がける等の指導を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者の負担増にならないよう補正作業等に十分時間を掛けるよう配慮。 ●インターネット環境のない高齢者等に対しては、最寄りの都道府県支部による直接対応を行っている。 ●代理人等を立てることが可能。
その他の取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ●あっせん申立件数が高水準で推移しているため、2月に「デリバティブ専門小委員会」を立上げ、4月からは通常のあっせん小委員会も2つ増設するなど、順次紛争処理体制の強化を図っている。 ●紛争の多くが「為替デリバティブ事案」であること踏まえ、申立手続簡素化等の観点から、当該事案に係る定型的な申立書や記載例を申立人に交付している。 ●また、申立ての適格性について、予見可能性を高める観点から、申立希望者に郵送等している書類に、これまで適格性審査で不受理となった事例等を10月から追記している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●当機関の認知度を向上させるため、ポスターやリーフレットを作成し、傘下金融機関に配布等している。 ●信託相談所へのフリーダイヤルを設けている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●全国の消費生活センター等との意見交換会を定期的に行い、金融ADRの手続きや受付状況等について消費生活相談員等に説明し、金融ADRの理解促進や周知に努めている。また、意見交換会での意見等は、集約・分析のうえ保険会社にフィードバックを行い、各社業務改善の一助としている。 ●4月から、裁定審査会に委員を補佐する事務局弁護士を配置し、審理の効率化・迅速化を図っている(10月からすべての審査会に配置済み)。 	<ul style="list-style-type: none"> ●特になし。 	<ul style="list-style-type: none"> ●苦情等の受付体制を強化するため、相談員1名を増員予定。 ●23年度中に当機関へのナビダイヤルを導入予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ●苦情や紛争の処理体制を強化するため、23年度において、紛争解決委員及び相談員を増員予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ●HPの運営に際しては、イラスト等を活用し、利用者に分かり易く平易な表現を用いるよう努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●当協会HPのトップに「貸金業相談・紛争解決センター」のボタンを新規に設置し、ワンクリックで当該センターのページにアクセス可能とした。

※ 本資料は、各金融ADR機関からの報告に基づき、金融庁で作成。〔平成23年11月30日時点〕

(注) 全国銀行協会、信託協会及び証券・金融商品あっせん相談センターが実施しているアンケートの様式については、参考資料3を参照のこと。

平成23年度 金融ADR機関の苦情処理手続実施状況

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

1. 苦情処理手続の実施状況

(単位:件)

(金融ADR機関名)	(1) 苦情処理手続件数(当期の状況)						(2) 苦情処理手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)								(3) 苦情処理手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)				
	前期の未済件数	当期の受付件数	平成22年度比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	不開始	解決	移行	不応諾	不調	移送	その他	計	1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上	計
全国銀行協会	455	2,256	91%	2,711	2,320	391	0	684	1,039	0	210	0	387	2,320	1,048	638	434	200	2,320
信託協会	1	10	233%	11	10	1	0	8	2	0	0	0	0	10	2	5	3	0	10
生命保険協会	132	523	14%	655	529	126	0	232	239	0	7	0	51	529	98	192	194	45	529
日本損害保険協会	593	2,376	27%	2,969	2,145	824	0	1,712	219	0	179	0	35	2,145	564	855	458	268	2,145
保険オンブズマン	46	423	5%	469	405	64	8	312	13	0	63	0	9	405	213	130	40	22	405
日本少額短期保険協会	1	123	68%	124	118	6	2	107	5	0	0	0	4	118	94	17	6	1	118
証券・金融商品 あっせん相談センター	0	1,134	7%	1,134	1,043	91	0	782	193	0	35	0	33	1,043	755	222	64	2	1,043
日本貸金業協会	5	247	▲29%	252	247	5	0	230	3	0	4	0	10	247	236	9	1	1	247
合計	1,233	7,092	31%	8,325	6,817	1,508	10	4,067	1,713	0	498	0	529	6,817	3,010	2,068	1,200	539	6,817

(注1) 各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

(注2) 計数は速報値である。

【凡例】

- 不開始・・・手続が開始される前に苦情が解決したため、手続開始に至らなかったもの。
- 解決・・・手続開始後に苦情が解決したもの。
- 移行・・・苦情処理手続を実施したが、最終的に紛争解決手続へ移行したもの。
- 不応諾・・・金融機関が苦情処理手続に応じなかったもの。
- 不調・・・苦情処理手続を実施したが、申立人の納得が得られなかったもの(移行を除く)。
- 移送・・・指定紛争解決機関が、他の指定紛争解決機関の苦情処理手続に付することが適当と認めたもの。
- その他・・・苦情処理手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

平成23年度 金融ADR機関の紛争解決手続実施状況

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

2. 紛争解決手続の実施状況

(単位:件)

(金融ADR機関名)	(1)紛争解決手続件数(当期の状況)						(2)紛争解決手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)										(3)紛争解決手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)					
	前期の未済件数	当期の受付件数	平成22年度比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	成立		成立以外								計	1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上	計
							和解	特別調停	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	不応諾	移送	その他								
全国銀行協会	227	1,086	237%	1,313	765	548	449	0	284	0	32	0	0	0	0	765	4	158	436	167	765	
信託協会	1	2	▲33%	3	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	2	0	0	2	
生命保険協会	84	260	51%	344	230	114	9	33	186	0	2	0	0	0	230	27	66	99	38	230		
日本損害保険協会	94	360	133%	454	299	155	30	50	191	4	18	0	0	6	299	4	87	164	44	299		
保険オンブズマン	3	15	400%	18	6	12	3	0	1	0	1	0	0	1	6	1	0	3	2	6		
日本少額短期保険協会	2	5	66%	7	6	1	0	2	2	1	0	0	0	1	6	0	3	3	0	6		
証券・金融商品 あっせん相談センター	0	246	40%	246	192	54	94	0	90	0	7	0	0	1	192	1	109	71	11	192		
日本貸金業協会	2	7	40%	9	6	3	2	0	0	0	0	0	0	4	6	1	0	4	1	6		
合計	413	1,981	137%	2,394	1,506	888	588	85	754	5	60	0	0	14	1,506	38	425	780	263	1,506		

(注1)各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

(注2)計数は速報値である。

- 【凡例】
- 和解・・・紛争解決委員が提示する和解案により解決したもの。
 - 特別調停・・・紛争解決委員が提示する特別調停案(和解案であって、金融機関が原則受け入れなければならないもの)により解決したもの。
 - 見込みなし・・・紛争解決委員が、紛争解決手続によっては、和解が成立する見込みがないと判断して終了したものなど。
 - 双方の離脱・・・紛争の当事者双方が、紛争解決手続によっては紛争の解決を図ることはしないこととして、合意により終了したもの。
 - 一方の離脱・・・紛争の当事者のいずれか一方が、申立ての取下げや手続からの離脱により終了したもの。
 - 不応諾・・・顧客の不応諾及び金融機関の正当な理由のある不応諾。
 - 移送・・・紛争解決委員が、他の指定紛争解決機関の紛争解決手続に付することが適当と認めたもの。
 - その他・・・紛争解決手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

各金融ADR機関の『利用者利便性向上に向けたアンケート』の実施状況

機関名 報告項目	全国銀行協会	信託協会	生命保険協会	日本損害保険協会
実施概要	<ul style="list-style-type: none"> ●開始時期は平成23年10月。 ●実施目的は紛争解決手続の改善。 ●実施対象は紛争事案において和解に至った事案の当事者双方。(銀行側は月1回依頼) ●実施内容は、全銀協相談室を知ったきっかけ、相談員の対応、申立書等の記載の負担感、あっせん委員の対応、所要期間、一連の手続に関する満足度等。 	<ul style="list-style-type: none"> ●開始時期は平成23年10月。 ●実施目的は紛争解決手続の改善。 ●実施対象は紛争事案において和解に至った事案の当事者双方。(今後は不調事案についても実施する方向で検討。) ●実施内容は信託相談所を知ったきっかけ、HPの内容、相談員及びあっせん委員の対応、所要期間等。 	<ul style="list-style-type: none"> ●開始時期は平成24年4月。 ●実施目的は紛争解決手続の改善及び裁定審査会の周知施策等の参考のため。 ●実施対象は紛争事案において和解に至った事案の申立人。(保険会社には、別途意見交換の場を設定。) ●実施内容は手続面に関する設問を中心とする。(アンケート様式は資料3-4を参照) 	<ul style="list-style-type: none"> ●開始時期は平成24年4月。 ●実施目的は紛争解決手続の改善及び効果的な周知方法のための参考。 ●実施対象は紛争事案において和解に至った事案の申立人。(運用状況を踏まえつつ範囲の拡大についても検討。) ●実施内容は手続面に関する設問を中心とする。(アンケート様式は資料3-4を参照)
実施状況・改善事項等	<ul style="list-style-type: none"> ●回収状況は対象事案361件に対し、申立人からの回答が255件であった(回収率:71%)。[平成24年5月21日時点] ●申立人の主な意見は評価・謝意等が175件(71%)、不満・意見・要望等が30件(12%)。(詳細は資料3-2を参照) ●意見等を踏まえた改善事項は、事情聴取の過程においてあっせん委員が説明した事項や申立人からの手続照会等に関して、改めて事務局から、より丁寧かつ分かりやすい表現を用いて説明を行うよう徹底したことなど。 	<ul style="list-style-type: none"> ●回収状況は対象事案1件に対し、申立人からの回答が1件であった(回収率:100%)。[平成24年5月31日時点] ●申立人からは、あっせん委員の対応が誠実で、内容も分かり易いとの評価があった一方で、申立てから和解に至るまで思ったよりも時間を要したとの不満もあった。 ●意見等を踏まえた改善事項は、申立人に対し手続期間を含めた紛争解決手続に係る申立時の説明をより一層徹底することとしたことなど。 	<ul style="list-style-type: none"> ●回収状況は対象事案6件に対し、申立人からの回答が5件であった(回収率:83%)。[平成24年5月18日時点] ●申立人の主な意見は評価・謝意等が半数以上を占めた一方で、不満・意見・要望等(「書面作成に負担を感じた。」等)も相当数あった。 ●意見等を踏まえた改善事項は、従前から検討していた記入要領、紛争申立書及び記入例の見直し・改訂を行ったことなど。 	<ul style="list-style-type: none"> ●回収状況は対象事案19件に対し、申立人からの回答が8件であった(回収率:42%)。[平成24年5月18日時点] ●申立人の主な意見は評価・謝意等が4件(50%)、不満・意見・要望等が2件(25%)であった。
今後の進め方	<ul style="list-style-type: none"> ●今後はこれまでの回答結果を踏まえ、設問項目の有用性等を検証し、設問項目の見直しや対象事案の拡大等の検討を行う予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ●今後は信託相談所の対応については逐次改善を検討し、あっせん委員会の対応についてはデータがある程度蓄積した段階で集計し、委員にフィードバックを行う予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ●今後は調査期間(半年程度を想定)を設け、集計等を行い、必要に応じて業務改善等の検討、設問内容の見直し、対象事案の拡大等の検討を行う予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ●今後は一定期間ごとに集計等を行い、必要に応じて業務改善や設問内容の見直し等を検討する。
機関名 報告項目	保険オンブズマン	日本少額短期保険協会	証券・金融商品 あっせん相談センター	日本貸金業協会
実施概要	<ul style="list-style-type: none"> ●開始時期は平成24年度内の予定。(紛争事案がアンケートに足る数となった段階で実施。) ●実施目的は業務運営改善のための参考資料。 ●実施対象は手続きの終了した紛争事案に係る全ての申立人。 ●実施内容は他の機関のアンケートを参考に、今後運営委員会において検討を行う予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ●開始時期は平成24年4月。 ●実施目的は裁定委員会の運営等の参考。 ●実施対象は紛争事案における当事者双方。 ●実施内容は少額短期ほけん相談室を知ったきっかけ、HPの内容、相談員及び裁定委員の対応、所要時間、満足度等。(アンケート様式は資料3-4を参照) 	<ul style="list-style-type: none"> ●開始時期は平成23年9月。 ●実施目的は紛争解決手続の改善等。 ●実施対象は紛争事案において終結(和解・不調等)した事案の当事者双方及び事案を担当した相談員。 ●実施内容は事務局及びあっせん委員の対応、所要期間等。 	<ul style="list-style-type: none"> ●アンケート形式ではないが、平成22年10月以降、紛争において終結(和解・不調等)した事案等の申立人について、口頭で満足度の確認を実施。 ●毎年、外部専門会社に依頼し、電話相談等に係るブラインド調査を実施。
実施状況・改善事項等	<ul style="list-style-type: none"> ●平成24年5月31日現在では未実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ●平成24年5月31日時点では対象事案はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●回収状況は対象事案303件に対し、申立人からの回答が142件(回収率:47%)。[平成24年5月31日時点] ●申立人の主な意見は評価・謝意等が46件(32%)、不満・意見・要望等が32件(23%)であった。(詳細は資料3-3を参照) ●意見等を踏まえた改善事項は、あっせん時の申立人と金融機関の控え室を分けるよう徹底したことや苦情処理対応をより一層丁寧に実施するよう徹底したことなど。 	<ul style="list-style-type: none"> ●紛争申立人の主な意見は評価・謝意等が6件(60%)、不満・意見・要望等が4件(40%)であった。[対象期間:平成22年10月1日~24年5月31日] ●聴取した申立人の意見は、相談・紛争解決委員会に報告し、必要に応じて事務局の業務改善の参考とするのと同時に、紛争解決委員にもフィードバックを行う。 ●ブラインド調査の結果を踏まえ、相談員への電話応対研修を実施し、より丁寧な電話応対を行うよう徹底した。
今後の進め方	—	<ul style="list-style-type: none"> ●今後は調査期間を半年程度に設定し集計等を行い、必要に応じて業務改善等の検討を行う。また、併せて質問内容等の見直しの検討も行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ●今後はデータの蓄積がある程度進んだ段階で集計し、各あっせん委員にフィードバックを行う予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ●今後は紛争終結事案の当事者双方に、紛争解決委員の対応、所要期間、聴聞環境等について、手続改善を目的としたアンケート調査を実施することを検討。

※ 本資料は、各金融ADR機関からの報告に基づき、金融庁で作成。[平成24年5月31日現在]

平成24年度税制改正について

— 税制改正大綱における金融庁関係の主要項目 —

平成23年12月

金 融 庁



1. 東日本大震災からの復興支援(1)

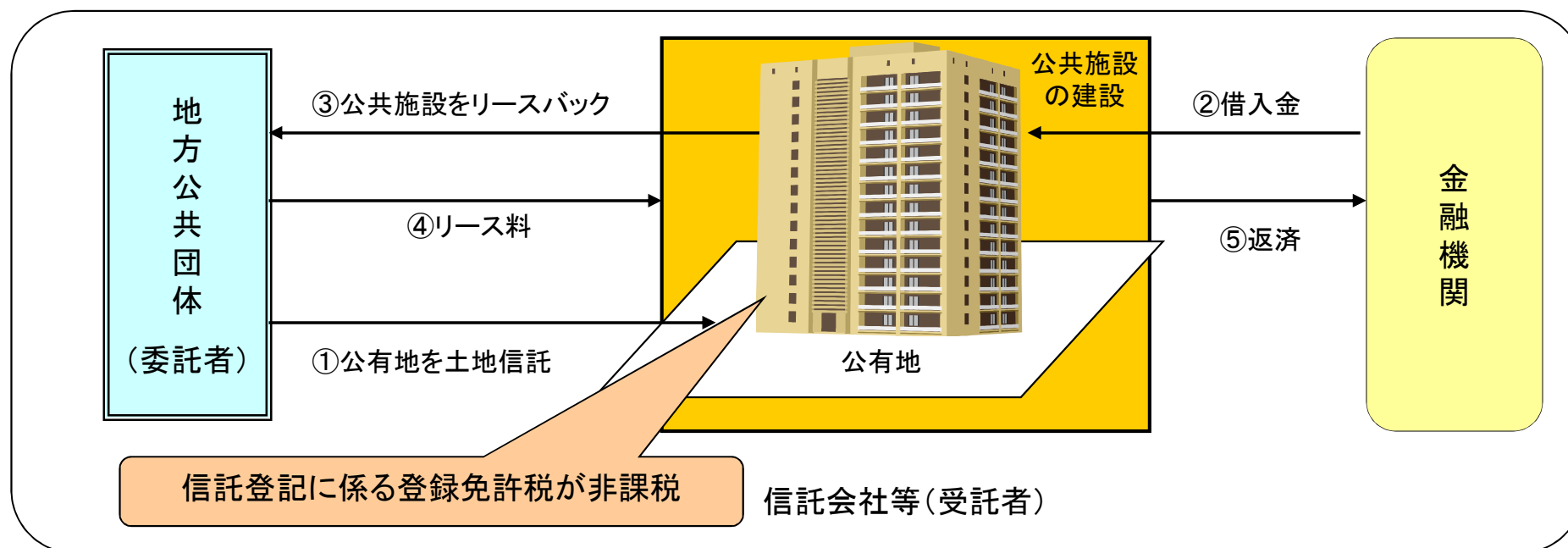
◆地方公共団体が委託者となる土地信託に係る登録免許税等の非課税措置

【大綱の概要】

○ 信託会社等が東日本大震災により著しい被害を受けた一定の地方公共団体との信託契約に基づき、その地方公共団体の所有する土地の上に一定の施設を建築する場合において、その施設の用に供する土地及び建物の所有権に係る信託の登記に対する登録免許税を非課税とする。

※ 非課税対象は、平成24年4月1日から平成28年3月31日までの間に建築する一定の施設の公用・公共用部分。

(注) 地方公共団体が委託者となる土地信託に係る不動産取得税・固定資産税等については、各地方公共団体の判断により減免措置を講ずることが可能とされている。



1. 東日本大震災からの復興支援(2)

◆日本版レベニュー債の非課税債券化等

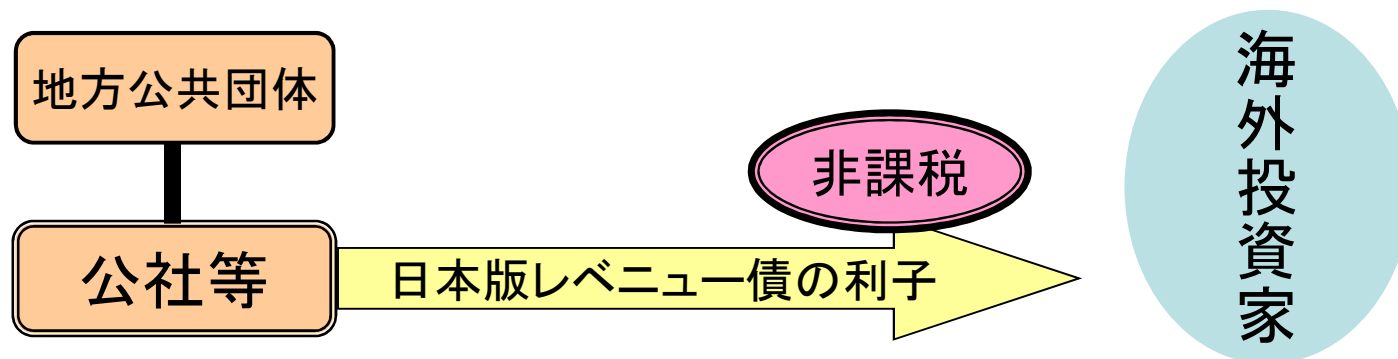
【大綱の概要】

○ 「非居住者債券所得非課税制度」について、非課税の対象外とされる「利益連動債」の範囲から、東日本大震災復興特別区域法に規定する特定地方公共団体との間に「完全支配関係」がある公社等が発行する「利益連動債」(地方公共団体が債務保証をしないものに限る。)を除外する。

⇒ 「日本版レベニュー債」を活用した海外からの復興資金の呼び込みが容易に。

(注) 「非居住者債券所得非課税制度」: 海外投資家が受ける振替公社債の利子を非課税とする制度。

「日本版レベニュー債」: 地方公共団体との間に完全支配関係(発行済株式又は出資の全部を直接又は間接に保有する関係)がある公社等が発行する債券で、その利子が当該公社等の利益等に連動するもの(利益連動債)をいう。有料道路、公営住宅等のインフラを整備する資金を調達する目的で発行されることが想定される。



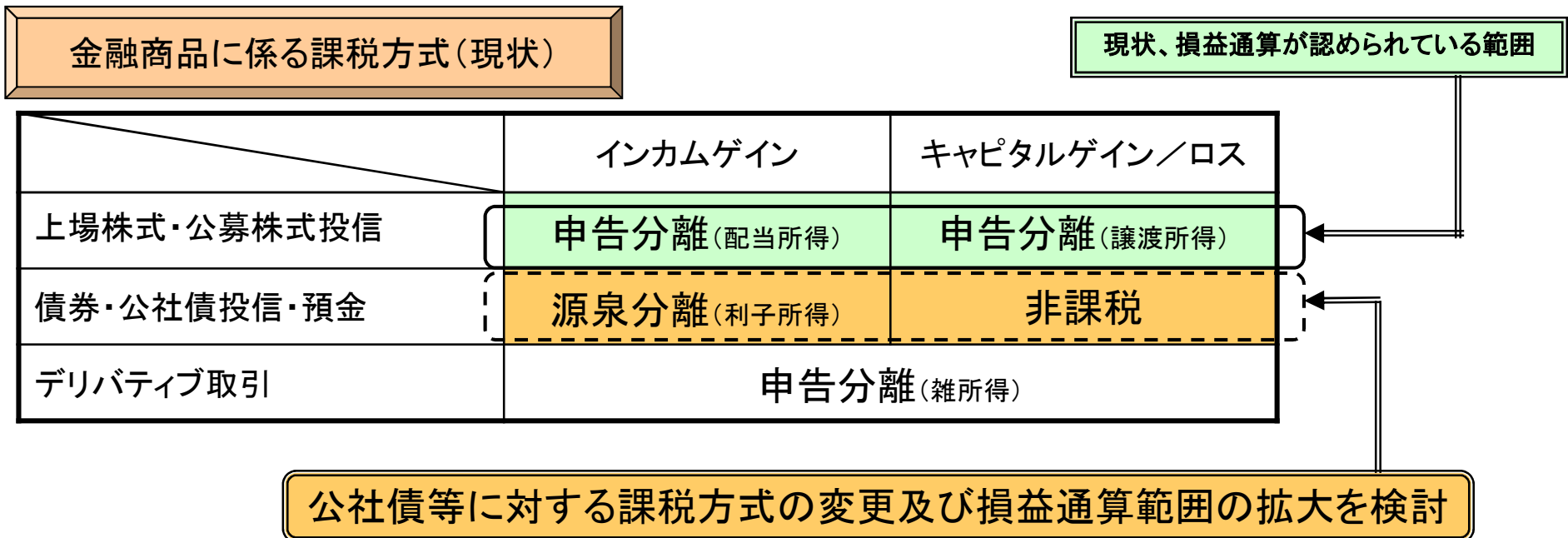
2. 金融資本市場の基盤整備に関して緊急に措置すべきもの(1)

◆金融商品に係る損益通算範囲の拡大

【大綱の概要】

- 平成26年に上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率が20%本則税率となることを踏まえ、その前提の下、平成25年度税制改正において、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討する。

※ また、損益通算が認められる対象範囲に、「信託会社の国内にある営業所に信託された上場株式等の譲渡で、当該信託会社を通じて、外国証券業者への売委託により行うもの又は外国証券業者に対して行うもの」を追加。



2. 金融資本市場の基盤整備に関して緊急に措置すべきもの(2)

◆少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(日本版ISA)の利便性向上・事務手続の簡素化に向けた所要の措置

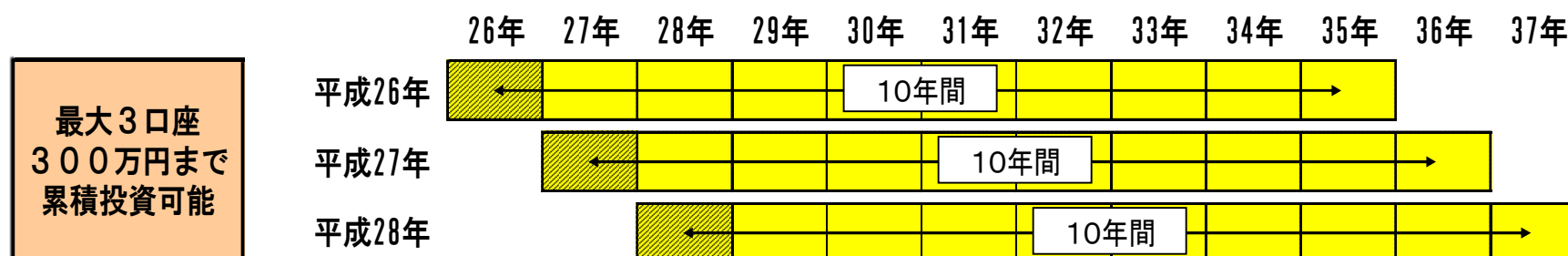
【大綱の概要】

○ 非課税口座年間取引報告書に記載すべき事項のうち繰越取得対価の額の記載を不要とする。

※ 非課税口座内保管上場株式等について行われた株式分割等により非課税口座に受け入れた上場株式等がある場合には、その数、事由等を記載する。

○ 非課税口座開設確認書の交付申請書と非課税口座開設届出書について、これらの書類を同時に金融商品取引業者等の営業所の長に提出できる取扱いとする。

(参考)日本版ISAの概要



※ 年間一人一口座。口座開設年に限り100万円を限度に投資可能

※ 非課税期間は、口座を開設した年から最長10年間

2. 金融資本市場の基盤整備に関して緊急に措置すべきもの(3)

◆国際課税原則の見直し(総合主義から帰属主義への変更)

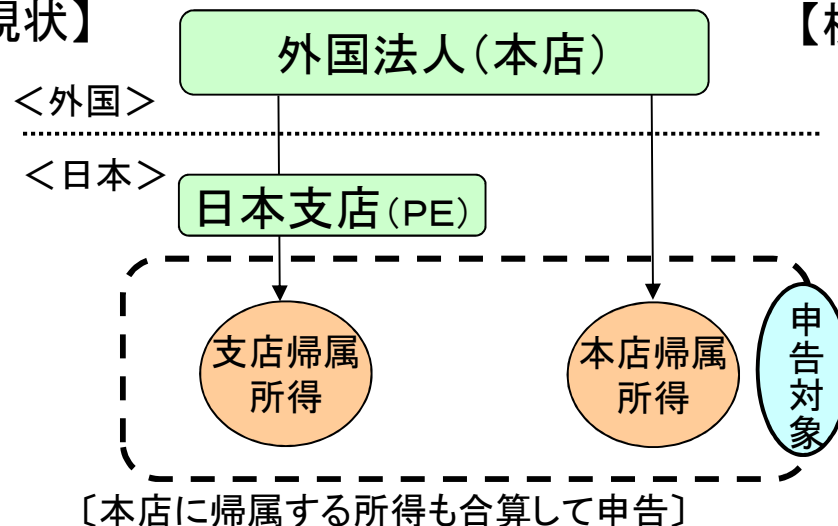
【大綱の概要】

- 国際課税原則については、OECDモデル租税条約の改定等を踏まえ、様々な産業における実態等を考慮しつつ、「総合主義」に基づく従来の国内法上の規定を「帰属主義」に沿った規定に見直すとともにこれに応じた適正な課税を確保するために必要な法整備に向け、具体的な検討を行う。

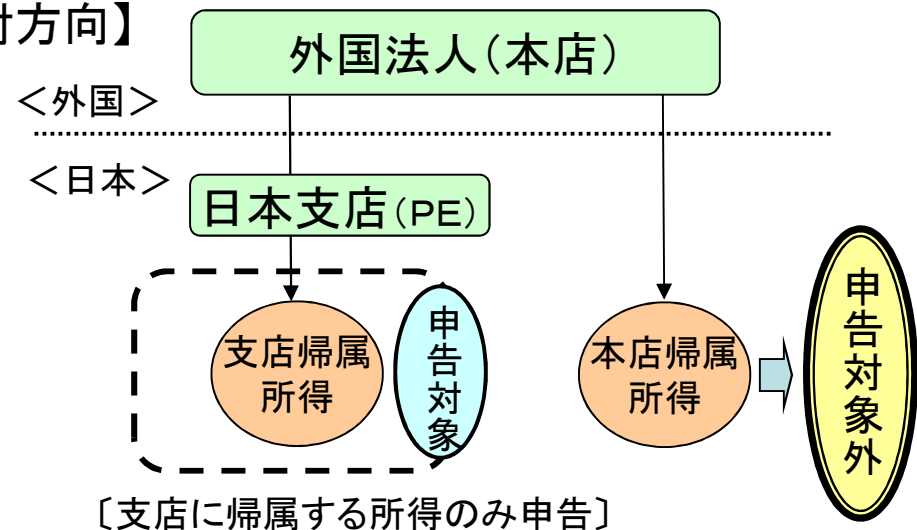
(注) 「総合主義」: 恒久的施設を国内に有する外国法人等には、恒久的施設に帰属する所得に限ることなく、すべての国内源泉所得に課税すべきという考え方

「帰属主義」: 恒久的施設を国内に有する外国法人等には、恒久的施設に帰属するすべての所得に課税すべきという考え方

【現状】



【検討方向】



地域再生に関する取組み(当庁関連項目抜粋)

▽地域再生計画と連動する施策

施策名	施策の概要
地域資本市場育成のための投資家教育プロジェクトとの連携事業	「地域再生推進のためのプログラム」(平成16年2月27日地域再生本部決定)では、国が講ずるべき支援措置の1つとして「投資家教育プロジェクトとの連携」が盛り込まれているところである。この事業は、本支援措置を内容とする地域再生計画の認定を受けた自治体に対し、金融庁職員を講師として派遣するなどの支援を行う。
中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携	地域経済の動向に甚大な影響を与えるといった事態の発生に伴い、地域企業に対する再生支援を含む各種施策を集中・連携して実施するため、地域再生計画の認定を踏まえ、当該地域の地方公共団体において中小企業再生支援協議会、整理回収機構等関係機関を含む連絡調整組織を整備するとともに、当該地方公共団体からの要請に応じ、企業再生実務に関する説明会に対し、同協議会等が連携して専門家を派遣する等、集中的に支援を行う。

(注)「中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携」は、金融庁とともに経済産業省も所掌。

▽地域再生に資する施策

施策名	施策の概要
地域密着型金融の推進	地域密着型金融が深化・定着するための動機付けとして、全国各地でのシンポジウムの開催、広く実践されることが望ましい取組み等に対する顕彰等の施策を実施する。

二重債務問題への対応方針

I. 中小企業及び農林水産業等向け対応

旧債務

① 再生に向けた相談窓口の設置と公的な旧債務整理プロセスの拡充・強化

- ・「中小企業再生支援協議会」を核とした相談窓口体制の拡充
⇒ 被災中小企業者の再生を強力に後押し
- ・「中小企業再生ファンド」の新設
⇒ 出資や債権買取り等を含めた支援を実施

② 個人向けの私的整理ガイドラインの策定等

- ・金融機関が、法的整理によらず、私的に行った債務免除についても無税償却等が可能となる方策を検討
- ・中小の法人企業向けの更なる方策についても検討

③ 再生可能性を判断する間の利子負担の軽減等

- ・津波被災地など①のプロセスにおいて再生可能性の判断をするまでに一定の時間を要する場合、その間、中小企業の旧債務が雪だるま式に増大し、再生を阻害することを避ける方策を検討

※ その他、金融検査マニュアルの運用明確化、農林水産業向け融資制度の周知等

新債務

① 公庫等による融資制度の拡充

- ・「東日本大震災復興特別貸付」の創設
- ・「特別利子補給制度」において最大で無利子化まで可能とする制度の創設
- ・小規模事業者が無担保・無保証で利用できる「マル経融資」及び「衛経融資」の拡張
- ・農林水産業向け災害復旧資金の融資について、一定期間実質無利子化等を措置
- ・医療・社会福祉施設向け災害復旧資金の融資について、一定期間無利子化等を措置

② 信用保証制度の拡充

- ・「東日本大震災復興緊急保証」の創設

③ リース信用保証制度を始めとした設備導入支援策の検討

④ 原発事故被災者への「特別支援制度」の創設

⑤ 二重債務をできる限り負わずに再出発可能な事業環境の整備

- ・共同利用施設等の復旧について国が支援
- ・中小企業基盤整備機構が仮設工場等を整備し、中小企業等に原則無料貸出し

※ 今後、水産業を始めとした地域関連産業向けを含め、支援の拡充を検討

II. 個人住宅ローン向け対応

旧債務

- ① 住宅金融支援機構における既存ローンの返済猶予等
- ② 個人向けの私的整理ガイドラインの策定
- ③ 住宅再建を目指す方の負担軽減

新債務

- ① 住宅金融支援機構による金利引下げ・返済期間の延長
- ② 災害公営住宅の供給

III. 金融機関向け対応

① 金融機関への資本参加・要件の緩和

- ・「金融機能強化法」及び「信用事業再編強化法」の改正

② 金融機関の無税償却等の弾力化

- ・個人向け私的整理ガイドラインの策定

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」 (平成 23 年 7 月 15 日策定)の概要

1. ガイドラインの位置づけ

平成 23 年 6 月に政府が公表した、東日本大震災に係る「二重債務問題への対応方針」を受け、金融・商工団体の関係者、法務・会計の専門家、学識経験者などで構成される「研究会」(事務局:全銀協)において決定された、個人債務者の私的整理に関する民間関係者間の自主的ルール。

2. ガイドラインの内容(概要)

(1)対象となる債務者

- 震災の影響により、既往債務(旧債務)を弁済することができない又は近い将来に弁済できないことが確実と見込まれる個人の債務者(住宅ローン債務者等の非事業者及び個人事業者)。
- このような債務者が、法的倒産手続による不利益(注1)を回避しつつ、債権者との間の私的な合意(私的整理)により、債務免除等を受けられることができるようにする。

(注1) 法的な制限として、官報掲載、破産手続中の転居・旅行・資格制限、破産管財人による郵便物管理等。その他、信用情報への登録もあるが、これについての登録も行わない。

(2)対象となる債権者

- 主として金融機関等(銀行、信用金庫、信用組合、農林系金融機関、政府系金融機関、保証会社、貸金業者、リース会社、クレジット会社等)。相当と認められるときは、その他の債権者を含めることとする。

(3)弁済計画案の内容及び債務免除額

- 弁済計画案の内容(要件)は、債務者の状況(事業者・非事業者の別、将来収入の有無等)に応じて、複数の類型を用意。
- 弁済計画案に記載される主な事項は、①債務者の財産の状況、②債務弁済計画(原則5年以内、事情により延長可。債務免除等の内容を含む。)、③資産の換価・処分の方針等。
事業継続を図る個人事業者については、上記①～③等に加え、震災の状況を踏まえた事業計画(例えば、損益黒字化原則5年、合理的期間の延長可等)の提出を求める(注2)。

(注2) 経営者に対する経営責任は求めない。

- 金融機関(債権者)にとって利用可能とするため、債務免除額は、民事再生手続又は破産手続と同等(注3)(注4)。

(注3) 破産手続等より免除額が多く(=債権者にとって不利に)なれば、債権者は、私的整理を避けて破産申立てを行う恐れ。債権者が敢えて不利なガイドラインを利用するとなると、株主代表訴訟リスクが高まる等の恐れ。

(注4) 被災者である債務者への配慮として、生活再建支援金、義援金等を差押禁止(自由財産)とする立法措置がなされたことからガイドラインにおいても同様の対応。

(4) 手続の流れ(別紙1参照)

- ① 債務者が、債務の減免等を求める相手である債権者(対象債権者)に対して、債務整理を申出(※)。必要書類(財産の状況等)を提出。

※ 申出の時点から、対象債権者は債権回収等を停止(6か月又は弁済計画の成立・不成立のいずれか早い時点まで)

- ② 債務者がガイドラインに則り弁済計画案を作成。
- ③ 第三者機関に登録する専門家(弁護士等)が、弁済計画案がガイドラインに適合していることなどについて報告書を作成(=第三者機関によるチェック)。
- ④ 債務者が弁済計画案及び報告書を対象債権者に提出・説明等。
- ⑤ 対象債権者が弁済計画案に対する同意・不同意を表明。
- ⑥ 対象債権者全員の同意により、弁済計画成立(※)。

※ 協議しても、全員の同意が得られない場合は、弁済計画不成立。

(注5)①、②、④については、第三者機関に登録する弁護士等の支援を受けることも可能。

(5) (連帯)保証人に対する配慮

- 主債務者が通常想定される範囲を超えた災害の影響により主債務を弁済できないことを踏まえ、保証人に対しては、その責任の度合いや生活実態等を考慮して、保証履行を求めることが相当と認められる場合を除き、保証履行を求めないこととする。保証履行を求める場合には、保証人についても弁済計画案を作成し、合理的な範囲で弁済の負担を定める。
- 保証履行を求めることの相当性及び保証人の負担の範囲の合理性については、第三者機関のチェックを受けることとする。

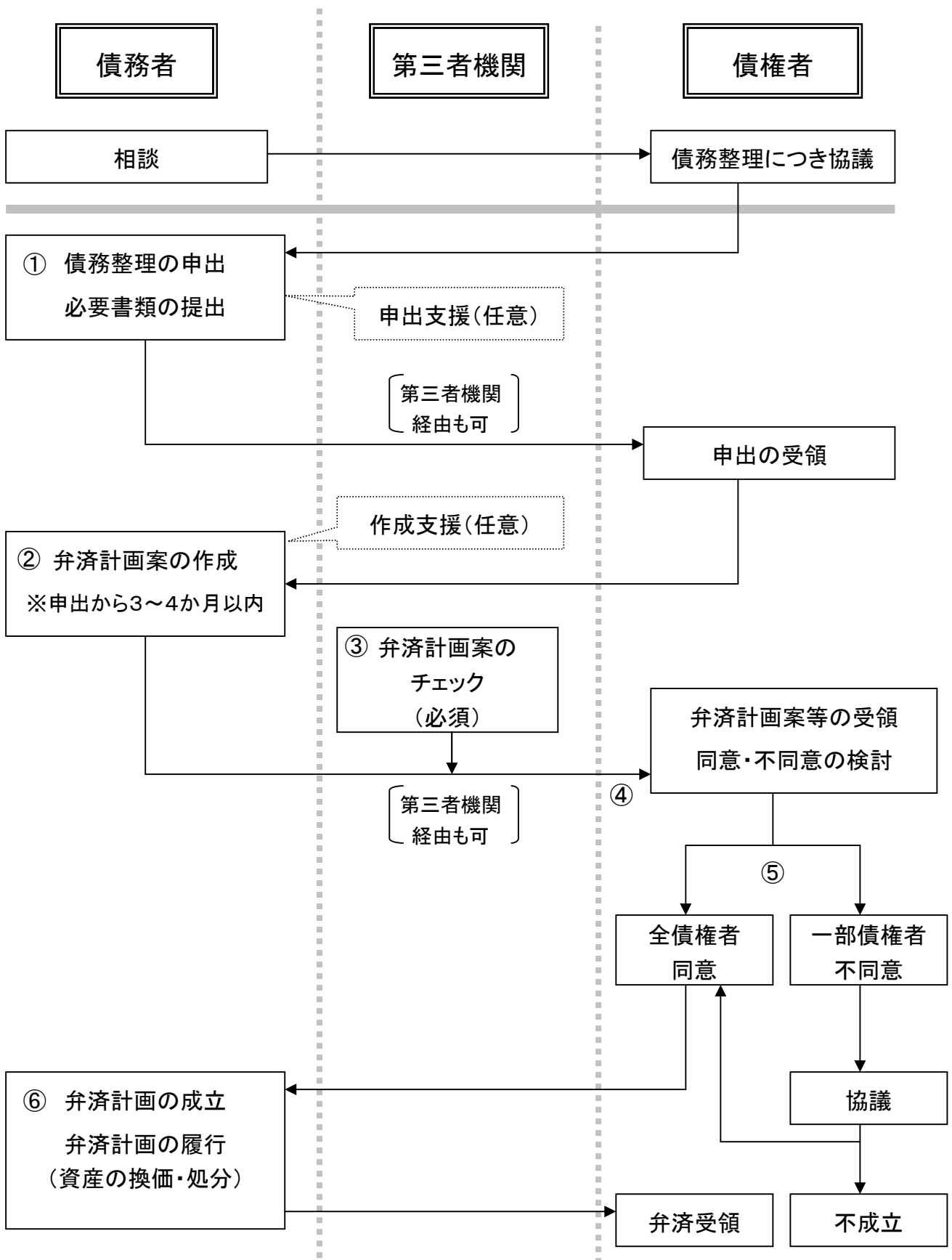
3. その他

- 第三者機関については、全銀協が一般社団法人(「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」)を設立し、日弁連等の団体の協力を得て専門家を登

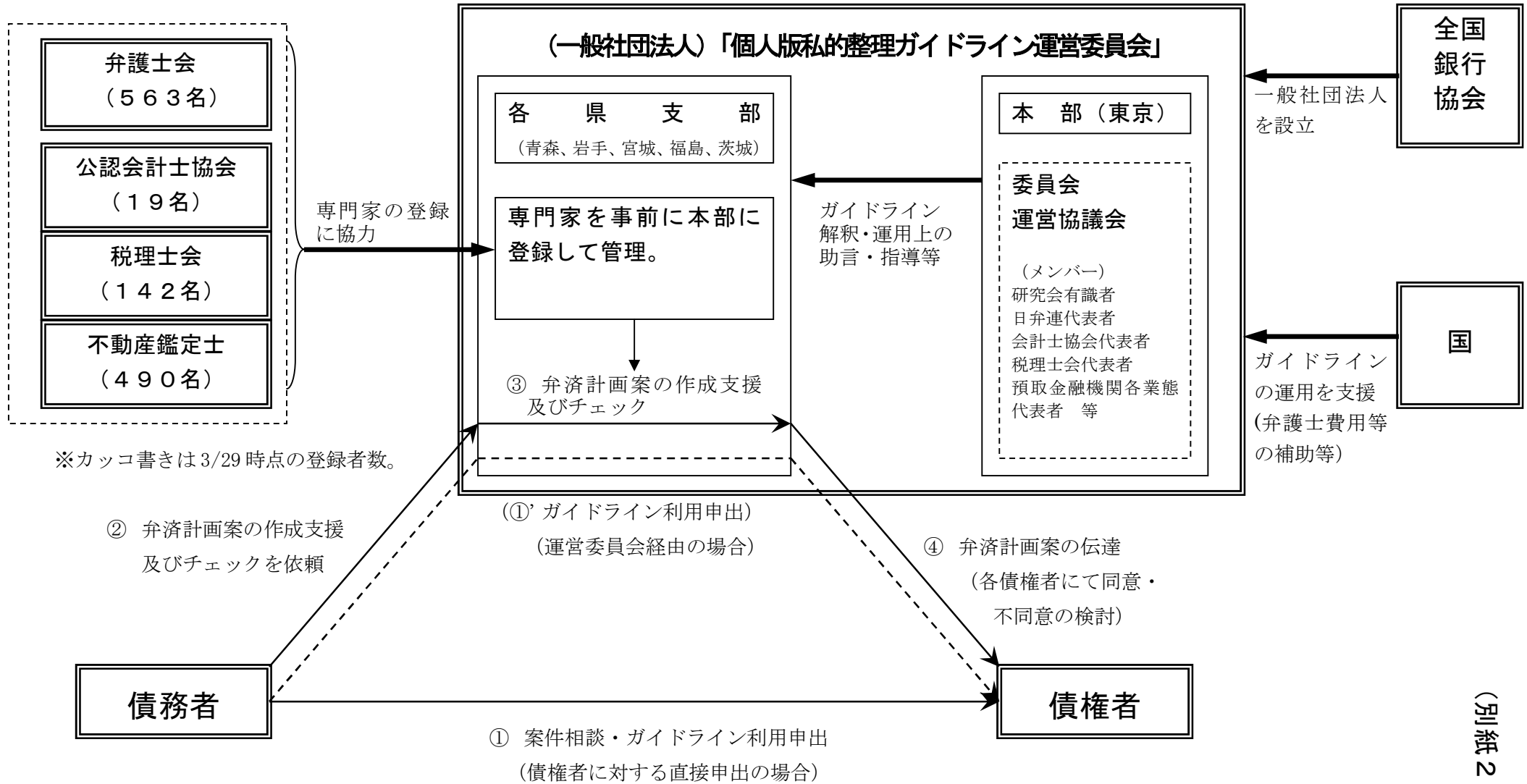
録する(別紙2参照)。

- 本ガイドラインに基づき策定された弁済計画により行われた債務免除については、原則として債権者及び債務者に課税関係が生じないことを国税庁に確認。
- ガイドラインは、平成 23 年 8 月 22 日から適用開始。

【ガイドライン/手続の流れ(概要)】



個人版私的整理ガイドライン運営委員会について



(別紙2)

個人債務者の私的整理に関するガイドライン

平成 23 年 7 月

個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会

個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会名簿(平成23年7月)

(敬称略、五十音順)

	荒井 貞夫	全国銀行個人信用情報センター 所長
	安藤 栄二	全国労働金庫協会 執行役員経営企画部長
	石高 雅美	日本税理士会連合会 常務理事・業務対策部長
	市村 清	日本公認会計士協会 常務理事
	伊藤 眞	早稲田大学大学院法務研究科客員教授
	浦田 晴之	オリックス 取締役兼代表執行役副社長・グループCFO
	大井 直	信託協会 一般委員長・みずほ信託銀行 常務取締役
	大久保 壽一	千葉銀行 取締役常務執行役員
	岡田 理樹	日本弁護士連合会 事務次長
	小山田 隆	全国銀行協会 企画委員長・三菱東京UFJ銀行 常務取締役
	久貝 卓	商工組合中央金庫 執行役員
	久能 敏光	福島銀行 取締役企画本部長
	河村 正人	住宅金融支援機構 理事長代理
	越野 寿夫	オリエンコーポレーション 執行役法務部長
	小林 信明	小林総合法律事務所 代表弁護士
	斎藤 浩	杜の都信用金庫 常勤理事
座長:	高木 新二郎	弁護士・法学博士
	竹谷 和芳	日本信用情報機構 常務取締役
	丹野 清一	石巻商工信用組合 常務理事
	常峰 仁	日本貸金業協会 自主ルール委員会委員長
	寺田 範雄	全国商工会連合会 専務理事
	永井 徹	日本自動車リース協会連合会 事務局長
	服部 和良	全国信用保証協会連合会 専務理事
	板東 一彦	日本政策金融公庫 専務取締役
	藤原 敬三	中小企業再生支援全国本部 統括プロジェクトマネージャー
	古谷 周三	農林中央金庫 専務理事
	松嶋 英機	西村あさひ法律事務所 代表パートナー
	宮城 勉	日本商工会議所 常務理事
	森田 光俊	シー・アイ・シー 専務取締役
	山田 晃久	全国サービサー協会 副理事長
<オブザーバー>		
	貝塚 正彰	財務省 大臣官房政策金融課長
	小林 康彦	法務省 民事局参事官
	定塚 由美子	厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課長
	中村 武	日本銀行 金融機構局総務課長
	能登 清和	厚生労働省 労働基準局勤労者生活課労働金庫業務室長
	長谷川 靖	金融庁 監督局総務課長
	藤木 俊光	経済産業省 中小企業庁事業環境部金融課長
	古市 文孝	最高裁判所 事務総局民事局付
	松本 貴久	国土交通省 住宅局総務課民間事業支援調整室長
	村井 正親	農林水産省 経営局金融調整課長
<事務局>		
事務局長:	高木 伸	全国銀行協会 理事
	石沢 宏純	三菱東京UFJ銀行 リテール融資部上席調査役

個人債務者の私的整理に関するガイドライン

はじめに

東日本大震災(2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害その他これに関連する災害をいう。以下同じ。)の影響によって、住宅ローンを借りている個人や事業性資金を借りている個人事業主等が、今後、これらの既往債務の負担を抱えたままでは、再スタートに向けて困難に直面する等の問題(いわゆる二重債務問題)が考えられる。

この二重債務問題は、震災からの着実な復興のために適切な対応がなされなければならない極めて重要な課題であり、本年6月、政府の「二重債務問題への対応方針」が取り纏められた。これを受け、金融機関等が、個人である債務者に対して、破産手続等の法的倒産手続によらず、私的な債務整理により債務免除を行うことによって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援するため、私的整理に関する関係者間の共通認識を醸成し、私的整理を行う場合の指針となるガイドラインを取り纏めることを目標として、本年7月「個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会」が発足した。

この「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」は、本研究会における金融機関団体の関係者等、学識経験者らの議論を踏まえ、個人である債務者の私的整理に関する金融機関関係団体の自主的自律的な準則として、策定・公表するものである。

1. 目的

このガイドラインは、東日本大震災の影響によって、住宅ローンや事業性ローン等の既往債務を弁済できなくなった個人の債務者であって、破産手続等の法的倒産手続の要件に該当することになった債務者について、このような法的倒産手続によらずに、債権者(主として金融債務に係る債権者)と債務者の合意に基づき、債務の全部又は一部を減免すること等を内容とする債務整理を公正かつ迅速に行うための準則を定めることにより、債務者の債務整理を円滑に進め、もって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援し、ひいては被災地の復興・再活性化に資することを目的とする。

2. 債務整理の準則

(1) このガイドラインは、前項の債務整理を公正かつ迅速に行うための準則であり、金融機関団体、商工団体等の関係者等が中立公平な学識経験者などとともに協議を重ねて策定したものであって、法的拘束力はないものの、金融機関等である対象債権者、債務者並びにその他の利害関係人によって、自発的に尊

重され遵守されることが期待されている。

- (2) 「対象債権者」(弁済計画が成立したとすれば、それにより権利を変更されることが予定されている債権者をいう。以下同じ。)は、この準則による債務整理に誠実に協力する。
- (3) 対象債権者と債務者は、債務整理の過程において、共有した情報について相互に守秘義務を負う。
- (4) このガイドラインによる債務整理は、公正衡平を旨とし、透明性を尊重する。

3. 対象となり得る債務者

次のすべての要件を備える個人である債務者は、このガイドラインによる債務整理を申し出ることができる。

- (1) 住居、勤務先等の生活基盤や事業所、事業設備、取引先等の事業基盤などが東日本大震災の影響を受けたことによって、住宅ローン、事業性ローンその他の既往債務を弁済することができないこと又は近い将来において既往債務を弁済することができないことが確実と見込まれること。
- (2) 弁済について誠実であり、その財産状況(負債の状況を含む。)を対象債権者に対して適正に開示していること。
- (3) 東日本大震災が発生する以前に、対象債権者に対して負っている債務について、期限の利益喪失事由に該当する行為がなかったこと。ただし、当該対象債権者の同意がある場合はこの限りでない。
- (4) このガイドラインによる債務整理を行った場合に、破産手続や民事再生手続と同等額以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとっても経済的な合理性が期待できること。
- (5) 債務者が事業の再建・継続を図ろうとする事業者の場合は、その事業に事業価値があり、対象債権者の支援により再建の可能性があること。
- (6) 反社会的勢力ではなく、そのおそれもないこと。
- (7) 破産法第 252 条第 1 項(第 10 号を除く。)に規定される免責不許可事由がないこと。

4. 第三者機関

- (1) このガイドラインによる債務整理を的確かつ円滑に実施するために、第三者機関を設置する。
- (2) 本項(1)の第三者機関の名称は、「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」とする。
- (3) 第三者機関の役割及び業務は、次に掲げるとおりとする。

- ① 弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、その他の専門家の登録の受理及び取消し並びにその適性の審査
- ② 登録された弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、その他の専門家に対する助言及び指導
- ③ 第5項(1)に定める申出及び同項(2)に定める必要書類の提出の支援
- ④ 第7項(1)に定める弁済計画案の作成の支援(債権者の意向確認を含む。)
- ⑤ 第8項(1)に定める報告書の作成
- ⑥ 第9項(1)に定める弁済計画案の説明等の支援(債権者間の調整を含む。)
- ⑦ このガイドラインの解釈又は運用に関するQ&A等の作成及び改訂等
- ⑧ その他、このガイドラインによる債務整理的確または円滑な実施のために必要な業務

5. 債務整理の開始

- (1) 第3項の要件を備える債務者は、全ての対象債権者に対して、このガイドラインによる債務整理を書面により同日に申し出る。
- (2) 債務者は、本項(1)の申出後直ちに、全ての対象債権者に対して、財産目録、債権者一覧表その他申出に必要な書類(以下「必要書類」という。)を提出する。なお、債務者は、本項(1)の申出及び必要書類の提出を、個人版私的整理ガイドライン運営委員会を経由して行うことができる。
- (3) 本項(1)の申出があった時点から、本項(4)により対象債権者のいずれかから書面による異議が述べられることを解除条件として、第6項に定める一時停止の期間が開始するものとする。
- (4) 本項(1)の申出を受けた対象債権者は、次のいずれかに該当する場合に限り、このガイドラインによる債務整理に異議を述べることができる。当該異議は、債務者及び当該対象債権者以外の全ての対象債権者に対して、異議の理由を明記した書面を同時に発送して行うものとする。なお、対象債権者が異議を述べなかった場合でも、当該対象債権者は、弁済計画案に同意することを義務付けられるものではない。
 - ① 債務者が第3項の要件を満たさないことが明らかであると認められる場合
 - ② 債務者が第6項(1)①又は②に違反したことが判明した場合
 - ③ 必要書類に明らかな不備があるにもかかわらず相当な期間内に補正されない場合(ただし、申出の翌日から起算して45日を経過した場合にはこの限りでない。)
- (5) 対象債権者の範囲は、主として金融機関等の債権者(銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合、政府系金融機関、信用保証

協会、農業信用基金協会等及びその他の保証会社、貸金業者、リース会社並びにクレジット会社等)とするが、このガイドラインに定める場合その他相当と認められるときは、その他の債権者を含めることとする。

6. 一時停止

- (1) 一時停止の期間中においては、全ての対象債権者と債務者は、次の行為などを差し控えることとする。なお、前項(1)の申出により一時停止が開始したことをもって、銀行取引約定書等において定める期限の利益喪失事由として扱わないものとする。
 - ① 債務者は、通常的生活又は事業過程によるものの他、全ての対象債権者が同意した場合を除き、その資産を処分してはならず、新債務を負担してはならない。ただし、対象債権者は、合理的な理由なく不同意とすることはできないものとする。
 - ② 債務者は、一部の対象債権者に対する弁済(代物弁済を含む。以下同じ。)や相殺など債務消滅に関する行為の他、物的人的担保の供与などを行ってはならない。
 - ③ 対象債権者は、一時停止が開始した日(以下「一時停止の開始日」という。)における「与信残高」を維持し、他の対象債権者との関係における債務者に対する相対的地位を改善してはならず、弁済を受け、相殺権を行使するなどの債務消滅に関する行為をなし、追加の物的人的担保の供与を求め、担保権を実行し、強制執行や仮差押え・仮処分や法的倒産手続開始の申立てをしてはならない。ただし、保証会社による保証付貸付けの場合、対象債権者が当該保証会社から代位弁済を受けることは妨げられないが、この場合、当該保証会社は、本項の規定を遵守するものとする。
- (2) 一時停止の期間は、一時停止の開始日(対象債権者が追加された場合は、最も早い一時停止の開始日)から6か月を経過した日又は弁済計画が成立した日若しくは不成立により本ガイドラインによる債務整理が終了した日のいずれか早い日までとする。ただし、必要があるときは、債務者は、全ての対象債権者の同意により、一時停止の期間を変更することができる。
- (3) 一時停止の期間中の追加融資は、全ての対象債権者の同意により定めた金額の範囲内で、その定めた方法により、必要に応じて行うものとし、追加融資による債権は対象債権者が有する債権に優先して随時弁済される。

7. 弁済計画案の内容

- (1) 債務者は、第5項(1)の申出から3か月以内(ただし、本項(2)②に定める弁済

計画案とする場合には4か月以内)に、弁済計画案を作成の上、全ての対象債権者に提出する。ただし、債務者は、必要があるときは、全ての対象債権者に対して、弁済計画案の提出期限の延長が必要である理由を明記して通知を行うことにより、弁済計画案の提出期限を、3か月を超えない範囲内で延長することができる。なお、債務者は、弁済計画案の作成にあたり、必要に応じ、対象債権者の支援又は個人版私的整理ガイドライン運営委員会に申出を行い、個人版私的整理ガイドライン運営委員会に登録される弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、金融実務専門家等の支援を受けることができる。

(2) 弁済計画案は、以下の内容を含むものでなければならない。

① 債務者が非事業者(住宅ローン等の債務者)又は本項(2)②に該当しない個人事業主である場合

イ 弁済計画案は、以下の事項を含む内容を記載することを原則とする。

- a 債務の弁済ができなくなった理由(東日本大震災による影響の内容を含む。)
- b 財産の状況(財産の評価は、債務者の自己申告による財産について、原則として、財産を処分するものとして行う。)
- c 債務弁済計画(原則5年以内)
- d 資産の換価・処分の方針
- e 対象債権者に対して債務の減免、期限の猶予その他の権利変更を要請する場合はその内容

ロ 将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みがある債務者が、対象債権者に対して、分割払いの方法による期限の猶予とともに債務の減免を要請する場合には、対象債権者に対する弁済計画に基づく弁済の総額は、債務者の収入、資産等を考慮した生活実態等を踏まえた弁済能力により定めるものとし、また、破産手続による回収の見込みよりも多くの回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できる内容としなければならない。

ハ 本項(2)①ロに該当しない債務者が対象債権者に対して債務の減免を要請する場合には、当該債務者が第5項(1)による申出の時点において保有する全ての資産(破産法第34条第3項その他の法令により破産財団に属しないとされる財産(いわゆる「自由財産」)及び同条第4項に基づく自由財産の拡張に係る裁判所の実務運用に従い、通常、自由財産とされる財産を除く。)を処分・換価して(処分・換価の代わりに、「公正な価額」に相当する額を弁済する場合を含む。)、当該処分・換価により得られた金銭をもって、担保権者その他の優先権を有する債権者に対する優先弁済の後に、

全ての対象債権者に対して、それぞれの債権の額の割合に応じて弁済を行い、その余の債務について免除を受ける内容とするものとする(ただし、債権額 20 万円以上(ただし、この金額は、その変更後に対象債権者となる全ての債権者の合意により変更することができる。)の全ての債権者を対象債権者とする場合に限る。)。なお、本項(2)①口にかかわらず、将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みのある債務者が同様の内容とすることは妨げられない。

② 債務者が事業から生ずる将来の収益による弁済により事業の再建・継続を図ろうとする個人事業主である場合

イ 弁済計画案は、本項(2)①イに定める各事項に加え、債務者の自助努力が十分に反映され、かつ以下の内容を記載した事業計画を含めることを原則とする。

a 事業見通し(売上・原価・経費)

b 収支計画

c 東日本大震災発生以前においても、既に事業利益が赤字であったときは、赤字の原因とその解消の方策を記載するとともに、弁済計画成立日の属する年の翌年から概ね5年以内を目途に黒字に転換することを内容とする。ただし、これを超える合理的な期間とすることを妨げない。

ロ 破産手続による回収の見込みよりも多くの回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できることを内容とする。

(3) 対象債権者に対して債務の減免を要請する場合には、債務者が対象債権者に対して次の①及び②に定める事項を約することを内容とする。

① 弁済計画案作成日現在において、財産目録に記載の財産以外に、時価 20 万円以上の資産又は債権者一覧表にない負債を有していないことを誓約すること。

② 第9項(3)により成立した弁済計画に従った弁済期間中に、第3項に定める要件(ただし、同項(4)及び(5)を除く。)のいずれかを充足しないことが判明した場合又は①の誓約に反する事実が判明した場合は、債務者の責めに帰することができない事由が認められる場合を除き、債務免除及び期限の猶予の合意が錯誤により無効となり、債務免除の効果が遡及的に消滅することに予め同意すること。

(4) 弁済計画案における権利関係の調整は、債権者間で平等でなければならない。ただし、債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない。

(5) 債務者の対象債権者に対する債務を主たる債務とする保証債務がある場合、主たる債務者が通常想定される範囲を超えた災害の影響により主たる債務を弁済できないことを踏まえて、以下の事情等を考慮して、保証履行を求めることが相当と認められる場合を除き、保証人(ただし、個人に限る。以下同じ。)に対する保証履行は求めないこととする。

① 保証契約を締結するに至った経緯、主たる債務者と保証人の関係、保証による利益・利得を得たか否か等を考慮した保証人の責任の度合い

② 保証人の収入、資産、震災による影響の有無等を考慮した保証人の生活実態

なお、保証人に対して保証履行を求めることが相当と認められる場合には、当該保証人についても、主たる債務者とともに弁済計画案を作成し、合理的な範囲で弁済の負担を定めるものとする。

8. 弁済計画案の確認報告

(1) 債務者は、個人版私的整理ガイドライン運営委員会が作成した報告書(以下「報告書」という。)を、弁済計画案の提出と同日に全ての対象債権者に提出する。なお、個人版私的整理ガイドライン運営委員会が報告書を作成するにあたっては、個人版私的整理ガイドライン運営委員会に登録される弁護士、公認会計士、税理士(以下「弁護士等」という。)がその作成作業を行う(ただし、債務の減免を要請する内容を含む弁済計画案である場合には、作成者に弁護士を含めることとする。)。また、債務者は、弁済計画案及び報告書の提出を、個人版私的整理ガイドライン運営委員会を經由して行うことができる。

(2) 前項(2)①ハに定める弁済計画案とする場合を除き、本項(1)の報告書には、次の①から⑤に掲げる事項を含めることとする。ただし、⑤については、債務の減免を要請する内容を含む弁済計画案である場合に限る。

① 債務者について第3項に定める要件の該当性

② 弁済計画案の内容

弁済計画案の内容がこのガイドラインに適合していることを含む。

③ 弁済計画案の合理性

弁済額の合理性(前項(5)に定める保証債務がある場合には、保証履行を求めることの相当性及び保証人の負担の範囲の合理性を含む。)、対象債権者の範囲の相当性、免除割合の合理性を含む。

④ 弁済計画案の実行可能性

⑤ 破産手続との比較

(3) 前項(2)①ハに定める弁済計画案とする場合には、本項(1)の報告書には、次

の①から④に掲げる事項を含めることとする。

① 債務者について第3項に定める要件の該当性

② 弁済計画案の内容

弁済計画案の内容がこのガイドラインに適合していることを含む。

③ 弁済計画案の合理性

弁済額の合理性(前項(5)に定める保証債務がある場合には、保証履行を求めることの相当性及び保証人の負担の範囲の合理性を含む。)、対象債権者の範囲の相当性、免除割合の合理性を含む。

④ 弁済計画案の実行可能性

9. 弁済計画の成立

- (1) 債務者は、弁済計画案及び報告書の提出後、全ての対象債権者に対して、弁済計画案及び報告書の説明、質疑応答並びに意見交換(以下「弁済計画案の説明等」という。)を同日中に行う。なお、弁済計画案の説明等は、書面の交付により行うことができ(ただし、対象債権者の同意がある場合に限る。)、債権者説明会を開催して行うことも妨げない。また、債務者は、必要に応じて、報告書を作成した弁護士等(ただし、債務の減免を要請する内容を含む弁済計画案である場合には、弁護士を含めることとする。)に弁済計画案の説明等の支援を求めることができる。
- (2) 対象債権者は、本項(1)に基づき弁済計画案の説明等がなされた日から1か月以内に弁済計画案に対する同意・不同意の意見を表明するものとする。ただし、必要があるときは、債務者及び全ての対象債権者の合意により、この期間を変更することができる。
- (3) 対象債権者の全てが、弁済計画案について同意し、その旨を書面により確認した時点で弁済計画は成立し、債務者は弁済計画を実行する義務を負担し、対象債権者の権利は、成立した弁済計画の定めに従って変更され、対象債権者は、猶予・減免など弁済計画の定めに従った処理をする。
- (4) 弁済計画案に対して、本項(2)に定める期限までに対象債権者の全ての同意が得られず、かつ弁済計画案の変更など適宜の措置を協議しても合理的な期間内に同意が得られないときは、このガイドラインによる債務整理は不成立により終了する。

10. その他

- (1) 債務者が弁済計画を履行できないときは、債務者及び全ての対象債権者は、弁済計画の変更(第7項(2)①ハに定める内容への変更を含む。)等について協

議を行い、適切な措置を講じるものとする。

- (2) このガイドラインによる債務整理を行った債務者について、対象債権者は、当該債務者が債務整理を行った事実その他の債務整理に関連する情報(代位弁済に関する情報を含む。)を、信用情報登録機関に報告、登録しないこととする。
- (3) このガイドラインによる債務整理を円滑に実施するため、利用者に対する周知や第三者機関の整備等の所要の態勢整備に早急に取り組むこととし、このガイドラインは、平成23年8月22日から適用を開始することとする。なお、金融機関等の債権者及び第三者機関は、同日に先立ち、各々の準備が整い次第、債務者からの相談に応じることとする。

(以上)

平成 23 年 10 月 26 日

各 位

一般社団法人 個人版私的整理ガイドライン運営委員会

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用の見直しについて

一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会（理事長：高木新二郎）では、本年 8 月の「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）の適用開始以降、相談・申出の受付や登録専門家の紹介などを行い、個人債務者の生活や事業の再建を支援してきたところです。

本日、当委員会では運営協議会を開催し、現在住居費負担のない仮設住宅等に入居している個人債務者の復興を支援すべくガイドラインの運用を見直しましたので、ご案内申し上げます。

記

○ 運用の見直し

仮設住宅に入居、あるいは家賃補助を受給しているなど、現段階で住居費負担が発生していない場合であっても、近い将来に住居費負担が発生することを考慮してガイドラインの要件に合致するか否かを判断することといたしました。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

個人版私的整理ガイドライン運営委員会 山本、藤田、谷川 03-3212-0531

平成 24 年 1 月 25 日

各 位

一般社団法人 個人版私的整理ガイドライン運営委員会

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用の見直しについて

一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会（理事長：高木新二郎）では、昨年 8 月の「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）の適用開始以降、相談・申出の受付や登録専門家の紹介などを行い、個人債務者の生活や事業の再建を支援してきたところです。

当委員会では 1 月 23 日に運営協議会を開催し、仙台地裁における自由財産拡張の認定例の公表を踏まえ、下記の通りガイドラインの運用を見直しましたのでご案内申し上げます。

今後とも東日本大震災により被災された方々の生活再建、ならびに被災地の活性化に貢献できるようガイドラインの運営に努めて参る所存です。

記

- 自由財産たる現預金の範囲を、法定の 99 万円を含めて合計 500 万円を目安として拡張します。なお、拡張する自由財産の運用にあたっては、例外的な事情がない限り 500 万円を上限とし、また被災状況、生活状況などの個別事情によっては減額もあり得ます。
- 現預金以外の法定の自由財産（および義捐金等特別法による現預金等の自由財産）は、法律の定めに従い、本件とは別の自由財産として取扱います。
- 地震保険中に家財（差押禁止財産）部分がある場合には、状況によって柔軟に対応します。
- 既に返済したローンの弁済金は、今回の拡張により自由財産になるとしても返還できません。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

個人版私的整理ガイドライン運営委員会 山本、藤田、谷川 03-3212-0531

金融機能強化法の震災特例に基づく国の資本参加の概要

(平成 23 年 9 月 14 日(水)決定)

	仙台銀行 (宮城県)	筑波銀行 (茨城県)
預金残高 (23/3 末)	7, 275 億円	1 兆 9, 623 億円
貸出金残高 (23/3 末)	4, 894 億円	1 兆 4, 779 億円

1. 国の資本参加の概要

資本参加額	300 億円	350 億円
返済財源の確保	25 年以内 (48/3 末まで)	20 年以内 (43/3 末まで)
優先株式の配当率	前年度の預金保険機構の金融機能強化勘定における資金調達コスト (当初 0.25%)	

自己資本比率 (23/9 末見通し) [Tier 1 比率]	14.1%程度 [11.3%程度]	11.9%程度 [8.4%程度]
-----------------------------------	----------------------	---------------------

2. 被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

<p>各行の取組み方策 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「地元企業応援部」の新設、津波被災地への住宅ローンプラザの増設、訪問活動の徹底等による被災者との接点拡充・復興ニーズの的確な把握・分析 ● きらやか銀行、政府系金融機関、自治体等との連携強化 (ビジネスマッチング、協調融資等) ● 被災者のニーズにあった融資商品 (事業復興資金、住宅再取得資金、生活再興資金) の充実 ● 貸付条件の変更等への柔軟な対応 ● 被災者の状況に応じた事業再生支援 (みやぎ産業振興機構・産業復興機構・私的整理ガイドラインの活用、DDS・DES・DIP ファイナンスの活用等) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「営業統括部」の再編成、合併に伴う重複店舗の統廃合による被災地域への法人融資等専担者の重点配置 ● 「取引先全先訪問」等による顧客ニーズの把握・蓄積 ● 以下の方策を含む「震災復興支援計画」(あゆみプロジェクト)の推進 <ul style="list-style-type: none"> － 1 事業者 1 億円の復興支援融資の取扱い、住宅ローン・消費者ローン等の保証基準の弾力化等 － 貸付条件の変更等への柔軟な対応 － 業況悪化先に対する経営支援の強化 (ビジネスマッチング等)、抜本的な事業再生支援 (DDS・DES・DIP ファイナンス、産業復興機構、私的整理ガイドラインの活用等)
----------------------------	--	--

金融機能強化法(震災特例)に基づく国の資本参加の概要 (平成 23 年 12 月 8 日(木)決定)

	七十七銀行（宮城県）
預金残高（23/9 末）	61,749 億円
貸出金残高（23/9 末）	35,829 億円

1. 国の資本参加の概要

資本参加額	200 億円
種類	劣後ローン
利率	前年度の預金保険機構の金融機能強化勘定における 資金調達コスト（当初 0.25%）
自己資本比率 [Tier 1 比率] （24/3 末見通し）	12.2%程度 [10.8%程度]

2. 被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策（主なもの）

- ① 実施体制の整備
- ・ 本部による出張審査の体制強化－専担者の増員、駐在型審査の開始
 - ・ 経営改善・事業再生支援の体制強化－企業支援室の増員、営業支援部隊の新設
- ② 具体的な取組み方策
- ・ 営業支援部隊、営業店の取引先訪問運動等による顧客ニーズの把握
 - ・ 金融円滑化の推進
 - － 出張審査を活用した貸出条件変更等への迅速な対応
 - － 被災者の実態を踏まえた資金の提案、事業や生活の再建に必要なソリューションの提供、被災者向け商品の活用・充実
 - ・ 事業再生支援の強化
 - － 中小企業再生支援協議会・外部専門家と連携した事業再生計画の策定支援
 - － 信用保証協会・他の金融機関と連携した事業再生支援
 - － DDS・DESを活用した事業者のバランスシートの改善、DIPファイナンスによる資金繰り支援
 - － 産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構、復興支援ファンドの活用
 - － 個人版私的整理ガイドラインの活用
 - ・ ABL（動産担保融資）・復興私募債を活用した信用供与の推進
 - ・ 地域復興へ向けた取組み
 - － ビジネスマッチングによる販路開拓支援の強化、自治体との連携強化、アジアビジネス支援の強化、事業承継・相続に関する支援強化

金融機能強化法（協同組織金融機関向け特例）に基づく資本参加の概要 （平成23年12月28日（水）決定）

	相双信用組合（福島県相馬市）	いわき信用組合（福島県いわき市）
預金残高（23/9末）	472億円	1,546億円
貸出金残高（23/9末）	259億円	1,023億円

1. 資本参加の概要

資本参加額	160億円 （国139億円、全信組連21億円）	200億円 （国175億円、全信組連25億円）
信託受益権の配当率	前年度の預金保険機構の金融機能強化勘定における資金調達コスト（当初0.25%）	
純資産額 （24/3末見通し）	188億円程度	245億円程度

※ 国は、全国信用協同組合連合会から、2信用組合が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

2. 被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策（主なもの）

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・取引先の避難状況を踏まえた、営業地区外への相談所の設置や相馬市内及び宮城県南部への新店舗開設の検討 ・条件変更を含めた債権正常化を図るための「債権管理サポートチーム」の創設 	<ul style="list-style-type: none"> ・組合の被災状況や取引先の避難状況を踏まえた、店舗の戦略的統廃合や基幹店舗への渉外人員の増強 ・震災関連情報を一元管理し取引先からの相談に迅速に対応するための「情報センター」の設置
② 具体的な取組み方策	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付条件の変更等への柔軟な対応、復興に向けた融資商品（事業復興資金、住宅再建資金、生活支援資金）の提供 ・取引先の事業再生・生活再建に向けた対応 <ul style="list-style-type: none"> － 中小企業再生支援協議会との連携強化（DDS等を含めた金融支援）、産業復興機構や東日本大震災事業者再生支援機構の活用、個人版私的整理ガイドラインの適切な運用等 ・中小企業診断士・弁護士・税理士や外部機関との協働による事業承継支援の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・取引先の経営者交流会の開催頻度の増加によるビジネスマッチング機会の創出 ・復興関連情報を取りまとめた「復興支援ガイド」の提供

金融機能強化法（協同組織金融機関向け特例）に基づく資本参加の概要 (平成 24 年 2 月 2 日 (木) 決定)

	宮古信用金庫 (岩手県宮古市)	気仙沼信用金庫 (宮城県気仙沼市)	石巻信用金庫 (宮城県石巻市)	あぶくま信用金庫 (福島県南相馬市)
預金残高 (23/9 末)	692 億円	1,199 億円	1,739 億円	1,375 億円
貸出金残高 (23/9 末)	295 億円	429 億円	578 億円	581 億円

1. 資本参加の概要

資本参加額	100 億円 (国 85 億円、信金中金 15 億円)	150 億円 (国 130 億円、信金中金 20 億円)	180 億円 (国 157 億円、信金中金 23 億円)	200 億円 (国 175 億円、信金中金 25 億円)
信託受益権の配当率	前年度の預金保険機構の金融機能強化勘定における資金調達コスト (当初 0.25%)			
純資産額(24/3 末見通し)	104 億円程度	166 億円程度	210 億円程度	229 億円程度

※ 国は、信金中央金庫から、4 信用金庫が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

2. 被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策（主なもの）

①実施体制の整備	・地域の復興計画の進展や利用者の利便性向上等を踏まえた店舗網の再整備		<ul style="list-style-type: none"> ・取引先の避難状況を踏まえた対応 － 営業地区外への相談所の設置、宮城県南部及びいわき市への新店舗開設 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・営業店のみでは対応困難な相談を本部が直接受け付ける窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・取引先の復興に資する取組みを統括する本部の専門部署の創設 		
②具体的な取組み方策	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付条件の変更等への柔軟な対応、被災者の事業や生活の再建に資する融資商品の開発・提供 ・東北地区信用金庫協会と連携したビジネスマッチング機会の創出等による販路拡大支援 ・取引先の事業再生・事業承継に向けた支援 <ul style="list-style-type: none"> － 中小企業再生支援協議会と連携した事業再生計画の策定支援、DDS・DES・債権放棄等の金融手法の活用、産業復興機構・東日本大震災事業者再生支援機構・信金業界の復興支援ファンドの活用、個人版私的整理ガイドラインの適切な運用 等 － 信金キャピタル（信金中央金庫の子会社）のM&A仲介機能の活用等による事業承継支援 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・宮古市産業支援センターとの連携による被災事業者の状況把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・NPOとの連携による事業立上げ等の支援のための基金の設立 	<ul style="list-style-type: none"> ・税理士・会計士等との連携による経営改善計画の策定支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の信金との連携による県内外での相談会等の開催

金融機能強化法の震災特例（一般的特例）に基づく資本参加の概要 （平成 24 年 3 月 14 日（水）決定）

那須信用組合（栃木県那須塩原市）	
預金残高（23/9 末）	8 7 4 億円
貸出金残高（23/9 末）	4 4 5 億円

1. 資本参加の概要

資本参加額	7 0 億円（国 5 4 億円、全信組連 1 6 億円）
優先信託受益権の配当率	前年度の預金保険機構の金融機能強化勘定における資金調達コスト（当初 0. 2 5 %）
自己資本比率（24/3 末見通し）	1 6. 2 %程度

2. 被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策（主なもの）

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・本部による営業店支援体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> － 事業再生支援チームの創設（営業店のみでは対応困難な案件をサポート） － 新規融資先開拓チームの創設（営業店と連携して復興に向けた資金需要に対応）
② 具体的な取り組み方策	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付条件の変更等への柔軟な対応 ・被災者の事業や生活の再建に資する融資商品の開発・提供 ・県内金融機関と連携したビジネスマッチング機会の創出等による販路拡大支援の継続実施 ・取引先の事業再生・事業承継に向けた支援 <ul style="list-style-type: none"> － 中小企業再生支援協議会との連携強化（事業再生計画の策定支援、DDS 等を含む金融支援）、東日本大震災事業者再生支援機構・しんくみりカバリ（業界の事業再生ファンド）の活用、個人版私的整理ガイドラインの適切な運用 － 中小企業診断士等の専門家と連携した事業承継支援

節電の取組みについて

	政府全体の取組み（政府方針）	金融庁の取組み
2011年 夏期	<p>○東京・東北電力管内 ピーク期間・時間帯※の使用最大電力の抑制を原則として、▲15%の削減 ※東京電力管内：7月1日～9月22日の平日の9時～20時 東北電力管内：7月1日～9月9日の平日の9時～20時 大口需要家（契約電力500kW以上）に対しては、電気事業法第27条による使用制限※ ※電気事業法第27条による電気の使用制限について、①東日本大震災及び新潟・福島豪雨の被災地は9月2日、②東京電力管内は9月9日をもって終了することとなった</p> <p>○関西電力管内 ピーク期間・時間帯※において、使用最大電力の抑制を基本として、▲10%以上を目途に節電に取り組む ※7月25日～9月22日の平日の9時～20時</p> <p>○九州・四国・中部・北陸・中国電力管内 国民生活及び経済活動に支障を与えない範囲内での節電に取り組む（数値目標は設定せず）</p>	<p>○東京電力・東北電力管内 金融機関に対して政府方針を達成するための節電行動計画及び実施結果について、銀行法第24条等の業法に基づき報告徴求</p> <p>○関西電力管内 金融機関等に対して政府方針を達成するための節電行動計画及び実施結果の提出を求める監督局長等名の要請文を发出</p> <p>○九州・四国・中部・北陸・中国電力管内 金融機関等に対して、夏期の電力需要抑制に取り組むよう求める監督局長等名の要請文を发出</p>
2011年 冬期	<p>○関西・九州電力管内 ピーク期間・時間帯※において、使用最大電力の抑制を基本として、関西電力管内で▲10%以上、九州電力管内で▲5%以上を目途に節電に取り組む ※関西電力管内は12月19日～3月23日の平日9時～21時 九州電力管内は12月26日～2月3日の平日8時～21時</p> <p>○沖縄電力を除く全ての電力会社管内 国民生活及び経済活動に支障を与えない範囲内での節電に取り組む（数値目標は設定せず）</p>	<p>○関西・九州電力管内 金融機関等に対して政府方針を達成するための節電行動計画及び実施結果の提出を求める監督局長等名の要請文を发出</p> <p>○沖縄電力を除く全ての電力会社管内 金融機関等に対して、冬期の電力需要抑制に取り組むよう求める監督局長等名の要請文を发出</p>
2012年 夏期	<p>○沖縄電力を除く全ての電力会社管内 数値目標を伴わない節電を要請</p> <p>○沖縄・東京・東北電力を除く電力管内(中西日本電力6社・北海道電力管内) ピーク期間・時間帯※において、使用最大電力の抑制を基本として、数値目標つきの節電（関西電力管内で▲15%、九州電力管内で▲10%、北海道・四国電力管内で▲7%、中部・北陸・中国電力管内で▲5%）を要請。 ※中西日本電力6社：7月2日～9月7日（8月13日～15日を除く）の平日の9時～20時 北海道電力：7月23日～9月7日（8月13日～15日を除く）の平日の9時～20時 9月10日～9月14日の17時～20時</p>	<p>○東京・東北電力管内 金融機関等に対して政府方針を達成するための節電行動計画及び実施結果の提出を求める監督局長等名の要請文を发出</p> <p>○中西日本電力6社・北海道電力管内 金融機関に対して夏期の電力需要抑制に取り組むよう求める監督局長等名の要請文を发出</p>

平成23年3月11日

内閣府特命担当大臣(金融) 自見 庄三郎

日本銀行総裁

白川 方明

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する 金融上の措置について

今回の平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震により被害を受けられた被災者の皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

さて、今回の地震による被害者の皆様に対し、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講ずるよう各金融機関等に要請しましたのでお知らせします。

1. 金融機関(銀行、信用金庫、信用組合等)への要請

- (1) 預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻しに応ずること。
- (2) 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。
- (3) 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。
また、これを担保とする貸付にも応ずること。
- (4) 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとすること。
- (5) 災害時における手形の不渡処分について配慮すること。
- (6) 汚れた紙幣の引換えに応ずること。
- (7) 国債を紛失した場合の相談に応ずること。
- (8) 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。
- (9) 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。
また、窓口における営業が出来ない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。
- (10) (1)～(9)にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うこと。
- (11) 営業停止等の措置を講じた営業店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

2. 証券会社への要請

- (1) 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置を講ずること。

- (2) 有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力をすること。
- (3) 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置を講ずること。
- (4) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。
- (5) その他、顧客への対応について十分配慮すること。

3. 生命保険会社、損害保険会社及び少額短期保険業者への要請

- (1) 保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限りの便宜措置を講ずること。
- (2) 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。
- (3) 生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。
- (4) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

4. 火災共済協同組合への要請

- (1) 共済契約証書、届出印鑑等を喪失した共済契約者等については、可能な限りの便宜措置を講ずること。
- (2) 共済金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。
- (3) 共済掛金の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。
- (4) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(本件に関する照会先)

金融庁監督局総務課
電話 03-3506-6000(内3380、2688)
日本銀行本店
電話 03-3277-2369

以上

重要なお知らせ

[ホーム](#) [重要なお知らせ](#)

重要なお知らせ

東日本大震災による不渡手形の状況について

全国銀行協会では、平成23年3月11日の震災当日に内閣府特命担当大臣（金融）および日本銀行総裁の連名により全国銀行協会会長宛に発出された「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置について」において、「災害時における手形の不渡処分について配慮すること」が要請されたことを受け、同日、手形交換所を運営する各地銀行協会に対して、平成23年3月11日から当分の間、全手形交換所において、東日本大震災のため不渡となった手形・小切手について、不渡報告への掲載等の猶予（注）を実施することを通知いたしました。

（注）異議申立がなければ、1か月後に免除決定。

上記の措置については、福島県の一部地域を除き、4月4日（水）の交換（呈示）分をもって終了しております。詳しくは2月16日付[全銀協ニュース](#)をご覧ください。

なお、上記の措置により不渡報告への掲載等が猶予された手形・小切手（「東日本大震災による不渡手形」）の枚数は次のとおりです。

平成24年4月23日更新

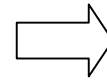
平成24年4月23日	3月分 <small>PDF</small>
平成24年3月22日	2月分 <small>PDF</small>
平成24年2月22日	1月分 <small>PDF</small>
平成24年1月23日	12月分 <small>PDF</small>
平成23年12月22日	11月分 <small>PDF</small>
平成23年11月22日	10月分 <small>PDF</small>
平成23年10月24日	9月分 <small>PDF</small>
平成23年9月29日	3～8月分 <small>PDF</small>

[前へ戻る](#) | [ページTOPへ戻る](#)

1. 金融検査マニュアル

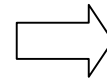
【特例措置】（震災により一時的に実態把握が困難な債務者）

○ 資産査定は、決算期末日（3月末）を基準日として、債務者の実態を踏まえ行う



○ 震災により、実態の把握が困難な債務者への貸出金等については、それまでに把握している情報に基づき査定し、その旨を「注記」

○ 担保物件の評価に当たっては、決算期末日を基準日として、当該物件を実地に確認（実査）する等、現況に基づく評価を行う



○ 再評価・実査が困難な担保物件は、それまでに把握している情報に基づき査定し、その旨を「注記」

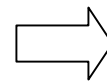
【運用の明確化】（被災地に限定されず震災の影響を受けている債務者）

○ 一般的な取扱いとして、赤字の原因が一過性のものであり、短期間に黒字化することが確実と見込まれる債務者については正常先と判断することとしているが、今般の震災による赤字・延滞を「一過性」のものと判断できる場合には、債務者区分の引き下げを行わなくてもよいことを明確化。

○ 貸倒引当金実績率の算定に当たっては、今般の震災の影響による貸倒等の実績は異常値として、震災の影響がない貸出金の実績率等に算入しなくてもよいことを明確化。

2. 監督指針の特例措置（被災地に限定されず震災の影響を受けている債務者）

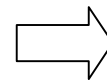
○ 中小企業に限って、条件変更時の経営再建計画の策定を最長1年間猶予



○ この取扱いを中小企業以外にも適用

○ 既に条件変更に応じた中小企業の経営再建計画の策定猶予期間については再延長も可

○ 計画期間については、中小企業以外は3年、中小企業は5年が原則



○ 震災による被害を考慮した合理的な期間の延長も可（金融検査マニュアルも併せて措置）

平成 22 年 3 月 30 日
閣 議 決 定
平成 24 年 7 月 20 日
一 部 改 定

消費者基本計画(抄)

【具体的施策】

1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

(2) 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保

ア 消費者取引の適正化を図るための施策を着実に推進します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
46	改正貸金業法を円滑に実施するために必要な施策を検討します。多重債務問題の解決のために、丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化などを柱とする「多重債務問題改善プログラム」を着実に実施します。	消費者庁 警察庁 金融庁 総務省 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	継続的に実施します。
48	外国為替証拠金取引やファンドを取り扱う登録業者について、情報収集に努め、金融商品取引法を厳正に運用するとともに、投資家保護上必要な行政対応を実施していきます。 また、当局からの破産手続開始の申立てについては、必要があれば、迅速かつ適切な運用を行います。	金融庁	引き続き実施します。
60	未公開株、社債、ファンド取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、情報集約から取締りまでを一貫して、かつ迅速に行う体制のもと、取締りを強化します。また、高齢者に被害が集中していることを踏まえ、多様なチャネルを通じた注意喚起・普及啓発を強化します。さらに、被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についても検討を行います。 特に、無登録業者や無届募集者等による違法な勧誘行為について、国民に対する情報提供と注意喚起を一層充実させます。悪質な業者に対しては文書による警告を行うほか、関係行政機関の間で情報交換・意見交換を行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止を図ります。	消費者庁 警察庁 金融庁	一部実施済み(注60)。継続的に実施・引き続き検討します。
60-2	CO2 排出権取引への投資に係る諸問題について、相談の実態や類似の取引に対する規制の状況等を踏まえ、効果的な対応策について検討します。	消費者庁 金融庁 経済産業省 環境省	直ちに検討に着手します。
62	無登録業者等による未公開株の販売等やファンド業者による資金の流用等の詐欺的な事案が見られるところ、関係機関と連携し、金融商品取引法違反行為を行う者に対する裁判所への差止命令の申立て及びそのための調査の制度の活用を進めます。	金融庁	引き続き実施します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
63	消費者信用分野における諸問題について、各関連法令の施行状況や各業態等における取引実態などを踏まえ、消費者信用全体の観点から検討します。	金融庁 関係省庁等	引き続き検討します。
64	金融機関等に対し、不正利用口座に関する情報提供を行うとともに、広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、当該情報提供の状況等につき、四半期毎に公表を行います。 「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」による最終取りまとめ（「預保納付金の具体的使途について」）に基づいて事業の担い手を決定するとともに、当該担い手において事業運営の公正性・透明性が確保された上で、両事業が速やかに開始され、広く犯罪被害者等の支援が展開されるよう、適切な対応を行います。また、被害者への返金については、引き続き、返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組を促すことにより、返金率の向上に努めます。	金融庁 財務省	前段について、継続的に実施します。 一部実施済み(注64)。 後段について、引き続き検討します。
65	キャッシュカード利用者に対し、偽造キャッシュカードによる被害防止へ向けたカード管理上の注意喚起を実施するとともに、金融機関の犯罪防止策や犯罪発生後の対応措置への取組状況をフォローアップし、各種被害手口に対応した金融機関における防止策等を促進します。	警察庁 金融庁	継続的に実施します。
66	金融機関に対し、意見交換会等を通じて振り込め詐欺に関する注意喚起等を引き続き行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止並びに被害回復に向けた金融機関の取組をより一層促進します。	警察庁 金融庁	継続的に実施します。

(3) 消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実
イ. 学校における消費者教育を推進・支援します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
94	新学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等については、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、学校における消費者教育に対する支援を行います。	消費者庁 金融庁 総務省 法務省 関係省庁等	一部実施済み(注94)。 継続的に実施します。

ウ 地域における消費者教育を推進・支援します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
96	担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などを行い、社会教育施設等地域における消費者教育の推進を行います。	消費者庁 公正取引委員会 金融庁 法務省 文部科学省	継続的に実施します。

(4) 消費者の意見の消費者政策への反映と透明性の確保

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
108	審議会委員の選任に当たっては、当該審議会の性格等に応じて、生活者・消費者を代表する委員の選任に努めます。	関係省庁等	継続的に実施します。
109	消費者からの情報・相談を受け付ける体制を整備します。	関係省庁等	継続的に実施します。

(5) 消費者の被害等の救済と消費者の苦情処理・紛争解決の促進

ア 消費者被害の救済のための制度の創設に向け検討を行います。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
46再	改正貸金業法を円滑に実施するために必要な施策を検討します。多重債務問題の解決のために、丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化などを柱とする「多重債務問題改善プログラム」を着実に実施します。	消費者庁 警察庁 金融庁 総務省 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	継続的に実施します。

イ 裁判外紛争処理手続(ADR)を行う関係機関等と連携し、消費者の苦情を適切かつ迅速に処理するとともに、紛争解決を着実に実施します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
115	金融分野における裁判外紛争解決制度の円滑な実施を図るとともに、同制度の確実な浸透に向けた広報に取り組んでいきます。また、金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みも活用し、指定紛争解決機関間の連携の強化を図ります。	金融庁	継続的に実施します。
118	金融サービス利用者相談室の在り方について、平成 22 年度以降継続的に検証を行い、その結果と今後の対応方針を必要に応じて公表するほか、役割の検討、拡充を図ります。	金融庁	継続的に実施します。

金融庁における金融経済教育への取り組み

平成 24 年 6 月末現在

年 月		内 容
12 年	6 月	金融審議会答申において、金融分野における「消費者教育」の必要性について言及
14 年	11 月	「金融サービス利用者コーナー」を金融庁ウェブサイト到新設 学校における金融教育の一層の推進のため、文部科学省に対して文書（「学校における金融教育の一層の推進について」）で要請
15 年	10 月	中学生・高校生向け副教材「インターネットで学ぼう わたしたちの生活と金融の働き」を金融庁ウェブサイトに掲載
16 年	1 月	「金融経済教育を考えるシンポジウム」を主催（参加者数 284 名）
	5 月	児童・生徒と日常的に接している教師から直接意見を聞くための「金融経済教育に関する懇談会」を 3 回開催（5～6 月）
	7 月	小学生向けパンフレット「金融庁 くらしと金融」の作成・ウェブサイト掲載
	8 月	「初等中等教育段階における金融経済教育に関するアンケート」結果のウェブサイト掲載
	11 月	中学生・高校生向け副教材の改訂・ウェブサイト掲載
	12 月	高校卒業生向けパンフレット「はじめての金融ガイド」の作成・ウェブサイト掲載
17 年	2 月～3 月	中学生・高校生向け副教材等（1.8 万部）を全国の中学・高校へ配布し、同時にこれまでの金融庁の取組等への評価を聞くアンケートを実施 大臣の私的懇談会である「金融経済教育懇談会」を設置（6 月までに 7 回開催）
	4 月	副教材等配布に際し行った金融経済教育に関するアンケートの回答結果の公表 金融庁ウェブサイト「金融サービス利用者コーナー」を「おしえて金融庁」、「一般のみなさんへ」に再編
	6 月	金融経済教育懇談会において「論点整理」を公表
	7 月	内閣府、金融庁、文部科学省、日本銀行の 4 者で「経済教育等に関する関係省庁連絡会議」を設置。同会議において、今後の経済教育等に関しての「工程表」を作成。
	12 月	小学生向けパンフレット「くらしと金融」の改訂
	12 月～18 年 1 月	「お金の使い方と地域社会について考えるシンポジウム」を大阪（12 月 参加者 359 名）、千葉（1 月 参加者 255 名）にて開催
	18 年	5 月
9 月		学校における金融経済教育の一層の推進のため、文部科学省に対して文書（「学校における金融経済教育の一層の推進について」）で要請。
12 月		財務局・財務事務所を通じ、都道府県教育委員会に対し、教員向け研修会等において、金融経済教育関係のカリキュラムを取上げることを文書で要請。
19 年		1 月

年 月	内 容	
2月	高校卒業生向けパンフレット「はじめての金融ガイド」を大幅改訂し、全国の高等学校に加え、大学生協、消費生活センター、ハローワーク等に広く配布（10万部）するとともに、ウェブサイトに掲載。19年5月増刷・配付（17万部）。	
3月	中学生・高校生向け副教材を改訂し、中学生向け図説パンフレットと高校生向けパソコンソフトを作成。全国の中学・高校へ配布するとともに、ウェブサイトに掲載。	
4月～6月	財務局・財務事務所とともに全国の都道府県教育委員会及び県庁所在地の市教育委員会を訪問し、当庁作成のパンフレット等の活用及び多重債務者発生予防に関する教育の実施を要請（40県）。	
9月	借金（多重債務）問題に関する啓発リーフレットを作成し、ウェブサイトに掲載するとともに、全国の高等学校へ配付（約6万部）。	
9月～20年3月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を広島（9月 参加者173名）、大阪（11月 参加者164名）、東京（12月 参加者96名）、愛知（20年1月 参加者219名）、宮城（3月 参加者152名）で開催。	
10月	地方公共団体が行う多重債務者発生予防のための金融経済教育推進の取り組みを支援するため、借金（多重債務）問題に関する啓発リーフレット（約69万部）及び「はじめての金融ガイド」（約27万部）を全国の都道府県・市区町村に配布。 学校における金融経済教育の一層の推進のため、文部科学省に対して文書（「新学習指導要領における金融経済教育に関する記載の充実について」）で要請。	
20年	1月	小・中・高校の社会科・家庭科の教科書製作会社（17社32名）を対象に金融経済教育に関する説明会を開催。
3月	借金（多重債務）問題に関する啓発リーフレット（改訂版）を全国の地方公共団体へ配付（約30万部）。 全国の中学・高校・高専・短大・大学の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（中学生向け図説パンフレット約4万7千部、高校生向けパソコンソフト、約2千枚）、「はじめての金融ガイド」約30万2千部、借金問題に関する啓発リーフレット約29万7千枚）。 多重債務者、振り込め詐欺、偽造盗難キャッシュカード等の金融トラブルの未然防止のため、「はじめての金融ガイド」と併せて活用できるDVD教材を作成。全国すべての地方公共団体、大学・短大・高専・高等学校に配布（20年5月）。 「はじめての金融ガイド」の活用促進を図るため、講師用指導マニュアルを作成し、ウェブサイトに掲載。	
4月～21年3月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「はじめての金融ガイド」約18万1千部、借金問題に関する啓発リーフレット約3万3千枚）。	
6月～21年3月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を福岡（6月 参加者134名）、金沢（9月 参加者102名）、札幌（11月 参加者172名）、高松（2月 参加者111名）、熊本（3月 参加者159名）で開催。	
21年	4月～22年3月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「はじめての金融ガイド」約23万2千部）。
22年	1月～3月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を沖縄（1月 参加者130名）、東京（2月 参加者97名）、大阪（2月 参加者59名）、広島（2月 参加者104名）、愛知（3月 参加者167名）、宮城（3月 参加者180名）で開催。

年 月		内 容
	4月 ～23年3月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「はじめての金融ガイド」約17万9千部）。
	11月 ～23年3月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を福岡（11月 参加者175名）、金沢（11月 参加者151名）、高松（12月 参加者197名）、東京（1月 参加者107名、札幌（2月 参加者128名）、熊本（3月 参加者170名）で開催。
	12月 ～23年3月	未公開株取引に関するトラブルの発生や拡大を防止するためのパンフレット「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を作成し、ウェブサイトに掲載。また地方公共団体等の要請に応じ、無償配布（約52万部）。
23年	5月	各財務局、各金融広報委員会に対して、「金融経済教育に関する各地での協力」について依頼する事務連絡文書を金融庁、金融広報中央委員会の連名で発出。
	10月	「はじめての金融ガイド」を「基礎から学べる金融ガイド」として改訂し、ウェブサイトに掲載。あわせて、講師用指導マニュアルについても改訂し、ウェブサイトに掲載。
	12月	「基礎から学べる金融ガイド」及び同「講師用指導マニュアル」を全国の大学、高校、地方公共団体等へ配布。
	11月～12月	「金融トラブルに巻き込まれないためのシンポジウム」を名古屋（11月 参加者124名）、那覇（12月 参加者140名）で開催。
24年	1月	「金融トラブルに巻き込まれないためのシンポジウム」を広島（1月 参加者152名）、大阪（1月 参加者134名）で開催。
	23年4月 ～24年3月	地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」約19万部）。
	23年10月 ～24年3月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「基礎から学べる金融ガイド」約33万部）。

資料 6-7-2

一般社会人やこれから社会人となる大学生、高校生を対象とした金融取引等の基礎的知識に関するガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」

WEBサイトアドレス

<http://www.fsa.go.jp/teach/kou3.pdf>

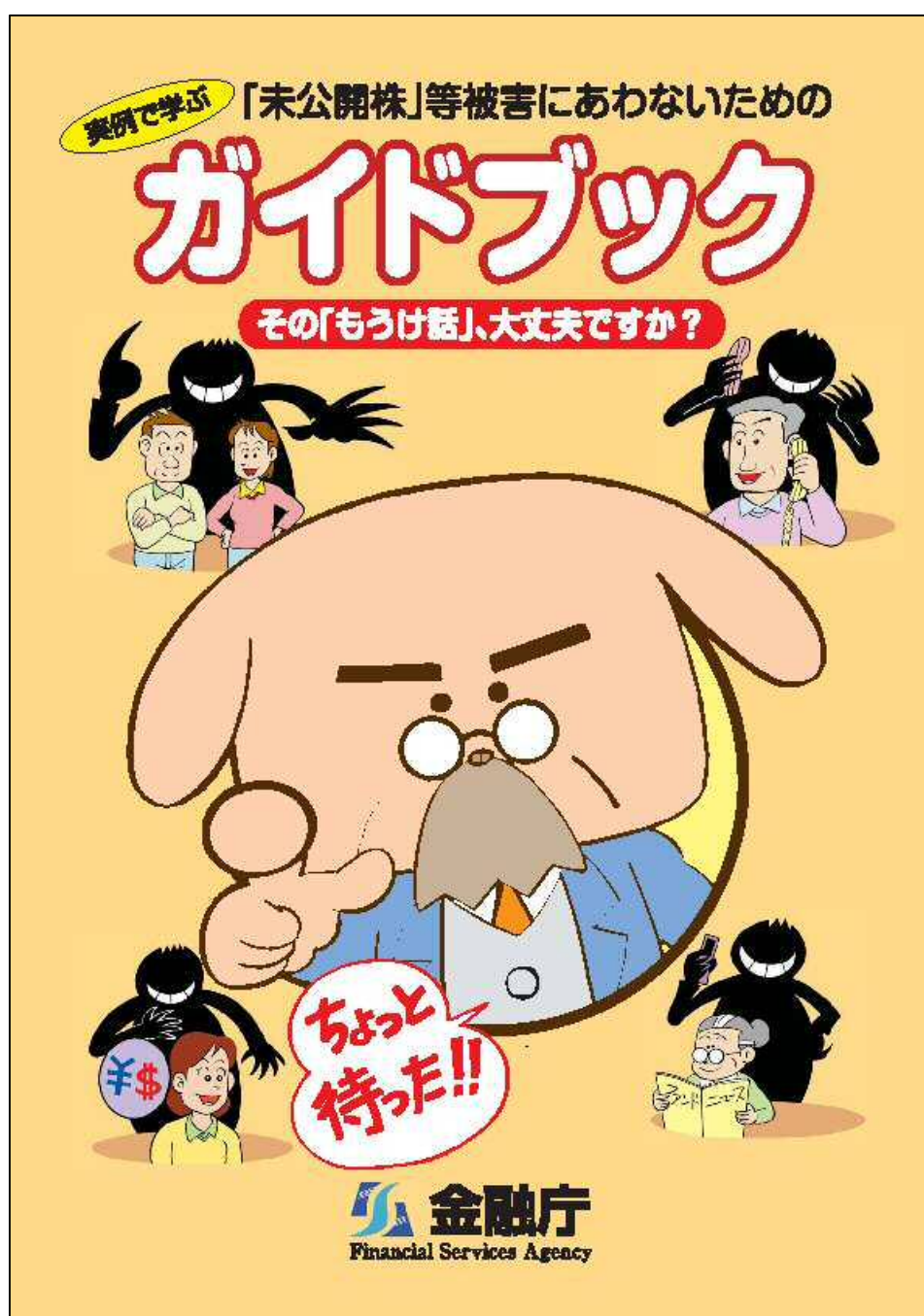


未公開株取引等に関するトラブルについて、被害の発生や拡大を防止するため、実例を基に分かりやすく解説した内容のガイドブック

「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」

WEBサイトアドレス

<http://www.fsa.go.jp/common/about/pamphlet/mikoukaikabu.pdf>



金融トラブルに巻き込まれない ためのシンポジウム

**参加
無料**

日時 平成23年12月3日(土)
14:00~16:10(開場13:30)

場所 那覇市ぶんかテンプス館
テンプスホール

基調講演

「多重債務問題と高利回りをうたう悪質商法について」

宇都宮 健児 (うつのみや・けんじ)

現在、日本弁護士連合会会長、内閣に設置された多重債務者対策本部有識者会議委員、全国クレジット・サラ金問題対策協議会副代表幹事、高金利引き下げ・多重債務対策全国連絡会代表幹事、全国ヤミ金融対策会議代表幹事、地下鉄サリン事件被害対策弁護団団長、オウム真理教犯罪被害者支援機構理事長、全国消費者行政ウッチェねっと代表幹事、反貧困ネットワーク代表、人間らしい労働と生活を求める連絡会議(生活底上げ会議)代表世話人、週刊金曜日編集委員



プレゼンテーション ①

「金融に関するトラブル」～消費生活相談窓口の現場から～

NPO法人 消費者センター沖縄理事 消費生活アドバイザー
赤嶺 和子 (あかみね・かずこ)

プレゼンテーション ②

「金融トラブルにご用心!」～そのお話、大丈夫ですか?～

沖縄総合事務局 財務部 金融監督課長
幅崎 秀一 (はばさき・しゅういち)

■お申込み締切日

平成23年11月30日(水) 定員150名

定員になり次第、締切らせていただきます。予めご了承ください。

■お申込み方法

FAX

裏面のFAX申込書に必要事項をご記入いただきシンポジウム参加受付事務局までお送りください。

※FAXお申込み時にすでに定員となっている場合がありますので、予めご了承ください。

ハガキ

ご氏名(ふりがな)、ご住所、電話番号を必ずご記入の上、下記シンポジウム参加受付事務局までお送りください。

※はがき到着時にすでに定員となっている場合がありますので、予めご了承ください。

WEB

<https://www.p-unique.co.jp/kinyu-naha/> 内の応募フォームにご入力の上、ご応募ください。

※参加の可否につきましては、参加証の発送をもって通知にかえさせていただきます。

■お申込に関するお問合せ先

金融トラブルに巻き込まれないためのシンポジウム参加受付事務局
(株式会社プロセスユニーク内)
〒104-0061 東京都中央区銀座6丁目14番5号 銀座TS・サンケイビル7F
TEL:03-3545-3571 FAX:03-3545-3610
E-mail:kinyuusimpo@p-unique.co.jp

会場地図



■内容に関するお問合せ先

沖縄総合事務局財務部 TEL:098-866-0091

※開催会場へのお問合せはご連絡ください。

主催：金融庁・沖縄総合事務局

後援：内閣府・消費者庁・文部科学省・金融広報中央委員会・沖縄県・那覇市・沖縄県金融広報委員会

2011年度金融知識普及功績者一覧

〔個人の部〕

1. 清水 彬
(山形県)
・地域における金融分野を中心とした講演活動において、自身が作成した資料を用い、工夫を凝らした講演を行うなど、広く金融知識の普及に貢献。
2. 滝本 忠夫
(福島県)
・学生、一般市民等、幅広い年齢層を対象に、様々な講演テーマを掲げ、積極的に講演活動を行うなど、地域における金融知識の普及に貢献。
3. 安達 正紀
(福島県)
・元金融機関職員としての経験を活かし、「金融経済問題」、「金融商品」、「消費者トラブル」、「ライフプラン」など、多岐にわたるテーマで積極的に講演活動を行うなど、金融知識の普及に貢献。
4. 原口 みどり
(千葉県)
・教員として、生徒のみならず教員、保護者、地域住民に対しても金融教育の重要性を働きかけ、金融教育研究校の委嘱を2度受けるなど、金融知識の普及に貢献。
5. 鈴木 昭子
(東京都)
・元教員としての経験を活かし、学生、一般市民等、幅広い年齢層を対象とした講演会等の講演活動を行うほか、少年矯正施設において社会復帰支援の一環として、金融知識啓発の活動を行うなど、金融知識の普及に貢献。
6. 田代 理公子
(静岡県)
・FPとしての豊富な知識と経験を活かし、児童から高齢者までの幅広い年齢層に対し、各層に分かりやすい講演を積極的に行うなど、広く金融知識の普及に貢献。
7. 森島 憲治
(大阪府)
・税理士、FPとしての豊富な経験を活かし、「税金」、「相続」、「資産形成」、「金融・金銭教育」など、多岐にわたる分野で、府外を含む地域へも講演活動を行うなど、金融知識の普及に貢献。
8. 中村 久枝
(山口県)
・消費生活相談員、FPとしての広い視野と豊富な知識を活かし、「退職前の生活設計」などの身近なテーマを中心とした講演活動を通じて、金融知識の普及に貢献。
9. 小串 恵子
(福岡県)
・FPとしての豊富な知識と経験を活かし、地域における金融分野の講演活動や、マスメディアへの出演など積極的に情報発信を行っており、広く金融知識の普及に貢献。
10. 橋野 君佳
(熊本県)
・高齢者、婦人会などを対象に、悪質商法対策をはじめとする金融分野に関して、身近な実例を示すなどの工夫を凝らした講演活動を積極的に行うなど、金融知識の普及に貢献。

〔団体の部〕

1. 額校下婦人部ボランティア
サークル おもちゃ箱
(石川県)
 - ・園児、児童、生徒を対象として、自作による布製のおもちゃを使った「お買い物ごっこ」を実施し、実践的に楽しみながら正しい金銭感覚を身につけさせるなど、疑似体験を通じて、積極的に金融教育に取り組んでいる。
2. 津市立一身田中学校
(三重県)
 - ・「起業教育」、「職場体験学習」、「職場訪問」など体験活動を積極的に導入し、働くことや生きることの意味や目的を自ら明確にするとともに、将来への夢や希望を持ち、社会とのかかわりを認識しながら自己実現していくための基礎を培う「キャリア教育」を学校の教育目標と位置づけ、金融教育の実践に取り組んでいる。
3. 宇和島市立宇和津小学校
(愛媛県)
 - ・教科等における金銭教育に関する授業実践、金融広報アドバイザーを迎えての授業公開・講演会、通信等による家庭や地域への啓発活動など、学校全体で積極的に金融教育の実践に取り組んでいる。

金融知識普及を目的として金融機関団体等が開催した
各種事業に対する金融庁の「後援」名義使用承認状況

承認日	主 催	開催日(期間)	事 業 等 の 名 称
23/8/12	経済教育学会	23年9月30日～ 10月2日	経済教育学会第27回全国大会
23/8/22	日本証券業協会	23年9月24日～ 11月6日	平成23年度「投資の日」記念イベント
23/9/15	日本証券業協会	23年11月26日	金融経済教育に関する学校長セミナー～自立した社会人育成に向けて～
23/11/17	日本証券業協会	23年12月26日～ 24年1月10日	金融経済教育フォーラム
24/1/16	金融知力普及協会	24年1月22日	第6回全国高校生金融経済クイズ選手権「エコノミクス甲子園」
24/2/17	(財)生命保険文化センター	24年5月15日～ 9月10日	第50回中学生作文コンクール
24/5/10	金融広報中央委員会	24年6月1日～ 25年3月20日	第45回「おかねの作文」コンクール(中学生向け)
24/5/10	金融広報中央委員会	24年6月1日～ 25年3月20日	第10回「金融と経済を考える」高校生小論文コンクール
24/5/10	金融広報中央委員会	24年6月1日～ 25年3月20日	第9回金融教育に関する小論文・実践報告コンクール
24/5/10	金融広報中央委員会	24年8月～ 25年1月	2012年度「親子のためのおかね学習フェスタ」
24/5/10	金融広報中央委員会	24年7月31日	2012年度「教員のための金融教育セミナー」
24/5/29	(株)日本経済新聞社	24年5月～ 25年3月	第13回日経 STOCK リーグ
24/5/29	(社)投資信託協会	24年6月16日～ 25年2月2日	投信フォーラム2012
24/5/29	日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	24年6月1日～ 10月31日	小学生『夢をかなえる』作文全国コンクール
24/6/12	全国公民科・社会科教育研究会	24年8月7日～ 8月9日	証券・経済セミナー

承認日	主 催	開催日(期間)	事業等の名称
24/6/12	日本証券業協会	24年7月30日～ 8月17日	教員向け金融経済夏期セミナー
24/6/25	日本証券業協会	24年8月10日	金融経済教育に関する学校長セミナー～自立した社会人育成に向けて～
24/6/25	日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	24年10月～11月	平成24年度「FPの日®(全国一斉FPフォーラム)」